官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○第一種指定電気通信設備接続料規則の一部を改正する省令（総務一）　一
○道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（国土交通一）　六
〔法規的告示〕
○道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（国土交通八）　三六
○自動車騒音の大きさの許容限度の一部を改正する告示（環境二）　四四
〔その他告示〕
○有形文化財を重要文化財に指定する件（文部科学一）　六六
○肥料の登録の有効期間を更新した件（農林水産三〇）　七七
○登録外国生産業者の住所の変更に係る届出があった件（同三一）　八〇
○肥料の登録が失効した件（同三二）　八九
○改良すべき踏切道を指定した件（国土交通九）　八九
○砂防法第二条の土地を指定する件（同一〇～一三、一五、一七～二一、二六～二八）　九四
○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（同一四、二二～二五）　九五
○直轄砂防工事を施行する件（同一六）　九六
〔官庁報告〕
文　教
日本学士院会員候補者の推薦について（日本学士院）　一〇〇
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一〇一
特殊法人等
首都高速道路株式会社都市計画事業、独立行政法人都市再生機構関係　一四一
地方公共団体
行旅死亡人関係　一四二
会社その他
会社決算公告　一四六

省令

○総務省令第一号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第三十三条第四項第二号の規定に基づき、第一種指定電気通信設備接続料規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年一月九日

総務大臣　林　芳正

第一種指定電気通信設備接続料規則の一部を改正する省令

第一種指定電気通信設備接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後

別表第２の２（第６条関係）　正味固定資産価額算定に用いる数値

項目	数値	単位
［略］		
き線管路総延長	118,639	km
［略］		
電線共同溝総延長	1,575	km
情報ボックス総延長	8,312	km
［略］		
ＱｏＳ制御係数	1.27	—
［略］		
ＩＰデータ系Mbps当たりパケット数	108	pps／Mbps
［略］		
土地単価時点補正係数（北海道）	1.0005	—
土地単価時点補正係数（青森県）	0.6749	—
土地単価時点補正係数（岩手県）	0.7185	—
土地単価時点補正係数（宮城県）	1.2376	—
土地単価時点補正係数（秋田県）	0.6330	—
土地単価時点補正係数（山形県）	0.7599	—
土地単価時点補正係数（福島県）	0.8373	—
土地単価時点補正係数（茨城県）	0.7235	—
土地単価時点補正係数（栃木県）	0.7205	—
土地単価時点補正係数（群馬県）	0.7233	—
土地単価時点補正係数（埼玉県）	0.9424	—
土地単価時点補正係数（千葉県）	1.0385	—
土地単価時点補正係数（東京都）	1.2420	—
土地単価時点補正係数（神奈川県）	1.0258	—

改正前

別表第２の２（第６条関係）　正味固定資産価額算定に用いる数値

項目	数値	単位
［同左］		
き線管路総延長	120,474	km
［同左］		
電線共同溝総延長	1,568	km
情報ボックス総延長	8,324	km
［同左］		
ＱｏＳ制御係数	1.24	—
［同左］		
ＩＰデータ系Mbps当たりパケット数	116	pps／Mbps
［同左］		
土地単価時点補正係数（北海道）	0.9805	—
土地単価時点補正係数（青森県）	0.6730	—
土地単価時点補正係数（岩手県）	0.7157	—
土地単価時点補正係数（宮城県）	1.1843	—
土地単価時点補正係数（秋田県）	0.6288	—
土地単価時点補正係数（山形県）	0.7578	—
土地単価時点補正係数（福島県）	0.8297	—
土地単価時点補正係数（茨城県）	0.7180	—
土地単価時点補正係数（栃木県）	0.7211	—
土地単価時点補正係数（群馬県）	0.7243	—
土地単価時点補正係数（埼玉県）	0.9222	—
土地単価時点補正係数（千葉県）	0.9890	—
土地単価時点補正係数（東京都）	1.1575	—
土地単価時点補正係数（神奈川県）	0.9846	—

土地単価時点補正係数（新潟県）	0.7438	—
土地単価時点補正係数（富山県）	0.8275	—
土地単価時点補正係数（石川県）	0.8276	—
土地単価時点補正係数（福井県）	0.7039	—
土地単価時点補正係数（山梨県）	0.7423	—
土地単価時点補正係数（長野県）	0.7653	—
土地単価時点補正係数（岐阜県）	0.7913	—
土地単価時点補正係数（静岡県）	0.8217	—
土地単価時点補正係数（愛知県）	1.0997	—
土地単価時点補正係数（三重県）	0.7865	—
土地単価時点補正係数（滋賀県）	0.8700	—
土地単価時点補正係数（京都府）	1.0331	—
土地単価時点補正係数（大阪府）	1.0043	—
土地単価時点補正係数（兵庫県）	0.9362	—
土地単価時点補正係数（奈良県）	0.8321	—
土地単価時点補正係数（和歌山県）	0.6686	—
土地単価時点補正係数（鳥取県）	0.6648	—
土地単価時点補正係数（島根県）	0.7201	—
土地単価時点補正係数（岡山県）	0.8525	—
土地単価時点補正係数（広島県）	0.8891	—
土地単価時点補正係数（山口県）	0.7317	—
土地単価時点補正係数（徳島県）	0.6281	—
［略］		
土地単価時点補正係数（愛媛県）	0.7328	—
土地単価時点補正係数（高知県）	0.6002	—
土地単価時点補正係数（福岡県）	1.1865	—
土地単価時点補正係数（佐賀県）	0.7948	—
土地単価時点補正係数（長崎県）	0.8116	—

土地単価時点補正係数（新潟県）	0.7478	—
土地単価時点補正係数（富山県）	0.8267	—
土地単価時点補正係数（石川県）	0.8193	—
土地単価時点補正係数（福井県）	0.7026	—
土地単価時点補正係数（山梨県）	0.7439	—
土地単価時点補正係数（長野県）	0.7600	—
土地単価時点補正係数（岐阜県）	0.7909	—
土地単価時点補正係数（静岡県）	0.8201	—
土地単価時点補正係数（愛知県）	1.0703	—
土地単価時点補正係数（三重県）	0.7820	—
土地単価時点補正係数（滋賀県）	0.8615	—
土地単価時点補正係数（京都府）	0.9967	—
土地単価時点補正係数（大阪府）	0.9686	—
土地単価時点補正係数（兵庫県）	0.9128	—
土地単価時点補正係数（奈良県）	0.8316	—
土地単価時点補正係数（和歌山県）	0.6714	—
土地単価時点補正係数（鳥取県）	0.6669	—
土地単価時点補正係数（島根県）	0.7229	—
土地単価時点補正係数（岡山県）	0.8423	—
土地単価時点補正係数（広島県）	0.8742	—
土地単価時点補正係数（山口県）	0.7266	—
土地単価時点補正係数（徳島県）	0.6304	—
［同左］		
土地単価時点補正係数（愛媛県）	0.7357	—
土地単価時点補正係数（高知県）	0.6015	—
土地単価時点補正係数（福岡県）	1.1245	—
土地単価時点補正係数（佐賀県）	0.7733	—
土地単価時点補正係数（長崎県）	0.8021	—

土地単価時点補正係数（熊本県）	0.9646	—
土地単価時点補正係数（大分県）	0.8501	—
土地単価時点補正係数（宮崎県）	0.7947	—
土地単価時点補正係数（鹿児島県）	0.6855	—
土地単価時点補正係数（沖縄県）	1.4733	—
監視設備（総合監視）　対投資額比率	0.001620	—
監視設備（収容局設備）　対投資額比率	0.05681	—
監視設備（コア局設備）　対投資額比率	0.07911	—
監視設備（市外線路）　対投資額比率	0.03504	—
監視設備（市内線路）　対投資額比率	0.01092	—
監視設備（伝送無線機械）　対投資額比率	0.09115	—
共通用建物　対投資額比率	0.01175	—
共通用土地　対投資額比率	0.007921	—
［略］		
構築物　対投資額比率	0.06907	—
機械及び装置　対投資額比率	0.0006795	—
車両　対投資額比率	0.0001446	—
工具、器具及び備品　対投資額比率	0.009227	—
無形固定資産（ソフトウェアを除く。）　対投資額比率	0.004754	—

別表第４の３（第６条関係）　費用算定に用いる数値

項　　目	数　　値	単　　位
［略］		
光ケーブル成端架施設保全費対投資額比率	0.04233	—
伝送装置施設保全費対投資額比率	0.01917	—
［略］		
共用収容ルータ施設保全費対投資額比率	0.09313	—
共用コアルータ施設保全費対投資額比率	0.08813	—
［略］		
ＣＳ施設保全費対投資額比率	0.07456	—

土地単価時点補正係数（熊本県）	0.9316	—
土地単価時点補正係数（大分県）	0.8313	—
土地単価時点補正係数（宮崎県）	0.7926	—
土地単価時点補正係数（鹿児島県）	0.6887	—
土地単価時点補正係数（沖縄県）	1.3745	—
監視設備（総合監視）　対投資額比率	0.001565	—
監視設備（収容局設備）　対投資額比率	0.05680	—
監視設備（コア局設備）　対投資額比率	0.07993	—
監視設備（市外線路）　対投資額比率	0.03634	—
監視設備（市内線路）　対投資額比率	0.01082	—
監視設備（伝送無線機械）　対投資額比率	0.09865	—
共通用建物　対投資額比率	0.01311	—
共通用土地　対投資額比率	0.008625	—
［同左］		
構築物　対投資額比率	0.06792	—
機械及び装置　対投資額比率	0.0006746	—
車両　対投資額比率	0.0001338	—
工具、器具及び備品　対投資額比率	0.007926	—
無形固定資産（ソフトウェアを除く。）　対投資額比率	0.004371	—

別表第４の３（第６条関係）　費用算定に用いる数値

項　　目	数　　値	単　　位
［同左］		
光ケーブル成端架施設保全費対投資額比率	0.04511	—
伝送装置施設保全費対投資額比率	0.02088	—
［同左］		
共用収容ルータ施設保全費対投資額比率	0.09174	—
共用コアルータ施設保全費対投資額比率	0.08845	—
［同左］		
ＣＳ施設保全費対投資額比率	0.07202	—

関門系ルータ施設保全費対投資額比率	0.06495	—
［略］		
ＳＢＣ施設保全費対投資額比率	0.10635	—
ＥＮＵＭサーバ施設保全費対投資額比率	0.10293	—
ＤＮＳサーバ施設保全費対投資額比率	0.10237	—
メタルケーブル延長１km当たり施設保全費（北海道）	62,044	円／km
メタルケーブル延長１km当たり施設保全費（青森県）	58,569	円／km
メタルケーブル延長１km当たり施設保全費（岩手県）	60,464	円／km
メタルケーブル延長１km当たり施設保全費（宮城県）	62,991	円／km
メタルケーブル延長１km当たり施設保全費（秋田県）	59,990	円／km
メタルケーブル延長１km当たり施設保全費（山形県）	61,728	円／km
メタルケーブル延長１km当たり施設保全費（福島県）	62,675	円／km
メタルケーブル延長１km当たり施設保全費（茨城県）	61,886	円／km
メタルケーブル延長１km当たり施設保全費（栃木県）	62,044	円／km
メタルケーブル延長１km当たり施設保全費（群馬県）	60,622	円／km
メタルケーブル延長１km当たり施設保全費（埼玉県）	64,729	円／km
メタルケーブル延長１km当たり施設保全費（千葉県）	65,361	円／km
メタルケーブル延長１km当たり施設保全費（東京都）	69,941	円／km
メタルケーブル延長１km当たり施設保全費（神奈川県）	65,519	円／km

関門系ルータ施設保全費対投資額比率	0.07000	—
［同左］		
ＳＢＣ施設保全費対投資額比率	0.09453	—
ＥＮＵＭサーバ施設保全費対投資額比率	0.09460	—
ＤＮＳサーバ施設保全費対投資額比率	0.09333	—
メタルケーブル延長１km当たり施設保全費（北海道）	82,035	円／km
メタルケーブル延長１km当たり施設保全費（青森県）	77,259	円／km
メタルケーブル延長１km当たり施設保全費（岩手県）	79,988	円／km
メタルケーブル延長１km当たり施設保全費（宮城県）	83,855	円／km
メタルケーブル延長１km当たり施設保全費（秋田県）	79,533	円／km
メタルケーブル延長１km当たり施設保全費（山形県）	81,353	円／km
メタルケーブル延長１km当たり施設保全費（福島県）	82,717	円／km
メタルケーブル延長１km当たり施設保全費（茨城県）	82,945	円／km
メタルケーブル延長１km当たり施設保全費（栃木県）	82,035	円／km
メタルケーブル延長１km当たり施設保全費（群馬県）	80,898	円／km
メタルケーブル延長１km当たり施設保全費（埼玉県）	86,356	円／km
メタルケーブル延長１km当たり施設保全費（千葉県）	87,039	円／km
メタルケーブル延長１km当たり施設保全費（東京都）	92,952	円／km
メタルケーブル延長１km当たり施設保全費（神奈川県）	87,494	円／km

メタルケーブル延長１km当たり施設保全費（新潟県）	60,464	円／km
メタルケーブル延長１km当たり施設保全費（富山県）	62,833	円／km
メタルケーブル延長１km当たり施設保全費（石川県）	63,307	円／km
メタルケーブル延長１km当たり施設保全費（福井県）	57,305	円／km
メタルケーブル延長１km当たり施設保全費（山梨県）	64,571	円／km
メタルケーブル延長１km当たり施設保全費（長野県）	61,412	円／km
メタルケーブル延長１km当たり施設保全費（岐阜県）	59,990	円／km
メタルケーブル延長１km当たり施設保全費（静岡県）	62,360	円／km
メタルケーブル延長１km当たり施設保全費（愛知県）	60,148	円／km
メタルケーブル延長１km当たり施設保全費（三重県）	59,990	円／km
メタルケーブル延長１km当たり施設保全費（滋賀県）	59,674	円／km
メタルケーブル延長１km当たり施設保全費（京都府）	58,727	円／km
メタルケーブル延長１km当たり施設保全費（大阪府）	60,464	円／km
メタルケーブル延長１km当たり施設保全費（兵庫県）	58,095	円／km
メタルケーブル延長１km当たり施設保全費（奈良県）	59,832	円／km
メタルケーブル延長１km当たり施設保全費（和歌山県）	59,990	円／km
メタルケーブル延長１km当たり施設保全費（鳥取県）	55,094	円／km

メタルケーブル延長１km当たり施設保全費（新潟県）	80,443	円／km
メタルケーブル延長１km当たり施設保全費（富山県）	83,172	円／km
メタルケーブル延長１km当たり施設保全費（石川県）	83,627	円／km
メタルケーブル延長１km当たり施設保全費（福井県）	75,667	円／km
メタルケーブル延長１km当たり施設保全費（山梨県）	86,129	円／km
メタルケーブル延長１km当たり施設保全費（長野県）	82,262	円／km
メタルケーブル延長１km当たり施設保全費（岐阜県）	78,623	円／km
メタルケーブル延長１km当たり施設保全費（静岡県）	81,580	円／km
メタルケーブル延長１km当たり施設保全費（愛知県）	78,851	円／km
メタルケーブル延長１km当たり施設保全費（三重県）	79,078	円／km
メタルケーブル延長１km当たり施設保全費（滋賀県）	78,851	円／km
メタルケーブル延長１km当たり施設保全費（京都府）	77,486	円／km
メタルケーブル延長１km当たり施設保全費（大阪府）	79,761	円／km
メタルケーブル延長１km当たり施設保全費（兵庫県）	76,804	円／km
メタルケーブル延長１km当たり施設保全費（奈良県）	78,851	円／km
メタルケーブル延長１km当たり施設保全費（和歌山県）	79,306	円／km
メタルケーブル延長１km当たり施設保全費（鳥取県）	73,392	円／km

メタルケーブル延長１km当たり施設保全費（島根県）	55,094	円／km
メタルケーブル延長１km当たり施設保全費（岡山県）	56,515	円／km
メタルケーブル延長１km当たり施設保全費（広島県）	57,463	円／km
メタルケーブル延長１km当たり施設保全費（山口県）	56,515	円／km
メタルケーブル延長１km当たり施設保全費（徳島県）	58,253	円／km
メタルケーブル延長１km当たり施設保全費（香川県）	59,042	円／km
メタルケーブル延長１km当たり施設保全費（愛媛県）	56,989	円／km
メタルケーブル延長１km当たり施設保全費（高知県）	56,673	円／km
メタルケーブル延長１km当たり施設保全費（福岡県）	60,306	円／km
メタルケーブル延長１km当たり施設保全費（佐賀県）	59,516	円／km
メタルケーブル延長１km当たり施設保全費（長崎県）	57,621	円／km
メタルケーブル延長１km当たり施設保全費（熊本県）	56,989	円／km
メタルケーブル延長１km当たり施設保全費（大分県）	57,147	円／km
メタルケーブル延長１km当たり施設保全費（宮崎県）	56,515	円／km
メタルケーブル延長１km当たり施設保全費（鹿児島県）	57,305	円／km
メタルケーブル延長１km当たり施設保全費（沖縄県）	52,566	円／km
メタルケーブル加入者回線当たり施設保全費	104	円／回線
加入系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（北海道）	13,928	円／km

メタルケーブル延長１km当たり施設保全費（島根県）	73,392	円／km
メタルケーブル延長１km当たり施設保全費（岡山県）	74,757	円／km
メタルケーブル延長１km当たり施設保全費（広島県）	76,349	円／km
メタルケーブル延長１km当たり施設保全費（山口県）	75,439	円／km
メタルケーブル延長１km当たり施設保全費（徳島県）	78,396	円／km
メタルケーブル延長１km当たり施設保全費（香川県）	79,533	円／km
メタルケーブル延長１km当たり施設保全費（愛媛県）	77,031	円／km
メタルケーブル延長１km当たり施設保全費（高知県）	77,031	円／km
メタルケーブル延長１km当たり施設保全費（福岡県）	79,306	円／km
メタルケーブル延長１km当たり施設保全費（佐賀県）	78,396	円／km
メタルケーブル延長１km当たり施設保全費（長崎県）	76,121	円／km
メタルケーブル延長１km当たり施設保全費（熊本県）	75,212	円／km
メタルケーブル延長１km当たり施設保全費（大分県）	75,894	円／km
メタルケーブル延長１km当たり施設保全費（宮崎県）	74,757	円／km
メタルケーブル延長１km当たり施設保全費（鹿児島県）	76,121	円／km
メタルケーブル延長１km当たり施設保全費（沖縄県）	69,753	円／km
メタルケーブル加入者回線当たり施設保全費	111	円／回線
加入系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（北海道）	14,752	円／km

加入系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（青森県）	13,147	円／km
加入系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（岩手県）	13,573	円／km
加入系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（宮城県）	14,140	円／km
加入系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（秋田県）	13,467	円／km
加入系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（山形県）	13,857	円／km
加入系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（福島県）	14,069	円／km
加入系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（茨城県）	13,892	円／km
加入系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（栃木県）	13,928	円／km
加入系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（群馬県）	13,608	円／km
加入系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（埼玉県）	14,530	円／km
加入系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（千葉県）	14,672	円／km
加入系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（東京都）	15,700	円／km
加入系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（神奈川県）	14,708	円／km
加入系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（新潟県）	13,573	円／km
加入系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（富山県）	14,105	円／km
加入系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（石川県）	14,211	円／km
加入系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（福井県）	12,864	円／km

加入系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（青森県）	13,893	円／km
加入系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（岩手県）	14,384	円／km
加入系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（宮城県）	15,079	円／km
加入系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（秋田県）	14,302	円／km
加入系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（山形県）	14,629	円／km
加入系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（福島県）	14,874	円／km
加入系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（茨城県）	14,915	円／km
加入系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（栃木県）	14,752	円／km
加入系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（群馬県）	14,547	円／km
加入系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（埼玉県）	15,529	円／km
加入系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（千葉県）	15,651	円／km
加入系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（東京都）	16,715	円／km
加入系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（神奈川県）	15,733	円／km
加入系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（新潟県）	14,465	円／km
加入系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（富山県）	14,956	円／km
加入系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（石川県）	15,038	円／km
加入系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（福井県）	13,606	円／km

加入系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（山梨県）	14,495	円／km
加入系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（長野県）	13,786	円／km
加入系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（岐阜県）	13,467	円／km
加入系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（静岡県）	13,998	円／km
加入系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（愛知県）	13,502	円／km
加入系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（三重県）	13,467	円／km
加入系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（滋賀県）	13,396	円／km
加入系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（京都府）	13,183	円／km
加入系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（大阪府）	13,573	円／km
加入系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（兵庫県）	13,041	円／km
加入系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（奈良県）	13,431	円／km
加入系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（和歌山県）	13,467	円／km
加入系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（鳥取県）	12,367	円／km
加入系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（島根県）	12,367	円／km
加入系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（岡山県）	12,686	円／km
加入系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（広島県）	12,899	円／km
加入系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（山口県）	12,686	円／km

加入系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（山梨県）	15,488	円／km
加入系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（長野県）	14,793	円／km
加入系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（岐阜県）	14,138	円／km
加入系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（静岡県）	14,670	円／km
加入系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（愛知県）	14,179	円／km
加入系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（三重県）	14,220	円／km
加入系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（滋賀県）	14,179	円／km
加入系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（京都府）	13,934	円／km
加入系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（大阪府）	14,343	円／km
加入系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（兵庫県）	13,811	円／km
加入系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（奈良県）	14,179	円／km
加入系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（和歌山県）	14,261	円／km
加入系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（鳥取県）	13,197	円／km
加入系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（島根県）	13,197	円／km
加入系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（岡山県）	13,443	円／km
加入系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（広島県）	13,729	円／km
加入系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（山口県）	13,565	円／km

加入系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（徳島県）	13,077	円／km
加入系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（香川県）	13,254	円／km
加入系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（愛媛県）	12,793	円／km
加入系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（高知県）	12,722	円／km
加入系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（福岡県）	13,537	円／km
加入系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（佐賀県）	13,360	円／km
加入系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（長崎県）	12,935	円／km
加入系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（熊本県）	12,793	円／km
加入系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（大分県）	12,828	円／km
加入系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（宮崎県）	12,686	円／km
加入系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（鹿児島県）	12,864	円／km
加入系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（沖縄県）	11,800	円／km
加入系光ケーブル加入者回線当たり施設保全費	104	円／回線
中継系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（北海道）	87,615	円／km
中継系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（青森県）	82,678	円／km
中継系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（岩手県）	85,371	円／km
中継系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（宮城県）	88,961	円／km

加入系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（徳島県）	14,097	円／km
加入系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（香川県）	14,302	円／km
加入系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（愛媛県）	13,852	円／km
加入系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（高知県）	13,852	円／km
加入系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（福岡県）	14,261	円／km
加入系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（佐賀県）	14,097	円／km
加入系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（長崎県）	13,688	円／km
加入系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（熊本県）	13,525	円／km
加入系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（大分県）	13,647	円／km
加入系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（宮崎県）	13,443	円／km
加入系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（鹿児島県）	13,688	円／km
加入系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（沖縄県）	12,543	円／km
加入系光ケーブル加入者回線当たり施設保全費	111	円／回線
中継系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（北海道）	91,899	円／km
中継系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（青森県）	86,512	円／km
中継系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（岩手県）	89,590	円／km
中継系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（宮城県）	93,951	円／km

中継系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（秋田県）	84,698	円／km
中継系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（山形県）	87,166	円／km
中継系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（福島県）	88,512	円／km
中継系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（茨城県）	87,390	円／km
中継系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（栃木県）	87,615	円／km
中継系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（群馬県）	85,595	円／km
中継系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（埼玉県）	91,429	円／km
中継系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（千葉県）	92,326	円／km
中継系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（東京都）	98,833	円／km
中継系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（神奈川県）	92,551	円／km
中継系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（新潟県）	85,371	円／km
中継系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（富山県）	88,736	円／km
中継系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（石川県）	89,410	円／km
中継系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（福井県）	80,883	円／km
中継系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（山梨県）	91,205	円／km
中継系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（長野県）	86,717	円／km
中継系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（岐阜県）	84,698	円／km

中継系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（秋田県）	89,077	円／km
中継系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（山形県）	91,129	円／km
中継系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（福島県）	92,668	円／km
中継系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（茨城県）	92,925	円／km
中継系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（栃木県）	91,899	円／km
中継系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（群馬県）	90,616	円／km
中継系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（埼玉県）	96,772	円／km
中継系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（千葉県）	97,542	円／km
中継系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（東京都）	104,210	円／km
中継系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（神奈川県）	98,055	円／km
中継系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（新潟県）	90,103	円／km
中継系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（富山県）	93,181	円／km
中継系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（石川県）	93,694	円／km
中継系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（福井県）	84,717	円／km
中継系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（山梨県）	96,516	円／km
中継系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（長野県）	92,155	円／km
中継系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（岐阜県）	88,051	円／km

中継系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（静岡県）	88,063	円／km
中継系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（愛知県）	84,922	円／km
中継系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（三重県）	84,698	円／km
中継系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（滋賀県）	84,249	円／km
中継系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（京都府）	82,903	円／km
中継系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（大阪府）	85,371	円／km
中継系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（兵庫県）	82,005	円／km
中継系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（奈良県）	84,473	円／km
中継系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（和歌山県）	84,698	円／km
中継系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（鳥取県）	77,742	円／km
中継系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（島根県）	77,742	円／km
中継系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（岡山県）	79,762	円／km
中継系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（広島県）	81,108	円／km
中継系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（山口県）	79,762	円／km
中継系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（徳島県）	82,230	円／km
中継系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（香川県）	83,352	円／km
中継系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（愛媛県）	80,435	円／km
中継系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（高知県）	79,986	円／km
中継系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（福岡県）	85,147	円／km

中継系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（静岡県）	91,386	円／km
中継系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（愛知県）	88,308	円／km
中継系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（三重県）	88,564	円／km
中継系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（滋賀県）	88,308	円／km
中継系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（京都府）	86,769	円／km
中継系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（大阪府）	89,334	円／km
中継系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（兵庫県）	85,999	円／km
中継系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（奈良県）	88,308	円／km
中継系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（和歌山県）	88,821	円／km
中継系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（鳥取県）	82,152	円／km
中継系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（島根県）	82,152	円／km
中継系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（岡山県）	83,691	円／km
中継系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（広島県）	85,486	円／km
中継系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（山口県）	84,460	円／km
中継系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（徳島県）	87,795	円／km
中継系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（香川県）	89,077	円／km
中継系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（愛媛県）	86,256	円／km
中継系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（高知県）	86,256	円／km
中継系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（福岡県）	88,821	円／km

中継系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（佐賀県）	84,025	円／km
中継系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（長崎県）	81,332	円／km
中継系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（熊本県）	80,435	円／km
中継系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（大分県）	80,659	円／km
中継系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（宮崎県）	79,762	円／km
中継系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（鹿児島県）	80,883	円／km
中継系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（沖縄県）	74,152	円／km
海底光ケーブル延長１km当たり施設保全費（北海道）	315,660	円／km
海底光ケーブル延長１km当たり施設保全費（青森県）	297,536	円／km
海底光ケーブル延長１km当たり施設保全費（岩手県）	307,422	円／km
海底光ケーブル延長１km当たり施設保全費（宮城県）	320,603	円／km
海底光ケーブル延長１km当たり施設保全費（秋田県）	304,951	円／km
海底光ケーブル延長１km当たり施設保全費（山形県）	314,013	円／km
海底光ケーブル延長１km当たり施設保全費（福島県）	318,956	円／km
海底光ケーブル延長１km当たり施設保全費（茨城県）	314,837	円／km
海底光ケーブル延長１km当たり施設保全費（栃木県）	315,660	円／km
海底光ケーブル延長１km当たり施設保全費（群馬県）	308,246	円／km
海底光ケーブル延長１km当たり施設保全費（埼玉県）	329,665	円／km

中継系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（佐賀県）	87,795	円／km
中継系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（長崎県）	85,230	円／km
中継系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（熊本県）	84,204	円／km
中継系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（大分県）	84,973	円／km
中継系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（宮崎県）	83,691	円／km
中継系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（鹿児島県）	85,230	円／km
中継系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（沖縄県）	78,048	円／km
海底光ケーブル延長１km当たり施設保全費（北海道）	334,378	円／km
海底光ケーブル延長１km当たり施設保全費（青森県）	314,417	円／km
海底光ケーブル延長１km当たり施設保全費（岩手県）	325,823	円／km
海底光ケーブル延長１km当たり施設保全費（宮城県）	341,983	円／km
海底光ケーブル延長１km当たり施設保全費（秋田県）	323,922	円／km
海底光ケーブル延長１km当たり施設保全費（山形県）	331,527	円／km
海底光ケーブル延長１km当たり施設保全費（福島県）	337,230	円／km
海底光ケーブル延長１km当たり施設保全費（茨城県）	338,181	円／km
海底光ケーブル延長１km当たり施設保全費（栃木県）	334,378	円／km
海底光ケーブル延長１km当たり施設保全費（群馬県）	329,626	円／km
海底光ケーブル延長１km当たり施設保全費（埼玉県）	352,439	円／km

海底光ケーブル延長１km当たり施設保全費（千葉県）	332,961	円／km
海底光ケーブル延長１km当たり施設保全費（東京都）	356,852	円／km
海底光ケーブル延長１km当たり施設保全費（神奈川県）	333,785	円／km
海底光ケーブル延長１km当たり施設保全費（新潟県）	307,422	円／km
海底光ケーブル延長１km当たり施設保全費（富山県）	319,779	円／km
海底光ケーブル延長１km当たり施設保全費（石川県）	322,251	円／km
海底光ケーブル延長１km当たり施設保全費（福井県）	290,946	円／km
海底光ケーブル延長１km当たり施設保全費（山梨県）	328,842	円／km
海底光ケーブル延長１km当たり施設保全費（長野県）	312,365	円／km
海底光ケーブル延長１km当たり施設保全費（岐阜県）	304,951	円／km
海底光ケーブル延長１km当たり施設保全費（静岡県）	317,308	円／km
海底光ケーブル延長１km当たり施設保全費（愛知県）	305,774	円／km
海底光ケーブル延長１km当たり施設保全費（三重県）	304,951	円／km
海底光ケーブル延長１km当たり施設保全費（滋賀県）	303,303	円／km
海底光ケーブル延長１km当たり施設保全費（京都府）	298,360	円／km
海底光ケーブル延長１km当たり施設保全費（大阪府）	307,422	円／km
海底光ケーブル延長１km当たり施設保全費（兵庫県）	295,065	円／km

海底光ケーブル延長１km当たり施設保全費（千葉県）	355,290	円／km
海底光ケーブル延長１km当たり施設保全費（東京都）	380,005	円／km
海底光ケーブル延長１km当たり施設保全費（神奈川県）	357,192	円／km
海底光ケーブル延長１km当たり施設保全費（新潟県）	327,724	円／km
海底光ケーブル延長１km当たり施設保全費（富山県）	339,131	円／km
海底光ケーブル延長１km当たり施設保全費（石川県）	341,032	円／km
海底光ケーブル延長１km当たり施設保全費（福井県）	307,763	円／km
海底光ケーブル延長１km当たり施設保全費（山梨県）	351,488	円／km
海底光ケーブル延長１km当たり施設保全費（長野県）	335,329	円／km
海底光ケーブル延長１km当たり施設保全費（岐阜県）	320,120	円／km
海底光ケーブル延長１km当たり施設保全費（静岡県）	332,477	円／km
海底光ケーブル延長１km当たり施設保全費（愛知県）	321,071	円／km
海底光ケーブル延長１km当たり施設保全費（三重県）	322,021	円／km
海底光ケーブル延長１km当たり施設保全費（滋賀県）	321,071	円／km
海底光ケーブル延長１km当たり施設保全費（京都府）	315,367	円／km
海底光ケーブル延長１km当たり施設保全費（大阪府）	324,873	円／km
海底光ケーブル延長１km当たり施設保全費（兵庫県）	312,516	円／km

海底光ケーブル延長１km当たり施設保全費（奈良県）	304,127	円／km
海底光ケーブル延長１km当たり施設保全費（和歌山県）	304,951	円／km
海底光ケーブル延長１km当たり施設保全費（鳥取県）	279,412	円／km
海底光ケーブル延長１km当たり施設保全費（島根県）	279,412	円／km
海底光ケーブル延長１km当たり施設保全費（岡山県）	286,826	円／km
海底光ケーブル延長１km当たり施設保全費（広島県）	291,769	円／km
海底光ケーブル延長１km当たり施設保全費（山口県）	286,826	円／km
海底光ケーブル延長１km当たり施設保全費（徳島県）	295,889	円／km
海底光ケーブル延長１km当たり施設保全費（香川県）	300,008	円／km
海底光ケーブル延長１km当たり施設保全費（愛媛県）	289,298	円／km
海底光ケーブル延長１km当たり施設保全費（高知県）	287,650	円／km
海底光ケーブル延長１km当たり施設保全費（福岡県）	306,598	円／km
海底光ケーブル延長１km当たり施設保全費（佐賀県）	302,479	円／km
海底光ケーブル延長１km当たり施設保全費（長崎県）	292,593	円／km
海底光ケーブル延長１km当たり施設保全費（熊本県）	289,298	円／km
海底光ケーブル延長１km当たり施設保全費（大分県）	290,122	円／km
海底光ケーブル延長１km当たり施設保全費（宮崎県）	286,826	円／km
海底光ケーブル延長１km当たり施設保全費（鹿児島県）	290,946	円／km

海底光ケーブル延長１km当たり施設保全費（奈良県）	321,071	円／km
海底光ケーブル延長１km当たり施設保全費（和歌山県）	322,972	円／km
海底光ケーブル延長１km当たり施設保全費（鳥取県）	298,257	円／km
海底光ケーブル延長１km当たり施設保全費（島根県）	298,257	円／km
海底光ケーブル延長１km当たり施設保全費（岡山県）	303,961	円／km
海底光ケーブル延長１km当たり施設保全費（広島県）	310,615	円／km
海底光ケーブル延長１km当たり施設保全費（山口県）	306,812	円／km
海底光ケーブル延長１km当たり施設保全費（徳島県）	319,169	円／km
海底光ケーブル延長１km当たり施設保全費（香川県）	323,922	円／km
海底光ケーブル延長１km当たり施設保全費（愛媛県）	313,466	円／km
海底光ケーブル延長１km当たり施設保全費（高知県）	313,466	円／km
海底光ケーブル延長１km当たり施設保全費（福岡県）	322,972	円／km
海底光ケーブル延長１km当たり施設保全費（佐賀県）	319,169	円／km
海底光ケーブル延長１km当たり施設保全費（長崎県）	309,664	円／km
海底光ケーブル延長１km当たり施設保全費（熊本県）	305,862	円／km
海底光ケーブル延長１km当たり施設保全費（大分県）	308,713	円／km
海底光ケーブル延長１km当たり施設保全費（宮崎県）	303,961	円／km
海底光ケーブル延長１km当たり施設保全費（鹿児島県）	309,664	円／km

海底光ケーブル延長１km当たり施設保全費（沖縄県）	266,231	円／km
管路延長１km当たり施設保全費	49,555	円／km
中口径管路亘長１km当たり施設保全費	49,555	円／km
とう道亘長１km当たり施設保全費	49,555	円／km
共同溝亘長１km当たり施設保全費	49,555	円／km
自治体管路延長１km当たり施設保全費	49,555	円／km
電線共同溝延長１km当たり施設保全費	49,555	円／km
電力設備施設保全費対投資額比率	0.05016	—
機械室建物施設保全費対投資額比率	0.01552	—
監視設備（総合監視）施設保全費対投資額比率	0.07037	—
監視設備（収容局設備）施設保全費対投資額比率	0.04233	—
［略］		
監視設備（市外線路）市外線路延長１km当たり施設保全費	3,833	円／km
監視設備（市内線路）市内線路延長１km当たり施設保全費	1,070	円／km
監視設備（伝送無線機械）施設保全費対投資額比率	0.01917	—
共通用建物施設保全費対投資額比率	0.01552	—
［略］		
車両施設保全費対投資額比率	0.02304	—
工具、器具及び備品施設保全費対投資額比率	0.001321	—
［略］		
共用収容ルータソフトウェア施設保全費対投資額比率	0.09313	—
共用コアルータソフトウェア施設保全費対投資額比率	0.08813	—

海底光ケーブル延長１km当たり施設保全費（沖縄県）	283,049	円／km
管路延長１km当たり施設保全費	46,227	円／km
中口径管路亘長１km当たり施設保全費	46,227	円／km
とう道亘長１km当たり施設保全費	46,227	円／km
共同溝亘長１km当たり施設保全費	46,227	円／km
自治体管路延長１km当たり施設保全費	46,227	円／km
電線共同溝延長１km当たり施設保全費	46,227	円／km
電力設備施設保全費対投資額比率	0.04325	—
機械室建物施設保全費対投資額比率	0.01427	—
監視設備（総合監視）施設保全費対投資額比率	0.06793	—
監視設備（収容局設備）施設保全費対投資額比率	0.05007	—
［同左］		
監視設備（市外線路）市外線路延長１km当たり施設保全費	4,214	円／km
監視設備（市内線路）市内線路延長１km当たり施設保全費	1,038	円／km
監視設備（伝送無線機械）施設保全費対投資額比率	0.02088	—
共通用建物施設保全費対投資額比率	0.01427	—
［同左］		
車両施設保全費対投資額比率	0.02910	—
工具、器具及び備品施設保全費対投資額比率	0.001455	—
［同左］		
共用収容ルータソフトウェア施設保全費対投資額比率	0.09174	—
共用コアルータソフトウェア施設保全費対投資額比率	0.08845	—

ＣＳソフトウェア施設保全費対投資額比率	0.07456	—
関門系ルータソフトウェア施設保全費対投資額比率	0.06495	—
ＳＢＣソフトウェア施設保全費対投資額比率	0.10635	—
ＥＮＵＭサーバソフトウェア施設保全費対投資額比率	0.10293	—
ＤＮＳサーバソフトウェア施設保全費対投資額比率	0.10237	—
［略］		
電柱１本当たり道路占用料	203	円／本
管路１㎞当たり道路占用料	25,946	円／㎞
中口径管路１㎞当たり道路占用料	259,231	円／㎞
とう道１㎞当たり道路占用料	618,692	円／㎞
情報ボックス１㎞当たり道路占用料	3,256	円／㎞
自治体管路１㎞当たり道路占用料	3,256	円／㎞
電線共同溝１㎞当たり道路占用料	3,256	円／㎞
き線点遠隔収容装置１台当たり道路占用料	46	円／台
機械設備撤去費用対投資額比率	0.002598	—
市外線路撤去費用対投資額比率	0.001931	—
市内線路撤去費用対投資額比率	0.0008361	—
土木設備撤去費用対投資額比率	0.001051	—
建物撤去費用対投資額比率	0.003679	—
構築物撤去費用対投資額比率	0.004641	—
機械及び装置撤去費用対投資額比率	0.002245	—
車両撤去費用対投資額比率	0.000279	—
工具、器具及び備品撤去費用対投資額比率	0.0004614	—
試験研究費対直接費比率	0.02529	—
管理共通費比率（メタルＩＰ電話）	0.1297	—
管理共通費比率（光ＩＰ電話）	0.1556	—

ＣＳソフトウェア施設保全費対投資額比率	0.07202	—
関門系ルータソフトウェア施設保全費対投資額比率	0.07000	—
ＳＢＣソフトウェア施設保全費対投資額比率	0.09453	—
ＥＮＵＭサーバソフトウェア施設保全費対投資額比率	0.09460	—
ＤＮＳサーバソフトウェア施設保全費対投資額比率	0.09333	—
［同左］		
電柱１本当たり道路占用料	230	円／本
管路１㎞当たり道路占用料	26,850	円／㎞
中口径管路１㎞当たり道路占用料	268,270	円／㎞
とう道１㎞当たり道路占用料	597,080	円／㎞
情報ボックス１㎞当たり道路占用料	3,143	円／㎞
自治体管路１㎞当たり道路占用料	3,143	円／㎞
電線共同溝１㎞当たり道路占用料	3,143	円／㎞
き線点遠隔収容装置１台当たり道路占用料	48	円／台
機械設備撤去費用対投資額比率	0.001707	—
市外線路撤去費用対投資額比率	0.001988	—
市内線路撤去費用対投資額比率	0.001975	—
土木設備撤去費用対投資額比率	0.000787	—
建物撤去費用対投資額比率	0.003701	—
構築物撤去費用対投資額比率	0.004065	—
機械及び装置撤去費用対投資額比率	0.0006616	—
車両撤去費用対投資額比率	0.00001651	—
工具、器具及び備品撤去費用対投資額比率	0.0007199	—
試験研究費対直接費比率	0.02456	—
管理共通費比率（メタルＩＰ電話）	0.1247	—
管理共通費比率（光ＩＰ電話）	0.1507	—

経済的耐用年数		
［略］		
主配線盤	28.5	年
光ケーブル成端架	28.5	年
［略］		
架空メタルケーブル	37.5	年
地下メタルケーブル	46.5	年
［略］		
管路	67.6	年
中口径管路	67.6	年
［略］		
電線共同溝	67.6	年
［略］		

経済的耐用年数		
［同左］		
主配線盤	29.3	年
光ケーブル成端架	29.3	年
［同左］		
架空メタルケーブル	36.5	年
地下メタルケーブル	45.5	年
［同左］		
管路	66.65	年
中口径管路	66.65	年
［同左］		
電線共同溝	66.65	年
［同左］		

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和八年四月一日から施行する。ただし、次条及び附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

第二条　総務大臣は、この省令の施行の日前においても、この省令による改正後の第一種指定電気通信設備接続料規則（以下「新接続料規則」という。）第六条第一項に規定する手順を定める通知を行うことができる。

２　電気通信事業法第三十三条第二項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者（同法第二条第五号に規定する電気通信事業者をいう。次条において同じ。）は、この省令の施行の際現に同項の規定により認可を受けている接続約款について、新接続料規則の規定に適合させるため、この省令の施行の日前においても同項の規定に基づく変更に係る申請をすることができる。

３　総務大臣は、前項の申請が新接続料規則の規定に適合していると認めるときは、この省令の施行の日前においても、当該申請に係る接続約款の変更を認可することができる。

（経過措置）

第三条　前条第二項の申請があった場合において、当該申請に対する処分の日がこの省令の施行の日後となるときは、当該申請をした電気通信事業者がこの省令の施行の際現に認可を受けている接続約款は、当該処分の日までの間は、新接続料規則の規定に適合しているものとみなす。

○国土交通省令第一号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第四十一条第一項（同法第九十九条において準用する場合を含む。）、第七十五条の二第七項、第七十五条の三第一項及び第八項、第七十五条の四第一項並びに第百四条並びに道路運送車両法関係手数料令（昭和二十六年政令第二百五十五号）第三条第二項の規定に基づき、道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年一月九日

国土交通大臣　金子　恭之

道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令

（道路運送車両の保安基準の一部改正）

第一条　道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（原動機及び動力伝達装置）	（原動機及び動力伝達装置）
第八条　自動車の原動機及び動力伝達装置は、運行に十分耐えるものとして、構造等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。	**第八条**　自動車の原動機及び動力伝達装置は、運行に十分耐えるものとして、構造等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。
２～７　（略）	２～７　（略）

8　クラッチの操作を要しない機構がとられている自動車（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、被牽引自動車並びにペダル踏み間違い時加速抑制装置を備えることができないものとして告示で定める自動車を除く。）であつて乗車定員十人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、被牽引自動車並びにペダル踏み間違い時加速抑制装置を備えることができないものとして告示で定める自動車を除く。）であつて車両総重量三・五トン以下のものに限る。）には、当該自動車の直前又は直後にある障害物との衝突を防止し、又は当該障害物との衝突による被害を軽減することができるものとして、ペダルの踏み間違いの検知及び警報に係る性能等に関し告示で定める基準に適合するペダル踏み間違い時加速抑制装置を備えなければならない。ただし、緊急自動車にあつては、この限りでない。

（頭部後傾抑止装置等）

第二十二条の四　自動車（車両総重量が三・五トンを超える自動車（専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員十人以下のものを除く。）、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度二十キロメートル毎時未満の自動車を除く。）の座席（第二十二条第三項第一号から第四号までに掲げる座席及び自動車の側面に隣接しない座席を除く。）のうち運転者席及びこれと並列の座席には、頭部後傾抑止装置を備えなければならない。

2　自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度二十キロメートル毎時未満の自動車を除く。）の座席（第二十二条第三項第一号から第四号までに掲げる座席を除く。）に備える頭部後傾抑止装置は、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員の頭部の過度の後傾を有効に抑止し、かつ、乗車人員の頭部等に傷害を与えるおそれの少ないものとして、構造等に関し告示で定める基準に適合するものであるときは、この限りでない。

（装置型式指定規則の一部改正）

第二条　装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（特定装置の種類） **第二条**　法第七十五条の三第一項の国土交通省令で定める特定装置は、次のとおりとする。 一～一の七　（略） 一の八　法第四十一条第一項第一号の原動機のうちペダル踏み間違い時加速抑制装置（運転者がクラッチの操作を要しない機構がとられている自動車のうち専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて乗車定員十人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて車両総重量三・五トン以下のものに備えるものに限る。） 二～三の七　（略） 三の八　法第四十一条第一項第三号の操縦装置のうちかじ取装置の緊急車線維持装置（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて乗車定員十人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて車両総重量三・五トン以下のものに備えるものに限る。） 三の九・三の十　（略） 四～五十　（略）	（特定装置の種類） **第二条**　法第七十五条の三第一項の国土交通省令で定める特定装置は、次のとおりとする。 一～一の七　（略） 一の八　法第四十一条第一項第一号の原動機のうちペダル踏み間違い時加速抑制装置（運転者がクラッチの操作を要しない機構がとられている自動車のうち専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて乗車定員十人未満のものに備えるものに限る。） 二～三の七　（略） （新設） 三の八・三の九　（略） 四～五十　（略）

（指定を受けたものとみなす特定装置）

第五条　法第七十五条の三第八項の国土交通省令で定める特定装置は、次の表の上欄に掲げるものとし、同項の認定その他の証明は、同表の上欄に掲げる特定装置の種類に応じ、国土交通大臣が告示で定める国が、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定に附属する同表の下欄に掲げる規則に基づき行う認定によるものとする。

特定装置の種類	規則番号
一～一の七　（略）	（略）
一の八　第二条第一号の八のペダル踏み間違い時加速抑制装置	第百七十五号改訂版
二～三の六　（略）	（略）
三の七　第二条第三号の七のかじ取装置	第七十九号第四改訂版 第百七十一号改訂版
三の八　第二条第三号の八の緊急車線維持装置	第百七十八号
三の九・三の十　（略）	（略）
四～十一の七　（略）	（略）
十二　第二条第十二号の座席	第十七号第十二改訂版
十三　第二条第十二号の二の座席及び頭部後傾抑止装置	
十三の二・十三の三　（略）	（略）
十三の四　第二条第十三号の三の座席ベルト	第十六号第十改訂版 第百七十三号改訂版 第百七十四号改訂版
十四～十五の二　（略）	（略）
十五の三　第二条第十七号の騒音防止装置	第四十一号第六改訂版 第五十一号第三改訂版
十五の四～四十二　（略）	（略）

2・3　（略）

（指定を受けたものとみなす特定装置）

第五条　法第七十五条の三第八項の国土交通省令で定める特定装置は、次の表の上欄に掲げるものとし、同項の認定その他の証明は、同表の上欄に掲げる特定装置の種類に応じ、国土交通大臣が告示で定める国が、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定に附属する同表の下欄に掲げる規則に基づき行う認定によるものとする。

特定装置の種類	規則番号
一～一の七　（略）	（略）
一の八　第二条第一号の八のペダル踏み間違い時加速抑制装置	第百七十五号
二～三の六　（略）	（略）
三の七　第二条第三号の七のかじ取装置	第七十九号第四改訂版 第百七十一号改訂版
三の八・三の九　（略）	（略）
四～十一の七　（略）	（略）
十二　第二条第十二号の座席	第十七号第十一改訂版
十三　第二条第十二号の二の座席及び頭部後傾抑止装置	
十三の二・十三の三　（略）	（略）
十三の四　第二条第十三号の三の座席ベルト	第十六号第十改訂版 第百七十三号 第百七十四号
十四～十五の二　（略）	（略）
十五の三　第二条第十七号の騒音防止装置	第四十一号第五改訂版 第五十一号第三改訂版
十五の四～四十二　（略）	（略）

2・3　（略）

第三号様式（特別な表示）（第六条関係）

（略）

（単位：ミリメートル）

特定装置の種類	a
（略）	（略）
第二条第三号の二の空気入りゴムタイヤ	8以上
（略）	
第二条第三号の七のかじ取装置	
第二条第三号の八の緊急車線維持装置	
第二条第三号の九のフルラップ前面衝突時の乗員保護装置	
第二条第三号の十のフルラップ前面衝突時の乗員保護装置及び感電防止装置	
（略）	
（略）	（略）

（装置型式指定規則の一部改正）

第三条　装置型式指定規則の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（特定装置の種類） **第二条**　法第七十五条の三第一項の国土交通省令で定める特定装置は、次のとおりとする。 一～十二の二　（略） 十二の三　法第四十一条第一項第九号の乗車装置のうち仕切り装置（前面衝突等による衝撃を受けた場合において、積載物品等が運転者室又は客室へ移動することを抑制する装置をいう。以下同じ。）（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって乗車定員十人未満のものに備えるものに限る。） 十三～五十　（略） （指定を受けたものとみなす特定装置） **第五条**　法第七十五条の三第八項の国土交通省令で定める特定装置は、次の表の上欄に掲げるものとし、同項の認定その他の証明は、同表の上欄に掲げる特定装置の種類に応じ、国土交通大臣が告示で定める国が、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定に附属する同表の下欄に掲げる規則に基づき行う認定によるものとする。	（特定装置の種類） **第二条**　法第七十五条の三第一項の国土交通省令で定める特定装置は、次のとおりとする。 一～十二の二　（略） （新設） 十三～五十　（略） （指定を受けたものとみなす特定装置） **第五条**　法第七十五条の三第八項の国土交通省令で定める特定装置は、次の表の上欄に掲げるものとし、同項の認定その他の証明は、同表の上欄に掲げる特定装置の種類に応じ、国土交通大臣が告示で定める国が、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定に附属する同表の下欄に掲げる規則に基づき行う認定によるものとする。

第三号様式（特別な表示）（第六条関係）

（略）

（単位：ミリメートル）

特定装置の種類	a
（略）	（略）
第二条第三号の二の空気入りゴムタイヤ	8以上
（略）	
第二条第三号の七のかじ取装置	
第二条第三号の八のフルラップ前面衝突時の乗員保護装置	
第二条第三号の九のフルラップ前面衝突時の乗員保護装置及び感電防止装置	
（略）	
（略）	（略）

特定装置の種類	規則番号
一～十一の七　（略）	（略）
十二　第二条第十二号の座席	第十七号第十二改訂版
十三　第二条第十二号の二の座席及び頭部後傾抑止装置	
十三の二　第二条第十二号の三の仕切り装置	第百二十六号
十三の三～十三の五　（略）	（略）
十四～四十二　（略）	（略）

2・3　（略）

第三号様式（特別な表示）（第六条関係）

（略）

（単位：ミリメートル）

特定装置の種類	a
（略）	（略）
第二条第五号の十五のサイバーセキュリティシステム	8以上
（略）	
第二条第十二号の二の座席及び頭部後傾抑止装置	
第二条第十二号の三の仕切り装置	
（略）	
（略）	（略）

（共通構造部型式指定規則の一部改正）

第四条　共通構造部型式指定規則（平成二十八年国土交通省令第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（指定を受けたものとみなす特定共通構造部） **第五条の二**　法第七十五条の二第七項の国土交通省令で定める特定共通構造部は、装置型式指定規則第二条第一号から第一号の七まで、第二号の二から第三号の四まで、第三号の六、第三号の七、第三号の九、第三号の十、第四号の二、第四号の三、第五号、第五号の六、第五号の七、第五号の九の二、第五号の十の七から第五号の十四まで、第五号の十七から第六号の三の二まで、第六号の六、第七号から第十一号まで、第十一号の四、第十一号の五、第十二号、第十二号の二、第十三号の二、第十三号の三、第十五号から第十七号まで、第十九号から第三十五号まで、第三十七号、第三十八号、第四十号の二、第四十号の四、第四十一号、第四十一号の三、第四十二号、第四十三号又は第四十五号に掲げる種類の特定装置（指定特定装置又は法第七十五条の三第八項の規定により指定を受けたものとみなされた特定装置に限る。）の全部又は一部から構成されるものとし、法第七十五条の二第七項の認定その他の証明は、国土交通大臣が告	（指定を受けたものとみなす特定共通構造部） **第五条の二**　法第七十五条の二第七項の国土交通省令で定める特定共通構造部は、装置型式指定規則第二条第一号から第一号の七まで、第二号の二から第三号の四まで、第三号の六から第三号の九まで、第四号の二、第四号の三、第五号、第五号の六、第五号の七、第五号の九の二、第五号の十の七から第五号の十四まで、第五号の十七から第六号の三の二まで、第六号の六、第七号から第十一号まで、第十一号の四、第十一号の五、第十二号、第十二号の二、第十三号の二、第十三号の三、第十五号から第十七号まで、第十九号から第三十五号まで、第三十七号、第三十八号、第四十号の二、第四十号の四、第四十一号、第四十一号の三、第四十二号、第四十三号又は第四十五号に掲げる種類の特定装置（指定特定装置又は法第七十五条の三第八項の規定により指定を受けたものとみなされた特定装置に限る。）の全部又は一部から構成されるものとし、法第七十五条の二第七項の認定その他の証明は、国土交通大臣が告示で定める国が、

特定装置の種類	規則番号
一～十一の七　（略）	（略）
十二　第二条第十二号の座席	第十七号第十二改訂版
十三　第二条第十二号の二の座席及び頭部後傾抑止装置	
十三の二～十三の四　（略）	（略）
十四～四十二　（略）	（略）

2・3　（略）

第三号様式（特別な表示）（第六条関係）

（略）

（単位：ミリメートル）

特定装置の種類	a
（略）	（略）
第二条第五号の十五のサイバーセキュリティシステム	8以上
（略）	
第二条第十二号の二の座席及び頭部後傾抑止装置	
（略）	
（略）	（略）

示で定める国が、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定（以下「協定」という。）に附属する規則第零号改訂版、第零号第二改訂版、第零号第三改訂版、第零号第四改訂版、第零号第五改訂版、第零号第六改訂版又は第零号第七改訂版に基づき行う認定によるものとする。

（道路運送車両法関係手数料規則の一部改正）

第五条　道路運送車両法関係手数料規則（平成二十八年国土交通省令第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（能力審査に係る手数料） **第二条**　機構が道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号。以下「法」という。）第九十九条の三第八項第一号の規定により行う自動車の特定改造等の許可に関する省令（令和二年国土交通省令第六十六号。以下この条において「特定改造省令」という。）第二条第一項の証明のための審査を受けようとする者に係る令第三条第二項の表四の項下欄第一号の国土交通省令で定める額は、次の各号に掲げる審査の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 一～二　（略） 2　（略） 3　機構が法第九十九条の三第八項第一号の規定により行う特定改造省令第二条第八項の規定により同条第一項の証明のための審査を受けようとする者に係る令第三条第二項の表四の項下欄第一号の国土交通省令で定める額は、次のとおりとする。 一　特定改造省令第四条第一項第一号に掲げる基準に係る審査にあっては、次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ当該イ又はロに定める額に、別表第三の上欄に掲げる特定改造等自動車試験項目の区分に応じ同表下欄に掲げる額を加算した額 イ　ロに掲げる者以外の者　七十一万七千円 ロ　当該審査において実地の調査が行われる施設が本邦外にある者　六十二万三千円に、当該調査のため機構の職員二人が出張することとした場合における機構が定めるところにより支給すべきこととなる旅費の額に相当する額を加算した額 二　特定改造省令第四条第一項第二号に掲げる基準に係る審査にあっては、次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ当該イ又はロに定める額に、別表第四の上欄に掲げる特定改造等自動車試験項目の区分に応じ同表下欄に掲げる額を加算した額 イ　ロに掲げる者以外の者　七十一万七千円 ロ　当該審査において実地の調査が行われる施設が本邦外にある者　六十二万三千円に、当該調査のため機構の職員二人が出張することとした場合における機構が定めるところにより支給すべきこととなる旅費の額に相当する額を加算した額 （自動車の型式の指定に係る手数料の減額） **第三条**　令第三条第二項の表備考第一号の規定により減額することができる額は、次の各号に掲げる自動車審査試験項目の区分に応じ、当該各号に定める額の合計額とする。 一　（略）	（能力審査に係る手数料） **第二条**　機構が道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号。以下「法」という。）第九十九条の三第八項第一号の規定により行う自動車の特定改造等の許可に関する省令（令和二年国土交通省令第六十六号。以下この条において「特定改造省令」という。）第二条第一項の証明のための審査を受けようとする者に係る令第三条第二項の表四の項下欄第一号の国土交通省令で定める額は、次の各号に掲げる審査の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 一～二　（略） 2　（略） （新設） （自動車の型式の指定に係る手数料の減額） **第三条**　令第三条第二項の表備考第一号の規定により減額することができる額は、次の各号に掲げる自動車審査試験項目の区分に応じ、当該各号に定める額の合計額とする。 一　（略）

二　別表第一第二号から第百七十五号までの上欄に掲げる自動車審査試験項目　指定特定共通構造部を有し、又は令第三条第二項の表備考第一号に規定する特定装置（以下「指定特定装置」という。）を取り付けた自動車の型式について指定を申請する場合には、イに掲げる額から口に掲げる額を減じた額

イ・ロ　（略）

別表第一

自動車審査試験項目	自動車審査試験項目別費用額
一～十三　（略）	（略）
十四　保安基準第八条第八項に係る試験	七十九万六千円
十五～二十一　（略）	（略）
二十二　保安基準第十一条第一項に定める基準に係る試験（第五号及び次号に掲げる試験を除く。）（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車に係る試験を除く。）	百七万七千円
二十三　保安基準第十一条第一項に定める基準のうち、運行補助機能（横方向及び縦方向の動きを持続的に制御するもの（遠隔操作機能及び遠隔駐車機能を除く。）に限る。）に係る試験（第五号に掲げる試験を除く。）（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車に係る試験を除く。）	四百二十五万九千円
二十四　保安基準第十一条第一項に定める基準のうち、緊急車線維持装置に係る試験（第五号に掲げる試験を除く。）	四十二万二千円
二十五～百七十五　（略）	（略）

備考

一　（略）

二　次の表の上欄に掲げる規定の自動車審査試験項目別費用額は、同欄に掲げる規定の自動車審査試験項目に規定する試験に代えて、保安基準第五十八条の規定により適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準又は保安基準第二章の規定に基づく自動車の保安基準に関する告示が改正された場合における改正後の規定の適用に関して告示で適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準に適合するかどうかを審査するための告示で定める試験を行う場合にあっては、同表の下欄に掲げる額とする。

（略）	（略）
第二十九号	六十万九千円（被牽引自動車に係る試験に限る。）
	次の各号に掲げる試験の区分に応じ、当該各号に定める額の合計（被牽引自動車に係る試験を除く。）

二　別表第一第二号から第百七十四号までの上欄に掲げる自動車審査試験項目　指定特定共通構造部を有し、又は令第三条第二項の表備考第一号に規定する特定装置（以下「指定特定装置」という。）を取り付けた自動車の型式について指定を申請する場合には、イに掲げる額から口に掲げる額を減じた額

イ・ロ　（略）

別表第一

自動車審査試験項目	自動車審査試験項目別費用額
一～十三　（略）	（略）
十四　保安基準第八条第八項に係る試験	六十万九千円
十五～二十一　（略）	（略）
二十二　保安基準第十一条第一項に定める基準に係る試験（第五号及び次号に掲げる試験を除く。）（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車に係る試験を除く。）	六十万九千円
二十三　保安基準第十一条第一項に定める基準のうち、運行補助機能（横方向及び縦方向の動きを持続的に制御するもの（遠隔操作機能及び遠隔駐車機能を除く。）に限る。）に係る試験（第五号に掲げる試験を除く。）（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車に係る試験を除く。）	四百二十五万九千円
二十四～百七十四　（略）	（略）

備考

一　（略）

二　次の表の上欄に掲げる規定の自動車審査試験項目別費用額は、同欄に掲げる規定の自動車審査試験項目に規定する試験に代えて、保安基準第五十八条の規定により適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準又は保安基準第二章の規定に基づく自動車の保安基準に関する告示が改正された場合における改正後の規定の適用に関して告示で適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準に適合するかどうかを審査するための告示で定める試験を行う場合にあっては、同表の下欄に掲げる額とする。

（略）	（略）
第二十八号	六十万九千円（被牽引自動車に係る試験に限る。）
	次の各号に掲げる試験の区分に応じ、当該各号に定める額の合計（被牽引自動車に係る試験を除く。）

	一　アンチロック・ブレーキシステムに係る試験　四十二万二千円 二　前号に掲げる試験以外の試験　四十二万二千円
第三十一号	四十二万二千円
第三十五号	四十二万二千円
第三十八号	六十万九千円
第四十九号	次の各号に掲げる試験の区分に応じ、当該各号に定める額の合計 一　燃料装置の構造に係る試験のうち、気密性に係る試験　四十二万二千円 二　前号に掲げる試験以外の試験　四十二万二千円
第七十八号	六十万九千円
第八十六号	次の各号に掲げる試験の区分に応じ、当該各号に定める額の合計 一　インストルメントパネルに係る試験　二十八万千円 二　前号に掲げる試験以外の試験　二十八万千円
第八十九号	二十八万千円
第九十六号	二十八万千円（専ら乗用の用に供する自動車に係る試験を除く。）
第百四号	二十八万千円
第百七号	二十八万千円
第百八号	四十二万二千円
第百十二号	二十八万千円
第百十三号	二十八万千円
第百十七号	二十八万千円
第百六十一号	次の各号に掲げる試験の区分に応じ、当該各号に定める額の合計 一　運転者の視野に係る試験　二十八万千円 二　乗車人員の保護に係る試験　二十八万千円 三　歩行者の保護に係る試験　二十八万千円
第百七十三号	三百十八万三千円

	一　アンチロック・ブレーキシステムに係る試験　四十二万二千円 二　前号に掲げる試験以外の試験　四十二万二千円
第三十号	四十二万二千円
第三十四号	四十二万二千円
第三十七号	六十万九千円
第四十八号	次の各号に掲げる試験の区分に応じ、当該各号に定める額の合計 一　燃料装置の構造に係る試験のうち、気密性に係る試験　四十二万二千円 二　前号に掲げる試験以外の試験　四十二万二千円
第七十七号	六十万九千円
第八十五号	次の各号に掲げる試験の区分に応じ、当該各号に定める額の合計 一　インストルメントパネルに係る試験　二十八万千円 二　前号に掲げる試験以外の試験　二十八万千円
第八十八号	二十八万千円
第九十五号	二十八万千円（専ら乗用の用に供する自動車に係る試験を除く。）
第百三号	二十八万千円
第百六号	二十八万千円
第百七号	四十二万二千円
第百十一号	二十八万千円
第百十二号	二十八万千円
第百十六号	二十八万千円
第百六十号	次の各号に掲げる試験の区分に応じ、当該各号に定める額の合計 一　運転者の視野に係る試験　二十八万千円 二　乗車人員の保護に係る試験　二十八万千円 三　歩行者の保護に係る試験　二十八万千円
第百七十二号	三百十八万三千円

三　次の表の上欄に掲げる規定の自動車審査試験項目別費用額の合計額は、同欄に掲げる規定の自動車審査試験項目に関し同時に二以上の試験を受けようとする場合においては、同表の下欄に掲げる額とする。

（略）	（略）
第十一号、第十三号及び第百七号	七十九万六千円
第十一号及び第百七号	四十二万二千円
（略）	（略）
第三十号、第三十三号及び第三十四号	七十九万六千円
第四十号、第五十六号、第六十六号、第七十二号、第七十四号及び第百七十一号	六十万九千円
第四十一号、第五十七号、第六十七号、第七十五号及び第百七十一号	六十万九千円
第四十二号、第五十八号、第六十八号、第七十六号及び第百七十一号	六十万九千円
第四十三号、第五十九号、第六十九号及び第七十七号	六十万九千円
第四十四号、第六十号及び第七十号	六十万九千円
第四十八号及び第四十九号	百七万七千円
第七十五号及び第百五十七号	六十万九千円
第七十六号及び第百五十七号	六十万九千円
第九十五号、第九十六号及び第九十九号	四十二万二千円
第百五十七号及び第百七十一号	六十万九千円

四　次の表の上欄に掲げる規定の自動車審査試験項目別費用額は、同欄に掲げる規定の自動車審査試験項目に規定する試験を実施するために必要な情報として告示で定めるものについて、機構が当該情報の確認を行う場合にあっては、同表の下欄に掲げる額とする。

（略）	（略）
第百七号	七十九万六千円
第百八号	百七万七千円

五　前二号の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる規定の自動車審査試験項目別費用額の合計額は、同欄に掲げる規定の自動車審査試験項目に規定する試験を実施するために必要な情報として告示で定めるものについて、機構が当該情報の確認を行う場

三　次の表の上欄に掲げる規定の自動車審査試験項目別費用額の合計額は、同欄に掲げる規定の自動車審査試験項目に関し同時に二以上の試験を受けようとする場合においては、同表の下欄に掲げる額とする。

（略）	（略）
第十一号、第十三号及び第百六号	七十九万六千円
第十一号及び第百六号	四十二万二千円
（略）	（略）
第二十九号、第三十二号及び第三十三号	七十九万六千円
第三十九号、第五十五号、第六十五号、第七十一号、第七十三号及び第百七十号	六十万九千円
第四十号、第五十六号、第六十六号、第七十四号及び第百七十号	六十万九千円
第四十一号、第五十七号、第六十七号、第七十五号及び第百七十号	六十万九千円
第四十二号、第五十八号、第六十八号及び第七十六号	六十万九千円
第四十三号、第五十九号及び第六十九号	六十万九千円
第四十七号及び第四十八号	百七万七千円
第七十四号及び第百五十六号	六十万九千円
第七十五号及び第百五十六号	六十万九千円
第九十四号、第九十五号及び第九十八号	四十二万二千円
第百五十六号及び第百七十号	六十万九千円

四　次の表の上欄に掲げる規定の自動車審査試験項目別費用額は、同欄に掲げる規定の自動車審査試験項目に規定する試験を実施するために必要な情報として告示で定めるものについて、機構が当該情報の確認を行う場合にあっては、同表の下欄に掲げる額とする。

（略）	（略）
第百六号	七十九万六千円
第百七号	百七万七千円

五　前二号の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる規定の自動車審査試験項目別費用額の合計額は、同欄に掲げる規定の自動車審査試験項目に規定する試験を実施するために必要な情報として告示で定めるものについて、機構が当該情報の確認を行う場

合（同欄に掲げる規定のうちいずれかに係る確認を行う場合を含む。）であって、同欄に掲げる規定の自動車審査試験項目に関し同時に二以上の試験を受けようとする場合においては、同表の下欄に掲げる額とする。

（略）	（略）
第十一号、第十三号及び第百七号	百七万七千円
第十一号及び第百七号	七十九万六千円

六　第八十八号及び第百六十五号の自動車審査試験項目別費用額の合計額は、第八十八号及び第百六十五号の自動車審査試験項目に関し同時に試験を受けようとする場合であって、同号の自動車審査試験項目に規定する試験に代えて、保安基準第二章の規定に基づく自動車の保安基準に関する告示が改正された場合における改正後の規定の適用に関して告示で適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準に適合するかどうかを審査するための告示で定める試験を行う場合においては、二十八万千円とする。

七　第八十九号及び第百六十五号の自動車審査試験項目別費用額の合計額は、第八十九号及び第百六十五号の自動車審査試験項目に関し同時に試験を受けようとする場合であって、第八十九号の自動車審査試験項目に規定する試験に代えて、保安基準第二章の規定に基づく自動車の保安基準に関する告示が改正された場合における改正後の規定の適用に関して告示で適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準に適合するかどうかを審査するための告示で定める試験を行う場合においては、二十八万千円とする。

別表第二

特定装置審査試験項目	特定装置審査試験項目別費用額
一～五　（略）	（略）
六　保安基準第八条第八項に係る試験	七十九万六千円
七～十二　（略）	（略）
十三　保安基準第十一条第一項に定める基準に係る試験（次号に掲げる試験を除く。）	百七万七千円
十四　保安基準第十一条第一項に定める基準のうち、運行補助機能（横方向及び縦方向の動きを持続的に制御するもの（遠隔操作機能及び遠隔駐車機能を除く。）に限る。）に係る試験	四百二十五万九千円
十五　保安基準第十一条第一項に定める基準のうち、緊急車線維持装置に係る試験	四十二万二千円
十六～百四十八　（略）	（略）

合（同欄に掲げる規定のうちいずれかに係る確認を行う場合を含む。）であって、同欄に掲げる規定の自動車審査試験項目に関し同時に二以上の試験を受けようとする場合においては、同表の下欄に掲げる額とする。

（略）	（略）
第十一号、第十三号及び第百六号	百七万七千円
第十一号及び第百六号	七十九万六千円

六　第八十七号及び第百六十四号の自動車審査試験項目別費用額の合計額は、第八十七号及び第百六十四号の自動車審査試験項目に関し同時に試験を受けようとする場合であって、同号の自動車審査試験項目に規定する試験に代えて、保安基準第二章の規定に基づく自動車の保安基準に関する告示が改正された場合における改正後の規定の適用に関して告示で適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準に適合するかどうかを審査するための告示で定める試験を行う場合においては、二十八万千円とする。

七　第八十八号及び第百六十四号の自動車審査試験項目別費用額の合計額は、第八十八号及び第百六十四号の自動車審査試験項目に関し同時に試験を受けようとする場合であって、第八十八号の自動車審査試験項目に規定する試験に代えて、保安基準第二章の規定に基づく自動車の保安基準に関する告示が改正された場合における改正後の規定の適用に関して告示で適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準に適合するかどうかを審査するための告示で定める試験を行う場合においては、二十八万千円とする。

別表第二

特定装置審査試験項目	特定装置審査試験項目別費用額
一～五　（略）	（略）
六　保安基準第八条第八項に係る試験	六十万九千円
七～十二　（略）	（略）
十三　保安基準第十一条第一項に定める基準に係る試験（次号に掲げる試験を除く。）	六十万九千円
十四　保安基準第十一条第一項に定める基準のうち、運行補助機能（横方向及び縦方向の動きを持続的に制御するもの（遠隔操作機能及び遠隔駐車機能を除く。）に限る。）に係る試験	四百二十五万九千円
十五～百四十七　（略）	（略）

備考

一　（略）

二　次の表の上欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目別費用額は、同欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目に規定する試験に代えて、保安基準第五十八条の規定により適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準又は保安基準第二章の規定に基づく自動車の保安基準に関する告示が改正された場合における改正後の規定の適用に関して告示で適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準に適合するかどうかを審査するための告示で定める試験を行う場合にあっては、同表の下欄に掲げる額とする。

（略）	（略）
第十九号	六十万九千円（被牽引自動車に係る試験に限る。） 次の各号に掲げる試験の区分に応じ、当該各号に定める額の合計額（被牽引自動車に係る試験を除く。） 一　アンチロック・ブレーキシステムに係る試験　四十二万二千円 二　前号に掲げる試験以外の試験　四十二万二千円
第二十一号	四十二万二千円
第二十五号	四十二万二千円
第八十五号	二十八万千円
第八十八号	二十八万千円
第八十九号	二十八万千円
第九十三号	二十八万千円
第九十四号	二十八万千円
第九十八号	二十八万千円
第百四十六号	三百十八万三千円

三　次の表の上欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目別費用額の合計額は、同欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目に関し同時に二以上の試験を受けようとする場合においては、同表の下欄に掲げる額とする。

第三号、第五号及び第八十八号	七十九万六千円
第三号及び第八十八号	四十二万二千円

備考

一　（略）

二　次の表の上欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目別費用額は、同欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目に規定する試験に代えて、保安基準第五十八条の規定により適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準又は保安基準第二章の規定に基づく自動車の保安基準に関する告示が改正された場合における改正後の規定の適用に関して告示で適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準に適合するかどうかを審査するための告示で定める試験を行う場合にあっては、同表の下欄に掲げる額とする。

（略）	（略）
第十八号	六十万九千円（被牽引自動車に係る試験に限る。） 次の各号に掲げる試験の区分に応じ、当該各号に定める額の合計額（被牽引自動車に係る試験を除く。） 一　アンチロック・ブレーキシステムに係る試験　四十二万二千円 二　前号に掲げる試験以外の試験　四十二万二千円
第二十号	四十二万二千円
第二十四号	四十二万二千円
第八十四号	二十八万千円
第八十七号	二十八万千円
第八十八号	四十二万二千円
第九十二号	二十八万千円
第九十三号	二十八万千円
第九十七号	二十八万千円
第百四十五号	三百十八万三千円

三　次の表の上欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目別費用額の合計額は、同欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目に関し同時に二以上の試験を受けようとする場合においては、同表の下欄に掲げる額とする。

第三号、第五号及び第八十七号	七十九万六千円
第三号及び第八十七号	四十二万二千円

（略）	（略）
第二十号、第二十三号及び第二十四号	七十九万六千円
第二十八号、第四十一号、第五十一号、第五十八号及び第百四十四号	六十万九千円
第二十九号、第四十二号、第五十二号、第五十九号及び第百四十四号	六十万九千円
第三十号、第四十三号、第五十三号、第六十号及び第百四十四号	六十万九千円
第三十一号、第四十四号、第五十四号及び第六十一号	六十万九千円
第三十二号、第四十五号及び第五十五号	六十万九千円
第三十五号及び第三十六号	百七万七千円
第五十九号及び第百三十三号	六十万九千円
第六十号及び第百三十三号	六十万九千円
第七十六号、第七十七号及び第八十号	四十二万二千円
第百三十三号及び第百四十四号	六十万九千円

四　次の表の上欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目別費用額は、同欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目に規定する試験を実施するために必要な情報として告示で定めるものについて、機構が当該情報の確認を行う場合にあっては、同表の下欄に掲げる額とする。

（略）	（略）
第八十八号	七十九万六千円
第八十九号	百七万七千円

五　前二号の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目別費用額の合計額は、同欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目に規定する試験を実施するために必要な情報として告示で定めるものについて、機構が当該情報の確認を行う場合（同欄に掲げる規定のうちいずれかに係る確認を行う場合を含む。）であって、同欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目に関し同時に二以上の試験を受けようとする場合においては、同表の下欄に掲げる額とする。

第三号、第五号及び第八十八号	百七万七千円
第三号及び第八十八号	七十九万六千円

（略）	（略）
第十九号、第二十二号及び第二十三号	七十九万六千円
第二十七号、第四十号、第五十号、第五十七号及び第百四十三号	六十万九千円
第二十八号、第四十一号、第五十一号、第五十八号及び第百四十三号	六十万九千円
第二十九号、第四十二号、第五十二号、第五十九号及び第百四十三号	六十万九千円
第三十号、第四十三号、第五十三号及び第六十号	六十万九千円
第三十一号、第四十四号及び第五十四号	六十万九千円
第三十四号及び第三十五号	百七万七千円
第五十八号及び第百三十二号	六十万九千円
第五十九号及び第百三十二号	六十万九千円
第七十五号、第七十六号及び第七十九号	四十二万二千円
第百三十二号及び第百四十三号	六十万九千円

四　次の表の上欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目別費用額は、同欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目に規定する試験を実施するために必要な情報として告示で定めるものについて、機構が当該情報の確認を行う場合にあっては、同表の下欄に掲げる額とする。

（略）	（略）
第八十七号	七十九万六千円
第八十八号	百七万七千円

五　前二号の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目別費用額の合計額は、同欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目に規定する試験を実施するために必要な情報として告示で定めるものについて、機構が当該情報の確認を行う場合（同欄に掲げる規定のうちいずれかに係る確認を行う場合を含む。）であって、同欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目に関し同時に二以上の試験を受けようとする場合においては、同表の下欄に掲げる額とする。

第三号、第五号及び第八十七号	百七万七千円
第三号及び第八十七号	七十九万六千円

別表第三

特定改造等自動車審査試験項目	特定改造等自動車審査試験項目別費用額
一　車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定に附属する規則（以下「協定規則」という。）第百五十五号の規則７．２．２．１．に係る審査	二十一万八千円
二　協定規則第百五十五号の規則７．２．２．２．（ａ）に係る審査	二十一万八千円
三　協定規則第百五十五号の規則７．２．２．２．（ｂ）に係る審査	五十万円
四　協定規則第百五十五号の規則７．２．２．２．（ｃ）に係る審査	五十万円
五　協定規則第百五十五号の規則７．２．２．２．（ｄ）に係る審査	五十万円
六　協定規則第百五十五号の規則７．２．２．２．（ｅ）に係る審査	二十五万円
七　協定規則第百五十五号の規則７．２．２．２．（ｆ）に係る審査	十八万七千円
八　協定規則第百五十五号の規則７．２．２．２．（ｇ）に係る審査	十八万七千円
九　協定規則第百五十五号の規則７．２．２．２．（ｈ）に係る審査	十八万七千円
十　協定規則第百五十五号の規則７．２．２．３．に係る審査	十五万六千円
十一　協定規則第百五十五号の規則７．２．２．４．に係る審査	十五万六千円
十二　協定規則第百五十五号の規則７．２．２．５．に係る審査	三十一万二千円

（新設）

別表第四

特定改造等自動車審査試験項目	特定改造等自動車審査試験項目別費用額
一　協定規則第百五十六号の規則７．１．１．１．に係る審査	十五万七千円
二　協定規則第百五十六号の規則７．１．１．２．に係る審査	十八万七千円
三　協定規則第百五十六号の規則７．１．１．３．に係る審査	二十八万千円
四　協定規則第百五十六号の規則７．１．１．４．に係る審査	二十八万千円
五　協定規則第百五十六号の規則７．１．１．５．に係る審査	二十五万円

（新設）

六　協定規則第百五十六号の規則7．1．1．6．に係る審査	二十一万八千円
七　協定規則第百五十六号の規則7．1．1．7．に係る審査	二十五万円
八　協定規則第百五十六号の規則7．1．1．8．に係る審査	二十五万円
九　協定規則第百五十六号の規則7．1．1．9．に係る審査	二十五万円
十　協定規則第百五十六号の規則7．1．1．10．に係る審査	二十五万円
十一　協定規則第百五十六号の規則7．1．1．11．に係る審査	十万九千円
十二　協定規則第百五十六号の規則7．1．1．12．に係る審査	十万九千円
十三　協定規則第百五十六号の規則7．1．2．1．に係る審査	二十一万八千円
十四　協定規則第百五十六号の規則7．1．2．2．に係る審査	二十一万八千円
十五　協定規則第百五十六号の規則7．1．2．3．に係る審査	二十八万千円
十六　協定規則第百五十六号の規則7．1．2．4．に係る審査	二十一万八千円
十七　協定規則第百五十六号の規則7．1．2．5．に係る審査	二十一万八千円
十八　協定規則第百五十六号の規則7．1．3．に係る審査	二十八万千円
十九　協定規則第百五十六号の規則7．1．4．に係る審査	二十八万千円

（道路運送車両法関係手数料規則の一部改正）

第六条　道路運送車両法関係手数料規則の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動する。

改正後	改正前
（自動車の型式の指定に係る手数料の減額） **第三条**　令第三条第二項の表備考第一号の規定により減額することができる額は、次の各号に掲げる自動車審査試験項目の区分に応じ、当該各号に定める額の合計額とする。 一　（略） 二　別表第一第二号から第百七十六号までの上欄に掲げる自動車審査試験項目　指定特定共通構造部を有し、又は令第三条第二項の表備考第一号に規定する特定装置（以下「指定特定装置」という。）を取り付けた自動車の型式について指定を申請する場合には、イに掲げる額から口に掲げる額を減じた額 イ・ロ　（略）	（自動車の型式の指定に係る手数料の減額） **第三条**　令第三条第二項の表備考第一号の規定により減額することができる額は、次の各号に掲げる自動車審査試験項目の区分に応じ、当該各号に定める額の合計額とする。 一　（略） 二　別表第一第二号から第百七十五号までの上欄に掲げる自動車審査試験項目　指定特定共通構造部を有し、又は令第三条第二項の表備考第一号に規定する特定装置（以下「指定特定装置」という。）を取り付けた自動車の型式について指定を申請する場合には、イに掲げる額から口に掲げる額を減じた額 イ・ロ　（略）

別表第一

自動車審査試験項目	自動車審査試験項目別費用額
一～九十一　（略）	（略）
九十二　保安基準第二十二条第三項及び第四項に定める基準のうち、自動車に備える座席（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以上の自動車に備える座席（高速道路等において運行する自動車に備えるもの（運転者席を除く。）を除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車に備える座席を除く。）に係る試験	七十九万六千円
九十三　保安基準第二十二条第三項及び第四項に定める基準のうち、仕切り装置に係る試験	四十二万二千円
九十四～百七十六　（略）	（略）

備考

一　（略）

二　次の表の上欄に掲げる規定の自動車審査試験項目別費用額は、同欄に掲げる規定の自動車審査試験項目に規定する試験に代えて、保安基準第五十八条の規定により適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準又は保安基準第二章の規定に基づく自動車の保安基準に関する告示が改正された場合における改正後の規定の適用に関して告示で適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準に適合するかどうかを審査するための告示で定める試験を行う場合にあっては、同表の下欄に掲げる額とする。

（略）	（略）
第九十七号	二十八万千円（専ら乗用の用に供する自動車に係る試験を除く。）
第百五号	二十八万千円
第百八号	二十八万千円
第百九号	四十二万二千円
第百十三号	二十八万千円
第百十四号	二十八万千円
第百十八号	二十八万千円
第百六十二号	次の各号に掲げる試験の区分に応じ、当該各号に定める額の合計 一　運転者の視野に係る試験　二十八万千円 二　乗車人員の保護に係る試験　二十八万千円 三　歩行者の保護に係る試験　二十八万千円
第百七十四号	三百十八万三千円

別表第一

自動車審査試験項目	自動車審査試験項目別費用額
一～九十一　（略）	（略）
九十二　保安基準第二十二条第三項及び第四項に定める基準のうち、自動車に備える座席（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以上の自動車に備える座席（高速道路等において運行する自動車に備えるもの（運転者席を除く。）を除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車に備える座席を除く。）に係る試験	七十九万六千円
九十三～百七十五　（略）	（略）

備考

一　（略）

二　次の表の上欄に掲げる規定の自動車審査試験項目別費用額は、同欄に掲げる規定の自動車審査試験項目に規定する試験に代えて、保安基準第五十八条の規定により適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準又は保安基準第二章の規定に基づく自動車の保安基準に関する告示が改正された場合における改正後の規定の適用に関して告示で適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準に適合するかどうかを審査するための告示で定める試験を行う場合にあっては、同表の下欄に掲げる額とする。

（略）	（略）
第九十六号	二十八万千円（専ら乗用の用に供する自動車に係る試験を除く。）
第百四号	二十八万千円
第百七号	二十八万千円
第百八号	四十二万二千円
第百十二号	二十八万千円
第百十三号	二十八万千円
第百十七号	二十八万千円
第百六十一号	次の各号に掲げる試験の区分に応じ、当該各号に定める額の合計 一　運転者の視野に係る試験　二十八万千円 二　乗車人員の保護に係る試験　二十八万千円 三　歩行者の保護に係る試験　二十八万千円
第百七十三号	三百十八万三千円

三　次の表の上欄に掲げる規定の自動車審査試験項目別費用額の合計額は、同欄に掲げる規定の自動車審査試験項目に関し同時に二以上の試験を受けようとする場合においては、同表の下欄に掲げる額とする。

（略）	（略）
第十一号、第十三号及び第百八号	七十九万六千円
第十一号及び第百八号	四十二万二千円
（略）	（略）
第四十号、第五十六号、第六十六号、第七十二号、第七十四号及び第百七十二号	六十万九千円
第四十一号、第五十七号、第六十七号、第七十五号及び第百七十二号	六十万九千円
第四十二号、第五十八号、第六十八号、第七十六号及び第百七十二号	六十万九千円
（略）	（略）
第七十五号及び第百五十八号	六十万九千円
第七十六号及び第百五十八号	六十万九千円
第九十六号、第九十七号及び第百号	四十二万二千円
第百五十八号及び第百七十二号	六十万九千円

四　次の表の上欄に掲げる規定の自動車審査試験項目別費用額は、同欄に掲げる規定の自動車審査試験項目に規定する試験を実施するために必要な情報として告示で定めるものについて、機構が当該情報の確認を行う場合にあっては、同表の下欄に掲げる額とする。

（略）	（略）
第百八号	七十九万六千円
第百九号	百七万七千円

五　前二号の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる規定の自動車審査試験項目別費用額の合計額は、同欄に掲げる規定の自動車審査試験項目に規定する試験を実施するために必要な情報として告示で定めるものについて、機構が当該情報の確認を行う場合（同欄に掲げる規定のうちいずれかに係る確認を行う場合を含む。）であって、同欄に掲げる規定の自動車審査試験項目に関し同時に二以上の試験を受けようとする場合においては、同表の下欄に掲げる額とする。

（略）	（略）
第十一号、第十三号及び第百八号	百七万七千円
第十一号及び第百八号	七十九万六千円

三　次の表の上欄に掲げる規定の自動車審査試験項目別費用額の合計額は、同欄に掲げる規定の自動車審査試験項目に関し同時に二以上の試験を受けようとする場合においては、同表の下欄に掲げる額とする。

（略）	（略）
第十一号、第十三号及び第百七号	七十九万六千円
第十一号及び第百七号	四十二万二千円
（略）	（略）
第四十号、第五十六号、第六十六号、第七十二号、第七十四号及び第百七十一号	六十万九千円
第四十一号、第五十七号、第六十七号、第七十五号及び第百七十一号	六十万九千円
第四十二号、第五十八号、第六十八号、第七十六号及び第百七十一号	六十万九千円
（略）	（略）
第七十五号及び第百五十七号	六十万九千円
第七十六号及び第百五十七号	六十万九千円
第九十五号、第九十六号及び第九十九号	四十二万二千円
第百五十七号及び第百七十一号	六十万九千円

四　次の表の上欄に掲げる規定の自動車審査試験項目別費用額は、同欄に掲げる規定の自動車審査試験項目に規定する試験を実施するために必要な情報として告示で定めるものについて、機構が当該情報の確認を行う場合にあっては、同表の下欄に掲げる額とする。

（略）	（略）
第百七号	七十九万六千円
第百八号	百七万七千円

五　前二号の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる規定の自動車審査試験項目別費用額の合計額は、同欄に掲げる規定の自動車審査試験項目に規定する試験を実施するために必要な情報として告示で定めるものについて、機構が当該情報の確認を行う場合（同欄に掲げる規定のうちいずれかに係る確認を行う場合を含む。）であって、同欄に掲げる規定の自動車審査試験項目に関し同時に二以上の試験を受けようとする場合においては、同表の下欄に掲げる額とする。

（略）	（略）
第十一号、第十三号及び第百七号	百七万七千円
第十一号及び第百七号	七十九万六千円

六　第八十八号及び第百六十六号の自動車審査試験項目別費用額の合計額は、第八十八号及び第百六十六号の自動車審査試験項目に関し同時に試験を受けようとする場合であって、同号の自動車審査試験項目に規定する試験に代えて、保安基準第二章の規定に基づく自動車の保安基準に関する告示が改正された場合における改正後の規定の適用に関して告示で適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準に適合するかどうかを審査するための告示で定める試験を行う場合においては、二十八万千円とする。

七　第八十九号及び第百六十六号の自動車審査試験項目別費用額の合計額は、第八十九号及び第百六十六号の自動車審査試験項目に関し同時に試験を受けようとする場合であって、第八十九号の自動車審査試験項目に規定する試験に代えて、保安基準第二章の規定に基づく自動車の保安基準に関する告示が改正された場合における改正後の規定の適用に関して告示で適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準に適合するかどうかを審査するための告示で定める試験を行う場合においては、二十八万千円とする。

別表第二

特定装置審査試験項目	特定装置審査試験項目別費用額
一～七十二　（略）	（略）
七十三　保安基準第二十二条第三項及び第四項に定める基準のうち、自動車に備える座席（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以上の自動車に備える座席（高速道路等において運行する自動車に備えるもの（運転者席を除く。）を除く。）及び専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満の自動車に備える座席を除く。）に係る試験	七十九万六千円
七十四　保安基準第二十二条第三項及び第四項に定める基準のうち、仕切り装置に係る試験	四十二万二千円
七十五～百四十九　（略）	（略）

備考

一　（略）

二　次の表の上欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目別費用額は、同欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目に規定する試験に代えて、保安基準第五十八条の規定により適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準又は保安基準第二章の規定に基づく自動車の保安基準に関する告示が改正された場合における改正後の規定の適用に関して告示で適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準に適合するかどうかを審査するための告示で定める試験を行う場合にあっては、同表の下欄に掲げる額とする。

六　第八十八号及び第百六十五号の自動車審査試験項目別費用額の合計額は、第八十八号及び第百六十五号の自動車審査試験項目に関し同時に試験を受けようとする場合であって、同号の自動車審査試験項目に規定する試験に代えて、保安基準第二章の規定に基づく自動車の保安基準に関する告示が改正された場合における改正後の規定の適用に関して告示で適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準に適合するかどうかを審査するための告示で定める試験を行う場合においては、二十八万千円とする。

七　第八十九号及び第百六十五号の自動車審査試験項目別費用額の合計額は、第八十九号及び第百六十五号の自動車審査試験項目に関し同時に試験を受けようとする場合であって、第八十九号の自動車審査試験項目に規定する試験に代えて、保安基準第二章の規定に基づく自動車の保安基準に関する告示が改正された場合における改正後の規定の適用に関して告示で適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準に適合するかどうかを審査するための告示で定める試験を行う場合においては、二十八万千円とする。

別表第二

特定装置審査試験項目	特定装置審査試験項目別費用額
一～七十二　（略）	（略）
七十三　保安基準第二十二条第三項及び第四項に定める基準のうち、自動車に備える座席（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以上の自動車に備える座席（高速道路等において運行する自動車に備えるもの（運転者席を除く。）を除く。）及び専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満の自動車に備える座席を除く。）に係る試験	七十九万六千円
七十四～百四十八　（略）	（略）

備考

一　（略）

二　次の表の上欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目別費用額は、同欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目に規定する試験に代えて、保安基準第五十八条の規定により適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準又は保安基準第二章の規定に基づく自動車の保安基準に関する告示が改正された場合における改正後の規定の適用に関して告示で適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準に適合するかどうかを審査するための告示で定める試験を行う場合にあっては、同表の下欄に掲げる額とする。

（略）	（略）
第八十六号	二十八万千円
第八十九号	二十八万千円
第九十号	二十八万千円
第九十四号	二十八万千円
第九十五号	四十二万二千円
第九十九号	二十八万千円
第百四十七号	三百十八万三千円

三　次の表の上欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目別費用額の合計額は、同欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目に関し同時に二以上の試験を受けようとする場合においては、同表の下欄に掲げる額とする。

第三号、第五号及び第八十九号	七十九万六千円
第三号及び第八十九号	四十二万二千円
（略）	（略）
第二十八号、第四十一号、第五十一号、第五十八号及び第百四十五号	六十万九千円
第二十九号、第四十二号、第五十二号、第五十九号及び第百四十五号	六十万九千円
第三十号、第四十三号、第五十三号、第六十号及び第百四十五号	六十万九千円
（略）	（略）
第五十九号及び第百三十四号	六十万九千円
第六十号及び第百三十四号	六十万九千円
第七十七号、第七十八号及び第八十一号	四十二万二千円
第百三十四号及び第百四十五号	六十万九千円

（略）	（略）
第八十五号	二十八万千円
第八十八号	二十八万千円
第八十九号	四十二万二千円
第九十三号	二十八万千円
第九十四号	四十二万二千円
第九十八号	二十八万千円
第百四十六号	三百十八万三千円

三　次の表の上欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目別費用額の合計額は、同欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目に関し同時に二以上の試験を受けようとする場合においては、同表の下欄に掲げる額とする。

第三号、第五号及び第八十八号	七十九万六千円
第三号及び第八十八号	四十二万二千円
（略）	（略）
第二十八号、第四十一号、第五十一号、第五十八号及び第百四十四号	六十万九千円
第二十九号、第四十二号、第五十二号、第五十九号及び第百四十四号	六十万九千円
第三十号、第四十三号、第五十三号、第六十号及び第百四十四号	六十万九千円
（略）	（略）
第五十九号及び第百三十三号	六十万九千円
第六十号及び第百三十三号	六十万九千円
第七十六号、第七十七号及び第八十号	四十二万二千円
第百三十三号及び第百四十四号	六十万九千円

四　次の表の上欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目別費用額は、同欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目に規定する試験を実施するために必要な情報として告示で定めるものについて、機構が当該情報の確認を行う場合にあっては、同表の下欄に掲げる額とする。

（略）	（略）
第八十九号	七十九万六千円
第九十号	百七万七千円

五　前二号の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目別費用額の合計額は、同欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目に規定する試験を実施するために必要な情報として告示で定めるものについて、機構が当該情報の確認を行う場合（同欄に掲げる規定のうちいずれかに係る確認を行う場合を含む。）であって、同欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目に関し同時に二以上の試験を受けようとする場合においては、同表の下欄に掲げる額とする。

第三号、第五号及び第八十九号	百七万七千円
第三号及び第八十九号	七十九万六千円

（自動車の特定改造等の許可に関する省令の一部改正）

第七条　自動車の特定改造等の許可に関する省令（令和二年国土交通省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（許可の手続） **第二条**　法第九十九条の三第一項の許可（以下単に「許可」という。）を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、申請者の能力が第四条第一項各号の基準に適合することについて、あらかじめ、国土交通大臣の証明を受けるものとする。ただし、次条第三項第一号の国土交通大臣が告示で定める書面を有する者については、この限りでない。 2～7　（略） 8　第五項の規定により有効な能力基準適合証明書の交付を受けている者は、第三項第二号の書面の記載事項の一部に変更を加えようとするときは、第六項の規定にかかわらず、あらかじめ、その変更について第一項の証明を受けなければならないものとし、同項の証明を受けなかったときは、当該証明書は、当該変更時にその効力を失う。 9　前項の規定により証明を受ける場合にあっては、新たに交付する能力基準適合証明書の有効期間は、従前の能力基準適合証明書の有効期間の残存期間とする。	（許可の手続） **第二条**　法第九十九条の三第一項の許可（以下単に「許可」という。）を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、申請者の能力が第四条第一項各号の基準に適合することについて、あらかじめ、国土交通大臣の証明を受けるものとする。ただし、次条第三項第一号の国土交通大臣が告示で定める書面を有する者については、この限りでない。 2～7　（略） 8　第五項の規定により有効な能力基準適合証明書の交付を受けている者は、第三項第二号の書面の記載事項に重大な変更を加えようとするときは、第六項の規定にかかわらず、あらかじめ、第一項の証明を受けなければならないものとし、同項の証明を受けなかったときは、当該証明書は、当該変更時にその効力を失う。 （新設）

四　次の表の上欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目別費用額は、同欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目に規定する試験を実施するために必要な情報として告示で定めるものについて、機構が当該情報の確認を行う場合にあっては、同表の下欄に掲げる額とする。

（略）	（略）
第八十八号	七十九万六千円
第八十九号	百七万七千円

五　前二号の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目別費用額の合計額は、同欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目に規定する試験を実施するために必要な情報として告示で定めるものについて、機構が当該情報の確認を行う場合（同欄に掲げる規定のうちいずれかに係る確認を行う場合を含む。）であって、同欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目に関し同時に二以上の試験を受けようとする場合においては、同表の下欄に掲げる額とする。

第三号、第五号及び第八十八号	百七万七千円
第三号及び第八十八号	七十九万六千円

第六号様式を次のように改める。

第六号様式（特定改造等許可証）（第三条関係）

特定改造等許可証

許可番号	
申請に係る改造のためのプログラム等の名称	
特定改造等の種類	
申請者の氏名又は名称及び住所	
許可の条件又は期限	
サイバーセキュリティの確保に係る能力基準適合証明書の証明番号	
プログラム等の適切な管理及び確実な改変に係る能力基準適合証明書の証明番号	

道路運送車両法第99条の３第１項の規定により、申請のあった特定改造等を許可する。

交付年月日　　年　　月　　日

国土交通大臣　印

（日本産業規格Ａ列４番）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和八年一月十一日から施行する。ただし、第三条及び第六条の規定は、令和八年三月三十一日から施行する。

（経過措置）

第二条　第二条の規定による改正前の装置型式指定規則（以下この条において「旧規則」という。）第五条第一項の表第一号の八下欄に掲げる第百七十五号に基づき行われた認定（令和十二年八月三十一日以前に行われたものに限る。）は、令和十四年八月三十一日までの間は、第二条の規定による改正後の装置型式指定規則（以下この条において「新規則」という。）第五条第一項の表第一号の八下欄に掲げる第百七十五号改訂版に基づき行われた認定とみなす。

2　旧規則第五条第一項の表第十二号及び第十三号下欄に掲げる第十七号第十一改訂版に基づき行われた認定（運転者席及びこれと並列の座席（自動車の側面に隣接しない座席を除く。次項において同じ。）に備える頭部後傾抑止装置に係るもの（令和九年八月三十一日以前に行われたものに限る。）は、令和十一年八月三十一日までの間は、新規則第五条第一項の表第十二号及び第十三号下欄に掲げる第十七号第十二改訂版に基づき行われた認定とみなす。

3　旧規則第五条第一項の表第十二号及び第十三号下欄に掲げる第十七号第十一改訂版に基づき行われた認定（運転者席及びこれと並列の座席に備える頭部後傾抑止装置に係るものを除く。）は、当分の間、新規則第五条第一項の表第十二号及び第十三号下欄に掲げる第百七十三号及び第百七十四号に基づき行われた認定（令和九年八月三十一日以前に行われたものに限る。）は、当分の間、新規則第五条第一項の表第十三号の四下欄に掲げる第百七十三号改訂版及び第百七十四号改訂版に基づき行われた認定とみなす。

4　旧規則第五条第一項の表第十五号の三下欄に掲げる第四十一号第五改訂版に基づき行われた認定（出力質量比指数（車両総重量に対する車両の定格出力の比率をいう。）が五十を超えるもの（令和十一年八月三十一日以前に行われたものに限る。）に限る。）は、令和十二年八月三十一日までの間は、新規則第五条第一項の表第十五号の三下欄に掲げる第四十一号第六改訂版に基づき行われた認定とみなす。

5　旧規則第五条第一項の表第十五号の三下欄に掲げる第四十一号第五改訂版に基づき行われた認定（出力質量比指数（車両総重量に対する車両の定格出力の比率をいう。）が五十を超えるもの（令和十一年八月三十一日以前に行われたものに限る。）に限る。）は、令和十二年八月三十一日までの間は、新規則第五条第一項の表第十五号の三下欄に掲げる第四十一号第五改訂版に基づき行われた認定とみなす。

6　旧規則第五条第一項の表第十五号の三下欄に掲げる第四十一号第五改訂版に基づき行われた認定（出力質量比指数が五十を超えるものを除く。）は、当分の間、新規則第五条第一項の表第十五号の三下欄に掲げる第四十一号第六改訂版に基づき行われた認定とみなす。

法規的告示

○国土交通省告示第八号

道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）及び関係法令の規定に基づき、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年一月九日

国土交通大臣　金子　恭之

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示

（道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部改正）

第一条　道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	
（定義等） **第２条**　（略） ２　この告示において、次の表の左欄に掲げる略語は、それぞれ同表の右欄に掲げる意味を表すものとする。	
略語	意味
（略）	（略）
協定規則第13号	協定規則第13号第15改訂版補足改訂版
（略）	（略）
協定規則第16号	協定規則第16号第10改訂版補足改訂版
協定規則第17号	協定規則第17号第12改訂版

改正前	
（定義等） **第２条**　（略） ２　この告示において、次の表の左欄に掲げる略語は、それぞれ同表の右欄に掲げる意味を表すものとする。	
略語	意味
（略）	（略）
協定規則第13号	協定規則第13号第15改訂版
（略）	（略）
協定規則第16号	協定規則第16号第10改訂版
協定規則第17号	協定規則第17号第11改訂版補足改訂版

（略）	（略）
協定規則第30号	協定規則第30号第２改訂版補足第27改訂版
（略）	（略）
協定規則第41号	協定規則第41号第６改訂版
（略）	（略）
協定規則第44号	協定規則第44号第４改訂版補足第19改訂版
（略）	（略）
協定規則第54号	協定規則第54号補足第28改訂版
（略）	（略）
協定規則第75号	協定規則第75号補足第21改訂版
（略）	（略）
協定規則第79号	協定規則第79号第４改訂版補足第８改訂版
（略）	（略）
協定規則第117号	協定規則第117号第４改訂版補足第３改訂版
（略）	（略）
協定規則第125号	協定規則第125号第３改訂版
協定規則第126号	協定規則第126号初版
（略）	（略）
協定規則第129号	協定規則第129号第４改訂版補足第３改訂版
（略）	（略）
協定規則第131号	協定規則第131号第２改訂版補足第２改訂版
協定規則第134号	協定規則第134号第２改訂版補足第２改訂版
（略）	（略）
協定規則第142号	協定規則第142号改訂版補足第２改訂版
（略）	（略）
協定規則第152号	協定規則第152号第２改訂版補足第５改訂版
（略）	（略）
協定規則第157号	協定規則第157号改訂版補足第４改訂版
（略）	（略）
協定規則第170号	協定規則第170号補足改訂版
（略）	（略）

（略）	（略）
協定規則第30号	協定規則第30号第２改訂版補足第26改訂版
（略）	（略）
協定規則第41号	協定規則第41号第５改訂版補足第３改訂版
（略）	（略）
協定規則第44号	協定規則第44号第４改訂版補足第18改訂版
（略）	（略）
協定規則第54号	協定規則第54号補足第27改訂版
（略）	（略）
協定規則第75号	協定規則第75号補足第20改訂版
（略）	（略）
協定規則第79号	協定規則第79号第４改訂版補足第７改訂版
（略）	（略）
協定規則第117号	協定規則第117号第４改訂版補足第２改訂版
（略）	（略）
協定規則第125号	協定規則第125号第３改訂版
（略）	（略）
協定規則第129号	協定規則第129号第４改訂版補足第２改訂版
（略）	（略）
協定規則第131号	協定規則第131号第２改訂版補足改訂版
協定規則第134号	協定規則第134号第２改訂版補足改訂版
（略）	（略）
協定規則第142号	協定規則第142号改訂版補足改訂版
（略）	（略）
協定規則第152号	協定規則第152号第２改訂版補足第４改訂版
（略）	（略）
協定規則第157号	協定規則第157号改訂版補足第３改訂版
（略）	（略）
協定規則第170号	協定規則第170号初版
（略）	（略）

協定規則第173号	協定規則第173号改訂版
協定規則第174号	協定規則第174号改訂版
協定規則第175号	協定規則第175号改訂版
（略）	（略）
協定規則第177号	協定規則第177号初版
協定規則第178号	協定規則第178号初版

（原動機及び動力伝達装置）

第10条　（略）

２～５　（略）

６　ペダル踏み間違い時加速抑制装置のペダルの踏み間違いの検知及び警報に係る性能等に関し、保安基準第８条第８項の告示で定める基準は、協定規則第175号の規則5.及び6.（次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める規定を除く。）に定める基準とする。

一　道路維持作業用自動車であって車両前部に特殊な装備を有する自動車　車両前方に係る規定

二　道路維持作業用自動車であって車両後部に特殊な装備を有する自動車　車両後方に係る規定

三　貨物の運送の用に供する自動車であって次に掲げるもの　車両後方に係る規定

イ　車体の構造上車室が一体であって車両の最後尾付近まで車室がある自動車のうち、キャブ後面を改造することにより車体の構造上車室を一体としたもの（法第75条の２第１項の規定に基づき型式の指定を受ける特定共通構造部に係る自動車を含む。）

ロ　車体の構造上車室が一体であって車両の最後尾付近まで車室がある自動車以外の自動車

７　保安基準第８条第８項のペダル踏み間違い時加速抑制装置を備えることができないものとして告示で定める自動車は、道路維持作業用自動車であって次の各号に掲げるものとする。

一　車両前部及び後部に特殊な装備を有する自動車

二　車両前部に特殊な装備を有し、かつ、貨物の運送の用に供する自動車であって次に掲げるもの

イ　車体の構造上車室が一体であって車両の最後尾付近まで車室がある自動車のうち、キャブ後面を改造することにより車体の構造上車室を一体としたもの（法第75条の２第１項の規定に基づき型式の指定を受ける特定共通構造部に係る自動車を含む。）

ロ　車体の構造上車室が一体であって車両の最後尾付近まで車室がある自動車以外の自動車

（かじ取装置）

第13条　自動車のかじ取装置の強度、操作性能等に関し、保安基準第11条第１項の告示で定める基準は、次項から第４項までに掲げる基準とする。

２・３　（略）

協定規則第173号	協定規則第173号初版
協定規則第174号	協定規則第174号初版
協定規則第175号	協定規則第175号初版
（略）	（略）
協定規則第177号	協定規則第177号初版

（原動機及び動力伝達装置）

第10条　（略）

２～５　（略）

６　ペダル踏み間違い時加速抑制装置のペダルの踏み間違いの検知及び警報に係る性能等に関し、保安基準第８条第８項の告示で定める基準は、協定規則第175号の規則5.及び6.（道路維持作業用自動車又は緊急自動車であって車両前部に特殊な装備を有する自動車は車両前方に係る規定を除き、道路維持作業用自動車又は緊急自動車であって車両後部に特殊な装備を有する自動車は車両後方に係る規定を除く。）に定める基準とする。

（新設）

（新設）

（新設）

７　保安基準第８条第８項のペダル踏み間違い時加速抑制装置を備えることができないものとして告示で定める自動車は、道路維持作業用自動車又は緊急自動車であって車両前部及び後部に特殊な装備を有する自動車とする。

（新設）

（新設）

（かじ取装置）

第13条　自動車のかじ取装置の強度、操作性能等に関し、保安基準第11条第１項の告示で定める基準は、次項及び第３項に掲げる基準とする。

２・３　（略）

４　専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であって乗車定員10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であって車両総重量が3.5トン以下のものには、道路維持作業用自動車であって車両前部に特殊な装備を有するもの又は緊急自動車を除き、協定規則第178号の規則5. 及び6. に適合する緊急車線維持装置を備えなければならない。

５・６　（略）

（座席）

第28条　（略）

２～５　（略）

６　衝突等による衝撃を受けた場合における乗車人員等から受ける荷重への耐久に係る座席の性能及び当該座席の後方の乗車人員の頭部等の保護に係る性能に関し保安基準第22条第３項及び第４項の告示で定める基準は、次の表の左欄に掲げる自動車ごとに、当該自動車に備えられた同表の中欄に掲げる座席の種類に応じ、同表の右欄に掲げる基準とする。

自動車の種別	座席の種類	座席及び座席取付装置の基準
一　専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車（次に掲げるものを除く。） イ～ニ　（略）	第１項第３号イに規定する前向きに備える座席（以下この表において「前向き座席」という。）	協定規則第17号の規則5. 及び6.（5.1.、5.3. から5.10. まで、6.1.5. 及び6.4. から6.7. までを除く。また、協定規則第126号の規則6. に適合する仕切り装置（同規則2.1. に規定する装置をいう。第106条において同じ。）を備える場合（第５条第１項第４号及び第５号に掲げる場合を除く。）にあっては、5.12.2. を除く。）に定める基準
二～八　（略）	（略）	（略）

（自動車の騒音防止装置）

第40条　自動車（被牽引自動車を除く。以下この条において同じ。）が騒音を著しく発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し保安基準第30条第１項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一～三　（略）

四　二輪自動車（内燃機関以外を原動機とするものであって、最高速度20㎞／ｈ未満のものは除く。）は、協定規則第41号の規則6. に定める基準に適合する構造であること。ただし、型式の指定等を行う場合以外の場合にあっては、協定規則第41号の規則6.2. 及び6.3. の規定にかかわらず、協定規則第41号の規則8.2. から8.4. までの規定に適合する構造であればよいものとする。

五　（略）

２　（略）

（新設）

４・５　（略）

（座席）

第28条　（略）

２～５　（略）

６　衝突等による衝撃を受けた場合における乗車人員等から受ける荷重への耐久に係る座席の性能及び当該座席の後方の乗車人員の頭部等の保護に係る性能に関し保安基準第22条第３項及び第４項の告示で定める基準は、次の表の左欄に掲げる自動車ごとに、当該自動車に備えられた同表の中欄に掲げる座席の種類に応じ、同表の右欄に掲げる基準とする。

自動車の種別	座席の種類	座席及び座席取付装置の基準
一　専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車（次に掲げるものを除く。） イ～ニ　（略）	第１項第３号イに規定する前向きに備える座席（以下この表において「前向き座席」という。）	協定規則第17号の規則5. 及び6.（5.1.、5.3. から5.10. まで、6.1.5. 及び6.4. から6.7. までを除く。）に定める基準
二～八　（略）	（略）	（略）

（自動車の騒音防止装置）

第40条　自動車（被牽引自動車を除く。以下この条において同じ。）が騒音を著しく発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し保安基準第30条第１項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一～三　（略）

四　二輪自動車（内燃機関以外を原動機とするものであって、最高速度20㎞／ｈ未満のものは除く。）は、協定規則第41号の規則6. に定める基準に適合する構造であること。ただし、型式の指定等を行う場合以外の場合にあっては、協定規則第41号の規則6.2. 及び6.3. の規定にかかわらず、協定規則第41号の規則8.2. 及び8.3. の規定に適合する構造であればよいものとする。

五　（略）

２　（略）

（原動機及び動力伝達装置）

第88条　（略）

２　（略）

３　ペダル踏み間違い時加速抑制装置のペダルの踏み間違いの検知及び警報に係る性能等に関し、保安基準第８条第８項の告示で定める基準は、協定規則第175号の規則5. 及び6. （次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める規定を除く。）に定める基準とする。

一　道路維持作業用自動車であって車両前部に特殊な装備を有する自動車　車両前方に係る規定

二　道路維持作業用自動車であって車両後部に特殊な装備を有する自動車　車両後方に係る規定

三　貨物の運送の用に供する自動車であって次に掲げるもの　車両後方に係る規定

イ　車体の構造上車室が一体であって車両の最後尾付近まで車室がある自動車のうち、キャブ後面を改造することにより車体の構造上車室を一体としたもの（法第75条の２第１項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に係る自動車を含む。）

ロ　車体の構造上車室が一体であって車両の最後尾付近まで車室がある自動車以外の自動車

４　（略）

５　保安基準第８条第８項のペダル踏み間違い時加速抑制装置を備えることができないものとして告示で定める自動車は、道路維持作業用自動車であって次の各号に掲げるものとする。

一　車両前部及び後部に特殊な装備を有する自動車

二　車両前部に特殊な装備を有し、かつ、貨物の運送の用に供する自動車であって次に掲げるもの

イ　車体の構造上車室が一体であって車両の最後尾付近まで車室がある自動車のうち、キャブ後面を改造することにより車体の構造上車室を一体としたもの（法第75条の２第１項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に係る自動車を含む。）

ロ　車体の構造上車室が一体であって車両の最後尾付近まで車室がある自動車以外の自動車

６　（略）

（かじ取装置）

第91条　自動車のかじ取装置の強度、操作性能等に関し、保安基準第11条第１項の告示で定める基準は、次項から第４項までに掲げる基準とする。

２・３　（略）

４　専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であって乗車定員10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であって車両総重量が3.5トン以下のものには、道路維持作業用自動車であって車両前部に特殊な装備を有するもの又は緊急自動車を除き、協定規則第178号の規則5. 及び6.

（原動機及び動力伝達装置）

第88条　（略）

２　（略）

３　ペダル踏み間違い時加速抑制装置のペダルの踏み間違いの検知及び警報に係る性能等に関し、保安基準第８条第８項の告示で定める基準は、協定規則第175号の規則5. 及び6. （道路維持作業用自動車又は緊急自動車であって車両前部に特殊な装備を有する自動車は車両前方に係る規定を除き、道路維持作業用自動車又は緊急自動車であって車両後部に特殊な装備を有する自動車は車両後方に係る規定を除く。）に定める基準とする。

（新設）

（新設）

（新設）

４　（略）

５　保安基準第８条第８項のペダル踏み間違い時加速抑制装置を備えることができないものとして告示で定める自動車は、道路維持作業用自動車又は緊急自動車であって車両前部及び後部に特殊な装備を有する自動車とする。

（新設）

（新設）

６　（略）

（かじ取装置）

第91条　自動車のかじ取装置の強度、操作性能等に関し、保安基準第11条第１項の告示で定める基準は、次項及び第３項に掲げる基準とする。

２・３　（略）

（新設）

に適合する緊急車線維持装置を備えなければならない。この場合において、次に掲げる緊急車線維持装置であってその機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、協定規則第178号の規則5. 及び6. に適合するものとする。

一　指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた緊急車線維持装置

二　法第75条の２第１項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられている緊急車線維持装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている緊急車線維持装置又はこれに準ずる性能を有する緊急車線維持装置

三　法第75条の３第１項の規定に基づき緊急車線維持装置について型式の指定を受けた自動車に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた緊急車線維持装置又はこれに準ずる性能を有する緊急車線維持装置

５　別添124「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」に定める基準に適合しない緊急車線維持装置は、前項の規定にかかわらず、同項の基準に適合しないものとする。

６～８　（略）

（座席）

第106条　（略）

２～５　（略）

６　衝突等による衝撃を受けた場合における乗車人員等から受ける荷重への耐久に係る座席の性能及び当該座席の後方の乗車人員の頭部等の保護に係る性能に関し保安基準第22条第３項及び第４項の告示で定める基準は、次の表の左欄に掲げる自動車ごとに、当該自動車に備えられた同表の中欄に掲げる座席の種類に応じ、同表の右欄に掲げる基準とする。この場合において、指定自動車等に備えられている座席及び座席取付装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたもの若しくは法第75条の２第１項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられている座席及び座席取付装置、法第75条の３第１項の規定に基づく型式の指定を受けた座席及び座席取付装置又はこれらに準ずる性能を有するものであって、その強度を損なうおそれのある損傷のないもの及び乗車人員の頭部等に傷害を与えるおそれのある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。

自動車の種別	座席の種類	座席及び座席取付装置の基準
一　専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車（次に掲げるものを除く。） イ～ニ　（略）	第１項第３号イに規定する前向きに備える座席（以下この表において「前向き座席」という。）	協定規則第17号の規則5. 及び6.（5.1.、5.3. から5.10. まで、6.1.5. 及び6.4. から6.7. までを除く。また、協定規則第126号の規則6. に適合する仕切り装置を備える場合にあっては、5.12.2. を除く。）に定める基準
二～八　（略）	（略）	（略）

（新設）

４～６　（略）

（座席）

第106条　（略）

２～５　（略）

６　衝突等による衝撃を受けた場合における乗車人員等から受ける荷重への耐久に係る座席の性能及び当該座席の後方の乗車人員の頭部等の保護に係る性能に関し保安基準第22条第３項及び第４項の告示で定める基準は、次の表の左欄に掲げる自動車ごとに、当該自動車に備えられた同表の中欄に掲げる座席の種類に応じ、同表の右欄に掲げる基準とする。この場合において、指定自動車等に備えられている座席及び座席取付装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたもの若しくは法第75条の２第１項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられている座席及び座席取付装置、法第75条の３第１項の規定に基づく型式の指定を受けた座席及び座席取付装置又はこれらに準ずる性能を有するものであって、その強度を損なうおそれのある損傷のないもの及び乗車人員の頭部等に傷害を与えるおそれのある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。

自動車の種別	座席の種類	座席及び座席取付装置の基準
一　専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車（次に掲げるものを除く。） イ～ニ　（略）	第１項第３号イに規定する前向きに備える座席（以下この表において「前向き座席」という。）	協定規則第17号の規則5. 及び6.（5.1.、5.3. から5.10. まで、6.1.5. 及び6.4. から6.7. までを除く。）に定める基準
二～八　（略）	（略）	（略）

（原動機及び動力伝達装置）

第166条　（略）

２・３　（略）

４　保安基準第８条第８項のペダル踏み間違い時加速抑制装置を備えることができないものとして告示で定める自動車は、道路維持作業用自動車であって次の各号に掲げるものとする。

一　車両前部及び後部に特殊な装備を有する自動車

二　車両前部に特殊な装備を有し、かつ、貨物の運送の用に供する自動車であって次に掲げるもの

イ　車体の構造上車室が一体であって車両の最後尾付近まで車室がある自動車のうち、キャブ後面を改造することにより車体の構造上車室を一体としたもの（法第75条の２第１項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に係る自動車を含む。）

ロ　車体の構造上車室が一体であって車両の最後尾付近まで車室がある自動車以外の自動車

５　（略）

（かじ取装置）

第169条　自動車のかじ取装置の強度、操作性能等に関し、保安基準第11条第１項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一　自動車のかじ取装置は、堅ろうで安全な運行を確保できるものであること。この場合において、次に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。

イ～ヲ　（略）

ワ　緊急車線維持装置の機能を損なうおそれのある損傷等のあるもの

カ　運行補助機能を有するかじ取装置及び緊急車線維持装置であって、別添124「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」に定める基準に適合しないもの

二～五　（略）

２・３　（略）

（消音器）

第252条　一般原動機付自転車が騒音を著しく発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し保安基準第64条の２第１項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一・二　（略）

三　二輪の一般原動機付自転車（総排気量が0.050リットルを超えるもの又は最高速度が50㎞／ｈを超えるものに限る。）は、協定規則第41号の規則6. に定める基準に適合する構造であること。ただし、施行規則第62条の３第１項の規定による認定を行う場合以外の場合（以下「型式の認定を行う場合以外の場合」という。）にあっては、協定規則第41号の規則6. 2. 及び6. 3. の規定にかかわらず、協定規則第41号の規則8. 2. から8. 4. までの規定に適合する構造であればよいものとする。

２　（略）

別添41　重量車排出ガスの測定方法

Ⅰ・Ⅱ　（略）

Ⅲ　ＪＨ25モード法（内燃機関車）

1. ～18.　（略）

別紙１～６　（略）

別紙７　車両総重量3.5ｔ超の自動車に係る燃料消費率測定における標準車両諸元及び都市間走行割合

表１・２　（略）

（原動機及び動力伝達装置）

第166条　（略）

２・３　（略）

４　保安基準第８条第８項のペダル踏み間違い時加速抑制装置を備えることができないものとして告示で定める自動車は、道路維持作業用自動車又は緊急自動車であって車両前部及び後部に特殊な装備を有する自動車とする。

（新設）

（新設）

５　（略）

（かじ取装置）

第169条　自動車のかじ取装置の強度、操作性能等に関し、保安基準第11条第１項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一　自動車のかじ取装置は、堅ろうで安全な運行を確保できるものであること。この場合において、次に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。

イ～ヲ　（略）

（新設）

ワ　運行補助機能を有するかじ取装置であって、別添124「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」に定める基準に適合しないもの

二～五　（略）

２・３　（略）

（消音器）

第252条　一般原動機付自転車が騒音を著しく発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し保安基準第64条の２第１項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一・二　（略）

三　二輪の一般原動機付自転車（総排気量が0.050リットルを超えるもの又は最高速度が50㎞／ｈを超えるものに限る。）は、協定規則第41号の規則6. に定める基準に適合する構造であること。ただし、施行規則第62条の３第１項の規定による認定を行う場合以外の場合（以下「型式の認定を行う場合以外の場合」という。）にあっては、協定規則第41号の規則6. 2. 及び6. 3. の規定にかかわらず、協定規則第41号の規則8. 2. 及び8. 3. の規定に適合する構造であればよいものとする。

２　（略）

別添41　重量車排出ガスの測定方法

Ⅰ・Ⅱ　（略）

Ⅲ　ＪＨ25モード法（内燃機関車）

1. ～18.　（略）

別紙１～６　（略）

別紙７　車両総重量3.5ｔ超の自動車に係る燃料消費率測定における標準車両諸元及び都市間走行割合

表１・２　（略）

表３　乗用自動車（路線バス）の車両諸元及び都市間走行割合

燃費区分No	区分	標準車両諸元				都市間走行割合（%）	乗車率（%）
	車両総重量範囲（t）	車両重量（kg）	定員（人）	全高（m）	全幅（m）		
ＢＲ１	3.5＜＆≦８	5186	39	2.880	2.072	0	35
ＢＲ２	８＜＆≦10	7837	28	2.990	2.315	0	35
ＢＲ３	10＜＆≦12	7901	59	2.989	2.312	0	35
ＢＲ４	12＜＆≦14	8654	77	2.969	2.385	0	35
ＢＲ５	14＜	10203	79	3.022	2.490	0	35

表４　（略）

別紙８～11　（略）

別表１・２　（略）

付録１・２　（略）

Ⅳ　ＪＨ25モード法（電気式ハイブリッド車）

1.～4.　（略）

付録１・付録２　（略）

別紙１～別紙４　（略）

別紙５　シャシダイナモメータ試験

1.～3.　（略）

4.　測定装置の調整等

4.1.～4.4.　（略）

4.5.　（略）

4.5.1.　（略）

4.5.2.　設定された負荷の検証

設定された負荷（以下、「設定走行抵抗」という。）が目標走行抵抗に相当する値であることについて以下に示す方法により検証する。また、加速時にアクセルペダルを全開にして到達できない速度の場合は、当該速度は除いて実施すること。

⑴・⑵　（略）

⑶　⑵で求めた惰行時間の平均値よりシャシダイナモメータの設定走行抵抗を次の式により算出する。

$Fc=(IW+W_2)/0.36tc$

Fc：設定走行抵抗（N）

IW：4.2.にて設定した等価慣性重量（kg）

W_2：試験自動車の駆動系の回転部分相当慣性重量（kg）

（Ⅲの別紙７に定める各区分の標準車両諸元に記載された車両重量の3.5％（常時四輪駆動自動車を四輪駆動車用シャシダイナモメータで測定する場合にあっては、７％）とする。なお、実測又は計算でもとめてもよい。）

tc：惰行時間（ｓ）

⑷　（略）

5.～7.　（略）

表３　乗用自動車（路線バス）の車両諸元及び都市間走行割合

燃費区分No	区分	標準車両諸元				都市間走行割合（%）	乗車率（%）
	車両総重量範囲（t）	車両重量（kg）	定員（人）	全高（m）	全幅（m）		
ＢＲ１	6＜＆≦８	5186	39	2.880	2.072	0	35
ＢＲ２	８＜＆≦10	7837	28	2.990	2.315	0	35
ＢＲ３	10＜＆≦12	7901	59	2.989	2.312	0	35
ＢＲ４	12＜＆≦14	8654	77	2.969	2.385	0	35
ＢＲ５	14＜	10203	79	3.022	2.490	0	35

表４　（略）

別紙８～11　（略）

別表１・２　（略）

付録１・２　（略）

Ⅳ　ＪＨ25モード法（電気式ハイブリッド車）

1.～4.　（略）

付録１・付録２　（略）

別紙１～別紙４　（略）

別紙５　シャシダイナモメータ試験

1.～3.　（略）

4.　測定装置の調整等

4.1.～4.4.　（略）

4.5.　（略）

4.5.1.　（略）

4.5.2.　設定された負荷の検証

設定された負荷（以下、「設定走行抵抗」という。）が目標走行抵抗に相当する値であることについて以下に示す方法により検証する。また、加速時にアクセルペダルを全開にして到達できない速度の場合は、当該速度は除いて実施すること。

⑴・⑵　（略）

⑶　⑵で求めた惰行時間の平均値よりシャシダイナモメータの設定走行抵抗を次の式により算出する。

$Fc=(IW+W_2)/0.36tc$

Fc：設定走行抵抗（N）

IW：試験自動車の等価慣性重量の標準値（kg）

W_2：試験自動車の駆動系の回転部分相当慣性重量（kg）

（Ⅲの別紙７に定める各区分の標準車両諸元に記載された車両重量の3.5％（常時四輪駆動自動車を四輪駆動車用シャシダイナモメータで測定する場合にあっては、７％）とする。なお、実測又は計算でもとめてもよい。）

tc：惰行時間（ｓ）

⑷　（略）

5.～7.　（略）

Ⅴ　ＪＨ25モード法（電気自動車）

1.・2.　（略）

3.　ＨＩＬＳ法

3.1.～3.3.　（略）

3.4.　ＨＩＬＳシステム模擬走行による蓄電装置のＤＣの消費電気エネルギーの算出

別紙１の10.に規定する認証用パラメータ、Ⅲの別紙７に規定する当該自動車の車両総重量等の区分に応じてそれぞれ定める標準車両諸元（試験時車両重量についてはⅢの別紙４の規定）並びにⅢの17.に規定する変速機、終減速機及びタイヤ諸元を入力したＨＩＬＳシステムを用いて、模擬走行（ＨＩＬＳシステム上で認証用ＰＥＶモデルを作動させ、都市内走行モード及び第10条第１表に掲げる縦断勾配付き80㎞毎時定速モード（以下「都市間走行モード」という。）に従い走行することをいう。以下同じ。）を行い、0.2秒以下毎の車速及び走行時における蓄電装置のＤＣの消費電気エネルギーを算出する。

速度及び時間の許容誤差については、各走行モードのあらゆる時点において、速度については±2.0㎞／ｈ以内とし、時間については±1.0秒以内とし、Ⅳの3.4.図１の塗りつぶしの範囲内にあるものとする。

なお、Ⅳの3.4.表１の左欄に掲げる項目に応じてそれぞれ定める許容値以内の場合においては、許容誤差の範囲内とみなす。ただし、発進時及び変速操作時の逸脱時間は総積算時間には含めないこととする。

また、加速時においてアクセルペダルを全開にして各走行モードの速度に到達できない自動車にあっては、この限りでない。

都市内走行モードにおける模擬走行では、任意の十分に減速エネルギーを回生できるＳＯＣ状態からの１サイクルを選択し、下記よりＤＣの消費電気エネルギーΔE_{REESSj}を算出する。（別紙３の2.2.で選択したサイクルと同一でなくてもよい。）

$$\Delta E_{REESSj}=\frac{1}{3600}\times\int_{t_0}^{t_{end}}u(t)_{REESS}\times I(t)_i dt$$

ΔE_{REESSj}：検討対象の模擬走行サイクルiに関するＤＣの消費電気エネルギー（Wh）
i：検討対象の模擬走行サイクルの添字番号
j：走行モードの添字記号（u：都市内走行モード，h：都市間走行モード）
１／3600：サイクルエネルギー要求量のWhへの変換係数
$u(t)_{REESS,i}$：対象期間iにおけるＲＥＥＳＳの電圧（Ｖ）
t_0：対象期間iの開始時の時間（ｓ）
t_{end}：対象期間iの終了時の時間（ｓ）
$I(t)_i$：対象期間iにおけるＲＥＥＳＳの電流（Ａ）

都市間走行モードの模擬走行開始時の放電深度についても任意の十分に減速エネルギーを回生できるＳＯＣ状態（ただし、都市内走行モードの模擬走行で設定した値と異なってもよい）とし、上記よりＤＣの消費電気エネルギーΔE_{REESSj}を算出する。なお、走行途中に蓄電装置の下限電圧に達した場合には、蓄電装置の放電深度を走行開始時と同値に修正して模擬走行を継続する。

Ⅴ　ＪＨ25モード法（電気自動車）

1.・2.　（略）

3.　ＨＩＬＳ法

3.1.～3.3.　（略）

3.4.　ＨＩＬＳシステム模擬走行による蓄電装置のＤＣの消費電気エネルギーの算出

別紙１の10.に規定する認証用パラメータ、Ⅲの別紙７に規定する当該自動車の車両総重量等の区分に応じてそれぞれ定める標準車両諸元（試験時車両重量についてはⅢの別紙４の規定）並びにⅢの17.に規定する変速機、終減速機及びタイヤ諸元を入力したＨＩＬＳシステムを用いて、模擬走行（ＨＩＬＳシステム上で認証用ＰＥＶモデルを作動させ、都市内走行モード及び第10条第１表に掲げる縦断勾配付き80㎞毎時定速モード（以下「都市間走行モード」という。）に従い走行することをいう。以下同じ。）を行い、0.2秒以下毎の車速及び走行時における蓄電装置のＤＣの消費電気エネルギーを算出する。

速度及び時間の許容誤差については、各走行モードのあらゆる時点において、速度については±2.0㎞／ｈ以内とし、時間については±1.0秒以内とし、Ⅳの3.4.図１の塗りつぶしの範囲内にあるものとする。

なお、Ⅳの3.4.表１の左欄に掲げる項目に応じてそれぞれ定める許容値以内の場合においては、許容誤差の範囲内とみなす。ただし、発進時及び変速操作時の逸脱時間は総積算時間には含めないこととする。

また、加速時においてアクセルペダルを全開にして各走行モードの速度に到達できない自動車にあっては、この限りでない。

都市内走行モードにおける模擬走行では、ＲＥＥＳＳが満充電の状態から走行模擬を行い、走行できなくなった段階で中止基準に達したものとみなす。

その後、任意の暖機状態相当かつ十分に減速エネルギーを回生できるＳＯＣ状態からの１サイクルを選択し、下記よりＤＣの消費電気エネルギーΔE_{REESS}を算出する。（別紙３の2.2.で選択したサイクルと同一でなくてもよい。）

$$\Delta E_{REESS}=\frac{1}{3600}\times\int_{t_0}^{t_{end}}u(t)_{REESS}\times I(t)_i dt$$

ΔE_{REESS}：検討対象の模擬走行サイクルiに関するＤＣの消費電気エネルギー（Wh）
i：検討対象の模擬走行サイクルの添字番号
１／3600：サイクルエネルギー要求量のWhへの変換係数
$U(t)_{REESS,i}$：対象期間iにおけるＲＥＥＳＳの電圧（Ｖ）
t_0：対象期間iの開始時の時間（ｓ）
t_{end}：対象期間iの終了時の時間（ｓ）
$I(t)_i$：対象期間iにおけるＲＥＥＳＳの電流（Ａ）

都市間走行モードの模擬走行開始時の放電深度については任意の暖機状態相当かつ十分に減速エネルギーを回生できるＳＯＣ状態（ただし、都市内走行モードの模擬走行で設定した値と異なってもよい）とし、走行途中に蓄電装置の下限電圧に達した場合には、蓄電装置の放電深度を走行開始時と同値に修正して模擬走行を継続する。

3.5.　重量車電力消費率の算出

3.4.で算出したＤＣの消費電気エネルギーΔE_{REESSj}、走行距離及び別紙１の12.に規定する充電効率K_CからＤＣの電力消費率EC_{DCj}及びＡＣの電力消費率EC_{ACj}を算出する。

$$EC_{DCj}=\frac{\Delta E_{REESSj}}{\text{走行距離}}$$

$$EC_{ACj}=\frac{EC_{DCj}}{K_C}$$

なお、トルクコンバータ付自動変速機を有する自動車については、同じギヤ段数及びギヤ比を持つ手動変速機と見なして算出した電力消費率に、都市内走行モードの場合にあっては0.91を、都市間走行モードの場合にあっては0.96を乗じたものを当該自動車の電力消費率とすることができる。

得られた都市内走行モード及び都市間走行モードにおける電力消費率を3.6.に示す都市間走行割合に基づき次式により重量車電力消費率を算出する。

$$EC_{AC}=\frac{1}{\frac{1-\alpha/100}{EC_{ACu}}+\frac{\alpha/100}{EC_{ACh}}}$$

EC_{AC}：電気重量車ＡＣ電力消費率（Wh／km）

EC_{ACu}：都市内走行ＡＣ電力消費率（Wh／km）

EC_{ACh}：都市間走行ＡＣ電力消費率（Wh／km）

α：都市間走行割合（％）

3.6.　（略）

4.　パワートレーン法

4.1.・4.2.　（略）

4.3.　試験室

試験室の温度は試験前後やソーク前後は空調設定が23℃になっている状態であること。ただし、別紙２の2.6.の蓄電装置の充電効率試験と兼ねる場合、ソーク後の蓄電装置温度は25±５℃であること（以下、充電効率試験を兼ねる際において同じ。）。なお、温度測定箇所等は自動車製作者等により規定する。

4.4.　（略）

4.5.　電気重量車電力消費率試験の試験手順

4.5.1.　（略）

4.5.2.　パワートレーンの試験手順

4.5.2.1.　測定運転及び充電

システムを始動し、4.4.2.で規定した都市内走行モード及び都市間走行モードにより4.5.2.2.の項目について測定を行う運転（以下、「測定運転」という。）を行う。

この場合において、暖機運転後十分に減速エネルギーを回生できるＳＯＣ状態から測定運転を開始すること。

都市内走行モードにおいては、別紙２の2.6.4.の充電効率の測定（別紙２の2.6.4.の⑶については別紙２の2.6.4.の⑶の①において途中に都市内走行モードを実施する手法）に準じて試験を実施することにより、別紙２の2.6.の蓄電装置の充電効率試験と兼ねることができる。

3.5.　重量車電力消費率の算出

3.4.で選択したサイクルのＤＣの消費電気エネルギーΔE_{REESS}、走行距離及び別紙１の12.に規定する充電効率からＤＣの電力消費率EC_{DC}及びＡＣの電力消費率EC_{AC}を算出する。

$$EC_{DC}=\frac{\Delta E_{REESS}}{\text{走行距離}}$$

$$EC_{AC}=\frac{EC_{DC}}{K_C}$$

なお、トルクコンバータ付自動変速機を有する自動車については、同じギヤ段数及びギヤ比を持つ手動変速機と見なして算出した電力消費率に、都市内走行モードの場合にあっては0.91を、都市間走行モードの場合にあっては0.96を乗じたものを当該自動車の電力消費率とすることができる。

得られた都市内走行モード及び都市間走行モードにおける電力消費率を3.6.に示す都市間走行割合に基づき次式により重量車電力消費率を算出する。

$$EC_{AC}=\frac{1}{\frac{1-\alpha/100}{EC_{ACu}}+\frac{\alpha/100}{EC_{ACh}}}$$

EC_{AC}：電気重量車ＡＣ電力消費率（Wh／km）

EC_{ACu}：都市内走行ＡＣ電力消費率（Wh／km）

EC_{ACh}：都市間走行ＡＣ電力消費率（Wh／km）

α：都市間走行割合（％）

3.6.　（略）

4.　パワートレーン法

4.1.・4.2.　（略）

4.3.　試験室

試験室の温度は試験前後やソーク前後は空調設定が23℃になっている状態であること。

4.4.　（略）

4.5.　電気重量車電力消費率試験の試験手順

4.5.1.　（略）

4.5.2.　パワートレーンの試験手順

4.5.2.1.　測定運転及び充電

システムを始動し、4.4.2.で規定した都市内走行モード及び都市間走行モードにより4.5.2.2.の項目について測定を行う運転（以下、「測定運転」という。）を行う。

この場合において、暖機運転後十分に減速エネルギーを回生できるＳＯＣ状態から測定運転を開始すること。

都市内走行モードにおいては、パワートレーンがコールドの状態から運転を実施し、暖機運転後十分に減速エネルギーを回生できるＳＯＣ状態の蓄電装置放電深度から測定運転を開始すること。

その後、任意の暖機状態相当かつ十分に減速エネルギーを回生できるＳＯＣ状態から実施した測定運転の１サイクルを選択し、下記よりＤＣの消費電気エネルギーΔE_{REESS}を算出する。

$$\Delta E_{REESS}=\frac{1}{3600}\times\int_{t_0}^{t_{end}}u(t)_{REESS}\times I(t)_i dt$$

ΔE_{REESS}：検討対象のサイクルiに関するＤＣの消費電気エネルギー（Wh）

i：検討対象の模擬走行サイクルの添字番号

１／3600：サイクルエネルギー要求量のWhへの変換係数

$\underline{u}(t)_{REESS,i}$：対象期間iにおけるＲＥＥＳＳの電圧（Ｖ）

t_0：対象期間iの開始時の時間（ｓ）

t_{end}：対象期間iの終了時の時間（ｓ）

$I(t)_i$：対象期間iにおけるＲＥＥＳＳの電流（Ａ）

都市間走行モードを一充電で走行することができない車両においては、指定車速を維持不可となるＳＯＣ状態になる前に一旦走行を中止し、ダイナモメータによる回生充電をセル温度変化が測定運転開始時に対し±5.0Ｋ（±５℃）以内の状態にて行い、十分に減速エネルギー回生できるＳＯＣ状態まで回復した後、残りのモードを走行することで、指定された時間の電力消費率を導出すること。

なお、都市間走行モード運転の場合にあっては、都市間走行モードの走行前及び走行再開時に、追加で60秒の自走可能状態での停車を行い、その後３分以内に80㎞／ｈ走行（トルク指令は路上走行抵抗相当とすること。）又はアクセル全開にて加速し、その後速度が安定するよう30秒走行すること。

4.5.2.2.　（略）

4.5.3.　（略）

4.6.　（略）

付録１・２　（略）

別紙１　（略）

別紙２　電動機、蓄電装置及び電動補機類試験

1.　（略）

2.　蓄電装置試験方法

電気重量車用ＨＩＬＳシステムの入力パラメータとして、試験電池の内部抵抗、開放電圧及びＡＣの電力消費率を算出するための係数として用いる蓄電装置の充電効率を求める。以下試験法を規定する。

2.1.～2.5.　（略）

2.6.　充電効率試験法

電力消費率を求めるために、蓄電装置の充電効率を求める。

2.6.1.～2.6.3.　（略）

都市内走行モードにおいては、測定運転の終了後、継続して車両が都市内走行モードの車速を追従できない状態まで運転し120分以内に満充電することにより、別紙２の2.6.の蓄電装置の充電効率試験と兼ねることができる。

その際充電効率算出の為、パワートレーンがコールド状態で運転を開始した時点から車速を追従できない状態までの消費電気エネルギーE_{DC}を測定すること。

その後、任意の暖機状態相当かつ十分に減速エネルギーを回生できるＳＯＣ状態からの１サイクルを選択し、下記よりＤＣの消費電気エネルギーΔE_{REESS}を算出する。

$$\Delta E_{REESS}=\frac{1}{3600}\times\int_{t_0}^{t_{end}}u(t)_{REESS}\times I(t)_i dt$$

ΔE_{REESS}：検討対象のサイクルiに関するＤＣの消費電気エネルギー（Wh）

i：検討対象の模擬走行サイクルの添字番号

１／3600：サイクルエネルギー要求量のWhへの変換係数

$\underline{U}(t)_{REESS,i}$：対象期間iにおけるＲＥＥＳＳの電圧（Ｖ）

t_0：対象期間iの開始時の時間（ｓ）

t_{end}：対象期間iの終了時の時間（ｓ）

$I(t)_i$：対象期間iにおけるＲＥＥＳＳの電流（Ａ）

都市間走行モードを一充電で走行することができない車両においては、指定車速を維持不可となるＳＯＣ状態になる前に一旦走行を中止し、ダイナモメータによる回生充電をセル温度変化が測定運転開始時に対し±5.0Ｋ（±５℃）以内の状態にて行い、十分に減速エネルギー回生できるＳＯＣ状態まで回復した後、残りのモードを走行することで、指定された時間の電力消費率を導出すること。

なお、都市間走行モード運転の場合にあっては、都市間走行モードの走行前及び走行再開時に、追加で30秒の自走可能状態での停車を行い、その後30秒間で80㎞／ｈ走行（トルク指令は路上走行抵抗相当とすること。）まで加速し、その後速度が安定するよう30秒走行すること。

4.5.2.2.　（略）

4.5.3.　（略）

4.6.　（略）

付録１・２　（略）

別紙１　（略）

別紙２　電動機、蓄電装置及び電動補機類試験

1.　（略）

2.　蓄電装置試験方法

電気重量車用ＨＩＬＳシステムの入力パラメータとして、試験電池の内部抵抗、開放電圧及びＡＣの電力消費率を算出するための係数として用いる蓄電装置の充電効率を求める。以下試験法を規定する。

2.1.～2.5.　（略）

2.6.　充電効率試験法

電力消費率を求めるために、蓄電装置の充電効率を求める。

2.6.1.～2.6.3.　（略）

2.6.4.　充電効率の測定

⑴・⑵　（略）

⑶　ソーク後の蓄電装置システム放電方法は、以下から測定方法を選択のうえ、蓄電装置端子間に電気エネルギー測定機器を配置し、消費電気エネルギーE_{DC}を測定する。

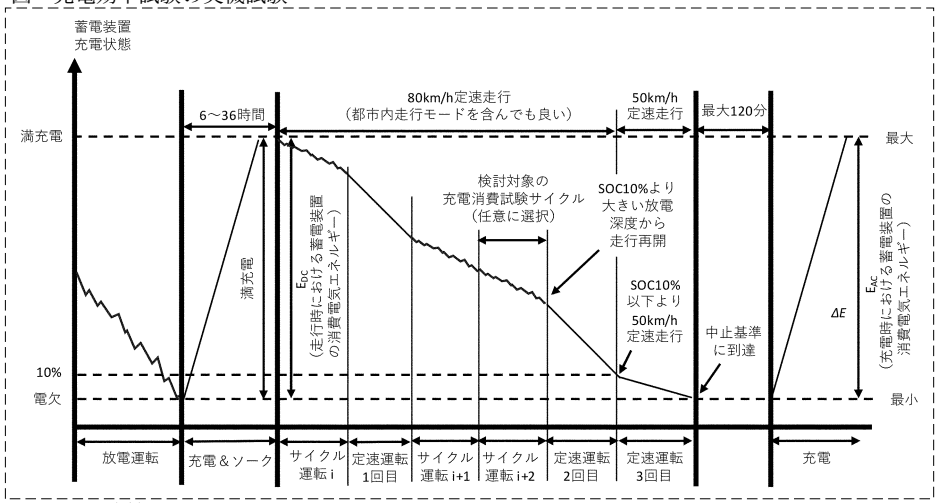
①　当該自動車をコールド状態から定速走行で運転し、満充電から車両が定速車速を維持できない状態まで蓄電装置システムを放電させる。定速走行時の車速は80㎞／ｈ（アクセルペダルを全開にしても到達できない自動車にあっては、この限りでない。）より開始し、ＳＯＣが10％以下となったところで車速を50㎞／ｈに変更し、電欠まで走行すること。なお車速変更は１分以内に完了すること。定速走行開始時の加速はアクセル全開もしくは３分以内に定速車速に達するものとし、電欠により定速車速から２㎞／ｈ以上低下した状態が４秒以上続いた時点でアクセル開度を全閉とし、全閉から１分以内にブレーキをかけて車両を停止させ、測定を終了する。

なおシステム検証試験のデータ取得を目的として、定速走行途中の任意の放電深度より都市内走行モードによる走行を数回行っても良い。その際の定速走行からの減速は、減速開始から１分以内に完全停止し、ドライバ交代や負荷設定変更等に要する時間を含め完全停止から10分以内に次のモード走行または定速走行を開始しなければならない。この場合、２回目の定速走行の車速条件は１回目と同一とし、ＳＯＣが10％より大きい放電深度から２回目の定速走行を開始する。

②　当該自動車をコールド状態から、試験機関との合意に基づいた外部放電器を使用して蓄電装置システムを放電させる。その際、放電電力は一定値とし、その値は当初80㎞／ｈでの走行状態と同等に設定し、ＳＯＣ10％以下にて50㎞／ｈでの走行状態と同等の電力に変更する。電力変更は１分以内に完了すること。なお、50㎞／ｈ相当に設定した実放電電力に対し－10％以下に低下した状態が４秒続いた時点で試験終了とし、速やかに放電出力をゼロに設定する。

⑷　（略）

図　充電効率試験の実機試験



2.6.5.　（略）

3.　（略）

2.6.4.　充電効率の測定

⑴・⑵　（略）

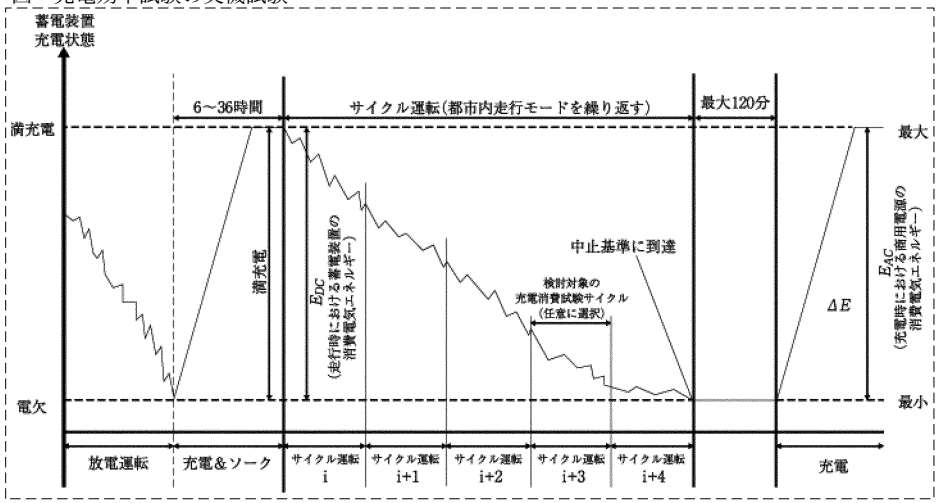
⑶　当該自動車をコールド状態から都市内走行モードで繰り返し運転し、満充電から車両が都市内走行モードの車速を追従できない状態まで蓄電装置システムを放電させる。その際に蓄電装置端子間に電気エネルギー測定機器を配置し、消費電気エネルギーE_{DC}を測定する。

（新設）

（新設）

⑷　（略）

図　充電効率試験の実機試験



2.6.5.　（略）

3.　（略）

付録１・付録２　（略）
別紙３～別紙５　（略）
Ⅵ　ＪＨ25モード法（電気式プラグインハイブリッド車）
1.・2.　（略）
3.　ＨＩＬＳ法
3.1.～3.7.　（略）
3.8.　電力消費率
3.8.1.　電力消費率の決定
商用電源からの再充電電気エネルギー及び等価全電気航続距離に基づく電力消費率は、次式によって計算するものとする。

$$EC_i=\frac{E_{ACi}}{EAER_i}$$

EC_i：商用電源からの再充電電気エネルギー及び等価全電気航続距離に基づく都市内走行モード及び都市間走行モードにおける電力消費率（Wh／km）
E_{ACi}：3.8.2.により算出する都市内走行モード及び都市間走行モードにおける商用電源からの再充電電気エネルギー（Wh）
$EAER_i$：3.8.2.により算出する都市内走行モード及び都市間走行モードにおける等価全電気航続距離（ＣＤ試験の過程でＲＥＥＳＳから電気を使用した距離）(km)

3.8.2.　商用電源からの再充電電気エネルギー（Wh）
商用電源からの再充電電気エネルギーは、3.5.により算出したＤＣの消費電気エネルギー$\Delta E_{REESS,i}$及び別紙２の3.2.により算出した充電効率を用いて、次式によって計算するものとする。

$$E_{ACi}=\frac{1}{K_C}\times\sum_{i=1}^{n+1}\Delta E_{REESS,i}$$

K_C：充電効率
n：移行サイクルを含む、走行したサイクルの数

得られた都市内走行モード及び都市間走行モードにおける商用電源からの再充電電気エネルギーに対し、3.12.に示す都市間走行割合に基づき次式により商用電源からの重量車再充電電気エネルギーを算出する。

$E_{AC}=1／((1-\alpha／100)／E_{ACu}+\alpha／100／E_{ACh})$

E_{AC}：商用電源からの重量車再充電電気エネルギー（kWh）
E_{ACu}：都市内走行モードにおける商用電源からの再充電電気エネルギー（kWh）
E_{ACh}：都市間走行モードにおける商用電源からの再充電電気エネルギー（kWh）
α：都市間走行割合（%）

3.8.3.　等価全電気航続距離
等価全電気航続距離は、次式によって計算するものとする。

$$EAER_i=\left(\frac{F.\,C_{CSi}-F.\,C_{CD,avg,i}}{F.\,C_{CSi}}\right)\times R_{CDCi}$$

$$F.\,C_{CD,avg,i}=\frac{\sum_{c=1}^{n}(F.\,C_{CD,c,i}\times d_{c,i})}{R_{CDCi}}$$

付録１・付録２　（略）
別紙３～別紙５　（略）
Ⅵ　ＪＨ25モード法（電気式プラグインハイブリッド車）
1.・2.　（略）
3.　ＨＩＬＳ法
3.1.～3.7.　（略）
3.8.　電力消費率
3.8.1.　電力消費率の決定
商用電源からの再充電電気エネルギー及び等価全電気航続距離に基づく電力消費率は、次式によって計算するものとする。

$$EC=\frac{E_{AC}}{EAER}$$

EC：商用電源からの再充電電気エネルギー及び等価全電気航続距離に基づく電力消費率（Wh／km）
E_{AC}：3.8.2.により算出する商用電源からの再充電電気エネルギー（Wh）
EAER：3.8.3.により算出する等価全電気航続距離（ＣＤ試験の過程でＲＥＥＳＳから電気を使用した距離）(km)

3.8.2.　商用電源からの再充電電気エネルギー（Wh）
3.5.により算出したＤＣの消費電気エネルギー$\Delta E_{REESS,i}$及び別紙２の3.2.により算出した充電効率を用いて、商用電源からの再充電電気エネルギーを算出する。

$$E_{AC}=\frac{1}{K_C}\times\sum_{i=1}^{n+1}\Delta E_{REESS,i}$$

K_C：充電効率
n：移行サイクルを含む、走行したサイクルの数

3.8.3.　等価全電気航続距離
等価全電気航続距離は、次式によって計算するものとする。

$$EAER=\left(\frac{F.\,C_{CS}-F.\,C_{CD,avg}}{F.\,C_{CS}}\right)\times R_{CDC}$$

$$F.\,C_{CD,avg,n-1}=\frac{\sum_{c-1}^{n-1}(F.\,C_{CD,C}\times d_c)}{\sum_{c-1}^{n-1}d_c}$$

$$R_{CDCi}=\sum_{c-1}^{n} d_{c,i}$$

EAER$_i$：都市内走行モード及び都市間走行モードにおける等価全電気航続距離（㎞）
F. C$_{CSi}$：都市内走行モード及び都市間走行モードにおけるＣＳ状態の燃料消費量（Ｌ／㎞）
F. C$_{CD,avg,i}$：都市内走行モード及び都市間走行モードにおけるＣＤ状態の燃料消費量の算術平均（Ｌ／㎞）
R$_{CDCi}$：都市内走行モード及び都市間走行モードにおける充電消費サイクル航続距離（車両がＣＤ状態とＣＳ状態の両方で運転される可能性がある移行サイクルを含め、ＣＤ試験の開始から中止基準を満たす１つ又は複数のサイクルの前の最後のサイクルが終了するまでの距離）(㎞)
F. C$_{CD,c,i}$：都市内走行モード及び都市間走行モードにおけるＣＤ試験のサイクルcに関する燃料消費量（Ｌ／㎞）
d$_{c,i}$：都市内走行モード及び都市間走行モードにおけるＣＤ試験のサイクルcにおける走行距離（㎞）
c：検討対象のサイクルの添字番号
n：移行サイクルを含む、走行したサイクルの数

得られた都市内走行モード及び都市間走行モードにおける等価全電気航続距離に対し、3. 12. に示す都市間走行割合に基づき次式により重量車等価全電気航続距離を算出する。

EAER＝１／((１－α／100)／EAER$_u$＋α／100／EAER$_h$)

EAER：重量車等価全電気航続距離（㎞）
EAER$_u$：都市内走行モードにおける等価全電気航続距離（㎞）
EAER$_h$：都市間走行モードにおける等価全電気航続距離（㎞）
α：都市間走行割合（％）

3. 8. 4.　実充電消費航続距離

実充電消費航続距離は、次式によって計算するものとする。

$$R_{CDAi}=\sum_{c=1}^{n-1} d_{c,i}+k_{CD,i}\times d_{n,i}$$

$$k_{CD,i}=\frac{F.\,C_{CSi}-F.\,C_{n,cycle,i}}{F.\,C_{CSi}-F.\,C_{CD,avg,n-1,i}}$$

$$F.\,C_{CD,avg,n-1,i}=\frac{\sum_{c=1}^{n-1}(F.\,C_{CD.c,i}\times d_{c,i})}{\sum_{c=1}^{n-1} d_{c,i}}$$

R$_{CDAi}$：都市内走行モード及び都市間走行モードにおける実ＣＤ航続距離（ＣＤ試験における一連のサイクルでＲＥＥＳＳが消耗するまでの走行距離）(㎞)
d$_{c,i}$：都市内走行モード及び都市間走行モードにおけるＣＤ試験のサイクルcにおける走行距離（㎞）
d$_{n,i}$：都市内走行モード及び都市間走行モードにおけるＣＤ試験のサイクルnにおける走行距離（㎞）
F. C$_{CSi}$：都市内走行モード及び都市間走行モードにおけるＣＳ状態燃料消費量（Ｌ／㎞）
F. C$_{n,cycle,i}$：都市内走行モード及び都市間走行モードにおけるＣＤ試験のサイクルnの燃料消費量（Ｌ／㎞）
F. C$_{CD,avg,n-1,i}$：都市内走行モード及び都市間走行モードにおける開始からサイクル（ｎ－１）まで（同サイクルを含む）のＣＤ試験の燃料消費量の算術平均（Ｌ／㎞）
F. C$_{CD,c,i}$：都市内走行モード及び都市間走行モードにおけるＣＤ試験のサイクルcに関する燃料消費量（Ｌ／㎞）

$$R_{CDC}=\sum_{c-1}^{n} d_{c}$$

EAER：等価全電気航続距離（㎞）
F. C$_{CS}$：ＣＳ状態の燃料消費量（Ｌ／㎞）
F. C$_{CD,avg}$：ＣＤ状態の燃料消費量の算術平均（Ｌ／㎞）
R$_{CDC}$：充電消費サイクル航続距離（車両がＣＤ状態とＣＳ状態の両方で運転される可能性がある移行サイクルを含め、ＣＤ試験の開始から中止基準を満たす１つ又は複数のサイクルの前の最後のサイクルが終了するまでの距離）(㎞)
F. C$_{CD,c}$：ＣＤ試験のサイクルcに関する燃料消費量（Ｌ／㎞）
d$_c$：ＣＤ試験のサイクルcにおける走行距離（㎞）
c：検討対象のサイクルの添字番号
n：移行サイクルを含む、走行したサイクルの数

3. 8. 4.　実充電消費航続距離

実充電消費航続距離は、次式によって計算するものとする。

$$R_{CDA}=\sum_{c=1}^{n-1} d_{c}+k_{CD}\times d_{n}$$

$$k_{CD}=\frac{F.\,C_{CS}-F.\,C_{n,cycle}}{F.\,C_{CS}-F.\,C_{CD,avg,n-1}}$$

$$F.\,C_{CD,avg,n-1}=\frac{\sum_{c=1}^{n-1}(F.\,C_{CD.C}\times d_{c})}{\sum_{c=1}^{n-1} d_{c}}$$

R$_{CDA}$：実ＣＤ航続距離（ＣＤ試験における一連のサイクルでＲＥＥＳＳが消耗するまでの走行距離）(㎞)
d$_c$：ＣＤ試験のサイクルcにおける走行距離（㎞）
d$_n$：ＣＤ試験のサイクルnにおける走行距離（㎞）
F. C$_{CS}$：ＣＳ状態燃料消費量（Ｌ／㎞）
F. C$_{n,cycle}$：ＣＤ試験のサイクルnの燃料消費量（Ｌ／㎞）
F. C$_{CD,avg,n-1}$：開始からサイクル（ｎ－１）まで（同サイクルを含む）のＣＤ試験の燃料消費量の算術平均（Ｌ／㎞）
F. C$_{CD,c}$：ＣＤ試験のサイクルcに関する燃料消費量（Ｌ／㎞）
F. C$_{CD,n-1}$：ＣＤ試験のサイクルｎ－１の燃料消費量（Ｌ／㎞）
c：検討対象のサイクルの添字番号
n：移行サイクルを含む走行したサイクルの数

F. $C_{CD,n-1,i}$：都市内走行モード及び都市間走行モードにおけるＣＤ試験のサイクルｎ－１の燃料消費量（Ｌ／㎞）
c：検討対象のサイクルの添字番号
n：移行サイクルを含む走行したサイクルの数
得られた都市内走行モード及び都市間走行モードにおける実充電消費航続距離に対し、3.12.に示す都市間走行割合に基づき次式により重量車実充電消費航続距離を算出する。
$R_{CDA}=1/((1-\alpha/100)/R_{CDAu}+\alpha/100/R_{CDAh})$
R_{CDA}：重量車実充電消費航続距離（㎞）
R_{CDAu}：都市内走行モードにおける実充電消費航続距離（㎞）
R_{CDAh}：都市間走行モードにおける実充電消費航続距離（㎞）
α：都市間走行割合（％）

3.8.5.　（略）
3.9.～3.12.　（略）
4.　（略）
付録１・付録２　（略）
別紙１～別紙５　（略）
Ⅶ　（略）
別添124　継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準
1.　適用範囲
この技術基準は、次に掲げる装置（以下「対象装置」という。）のいずれかに故障が生じた場合において当該故障の情報を保存する装置（以下「継続検査用ＯＢＤ」という。）を備える普通自動車、小型自動車及び軽自動車（国土交通大臣が定めるものを除く。）であって、法第16条の規定による抹消登録を受けた自動車又は法第69条第４項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を行う場合及び法第62条第１項の規定による継続検査、法第63条第２項の規定による臨時検査、法第67条第３項の規定による構造等変更検査又は法第94条の５第１項の規定による証明のための判定を行う場合における自動車に適用する。
⑴　保安上の装置のうち次に掲げる装置
①・②　（略）
③　法第41条第１項第３号の操縦装置のうち緊急車線維持装置
④～⑪　（略）
⑵　（略）
2.　用語
この技術基準に用いる用語の定義は、次の表によるものとする。

用語	定義
（略）	（略）
特定故障コード	故障コードのうち、当該故障コードのみで対象装置が第１節に規定する基準に適合しなくなると識別できるもの（1.⑴①から⑪までに掲げる装置にあっては、停車状態で行われる診断により記録されるものに限る。）

3.8.5.　（略）
3.9.～3.12.　（略）
4.　（略）
付録１・付録２　（略）
別紙１～別紙５　（略）
Ⅶ　（略）
別添124　継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準
1.　適用範囲
この技術基準は、次に掲げる装置（以下「対象装置」という。）のいずれかに故障が生じた場合において当該故障の情報を保存する装置（以下「継続検査用ＯＢＤ」という。）を備える普通自動車、小型自動車及び軽自動車（国土交通大臣が定めるものを除く。）であって、法第16条の規定による抹消登録を受けた自動車又は法第69条第４項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を行う場合及び法第62条第１項の規定による継続検査、法第63条第２項の規定による臨時検査、法第67条第３項の規定による構造等変更検査又は法第94条の５第１項の規定による証明のための判定を行う場合における自動車に適用する。
⑴　保安上の装置のうち次に掲げる装置
①・②　（略）
（新設）
③～⑩　（略）
⑵　（略）
2.　用語
この技術基準に用いる用語の定義は、次の表によるものとする。

用語	定義
（略）	（略）
特定故障コード	故障コードのうち、当該故障コードのみで対象装置が第１節に規定する基準に適合しなくなると識別できるもの（1.⑴①から⑩までに掲げる装置にあっては、停車状態で行われる診断により記録されるものに限る。）

3.　（略） 4.　基準適合性の判定 独立行政法人自動車技術総合機構が指定する方法により、継続検査用ＯＢＤの必要な情報を読み出した結果、次の表の左欄に掲げる装置の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる要件に該当するものは、本技術基準に適合しないものとする。	3.　（略） 4.　基準適合性の判定 独立行政法人自動車技術総合機構が指定する方法により、継続検査用ＯＢＤの必要な情報を読み出した結果、次の表の左欄に掲げる装置の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる要件に該当するものは、本技術基準に適合しないものとする。
装置の種類 / 1.(1)①から⑪までに掲げる装置 （略）	不適合要件 / （略） （略）
別添125　車載式燃料・電力消費等測定装置の技術基準 1.～4.　（略） 5.　情報アクセス・記録の対改ざん性 5.1.　車載式燃料・電力消費等測定装置に記録される情報へのアクセスについては、5.1.1.から5.1.3.までの各号に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれに定める基準に適合するものであること。なお、5.1.1.から5.1.3.までの各号で引用して適用する規格に関しては、試験機関が認めた場合には、より新しい規格を用いてもよい。 5.1.1.　（略） 5.1.2.　車両総重量が3.5ｔを超える自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員９人以下の自動車を除く。）については、5.1.2.1.から5.1.2.3.までに掲げる自動車の区分に応じ、それぞれに定める基準に適合するものであること。 5.1.2.1.　電気を動力源としない自動車（軽油を燃料とする自動車に限る。）　別添48「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」Ⅳ.2.6.3.に掲げる基準 5.1.2.2.　電気を動力源とする自動車又は圧縮水素ガスを燃料とする自動車　ＳＡＥ　Ｊ1979、ＳＡＥ　Ｊ1979―２又はＳＡＥ　Ｊ1979―３。なお、5.1.2.1.及び5.1.2.3.に掲げる規定を使用してもよいものとする。 5.1.2.3.　5.1.2.1.及び5.1.2.2.に掲げる自動車以外の自動車　別添124「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」3.1.に掲げる基準 5.1.3.　（略） 5.2.～5.5.　（略）	別添125　車載式燃料・電力消費等測定装置の技術基準 1.～4.　（略） 5.　情報アクセス・記録の対改ざん性 5.1.　車載式燃料・電力消費等測定装置に記録される情報へのアクセスについては、5.1.1.から5.1.3.までの各号に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれに定める基準に適合するものであること。なお、5.1.1.から5.1.3.までの各号で引用して適用する規格に関しては、試験機関が認めた場合には、より新しい規格を用いてもよい。 5.1.1.　（略） 5.1.2.　車両総重量が3.5ｔを超える自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員９人以下の自動車を除く。）　別添48「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」Ⅳ.2.6.3.に掲げる基準 （新設） （新設） （新設） 5.1.3.　（略） 5.2.～5.5.　（略）

（道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部改正）

第二条　道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成十五年国土交通省告示第千三百十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改　正　後	改　正　前
（原動機及び動力伝達装置） **第四条**　（略） ２～８　（略）	（原動機及び動力伝達装置） **第四条**　（略） ２～８　（略）

9　車両総重量が三・五トンを超える自動車（細目告示第十条第四項第二号に掲げる自動車（外部電源により供給される電気を動力源とするものに限る。）のうち、専ら乗用の用に供するものにあっては、乗車定員十人以上のものに限る。）については、法第七十五条第四項及び施行規則第六十二条の六第一項の規定による検査の際、保安基準第八条第七項及び細目告示第十条第四項の規定は、適用しない。

10～23　（略）

24　専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満の自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）のうち、次に掲げるものについては、保安基準第八条第八項並びに細目告示第十条第六項及び第七項、第八十八条第三項から第五項まで並びに第百六十六条第三項及び第四項の規定は適用しない。

一　（略）

二　令和十年九月一日（輸入された自動車にあっては令和十一年九月一日）から令和十四年八月三十一日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ～ハ　（略）

三　令和十四年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

25～27　（略）

28　専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満の自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）のうち、次に掲げるものについては、細目告示第十条第六項及び第八十八条第三項の規定中「協定規則第175号初版」と読み替えることができる。

一　令和十二年八月三十一日以前に製作された自動車

二　令和十二年九月一日から令和十四年八月三十一日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ　令和十二年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ　令和十二年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、令和十二年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの

ハ　国土交通大臣が定める自動車

三　令和十四年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

29　貨物の運送の用に供する車両総重量三・五トン以下の自動車（三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）のうち、次に掲げるものについては、保安基準第八条第八項並びに細目告示第十条第六項及び第七項、第八十八条第三項から第五項まで並びに第百六十六条第三項及び第四項の規定は適用しない。

一　令和十二年八月三十一日以前に製作された自動車

9　法第七十五条第四項及び施行規則第六十二条の六第一項の規定による検査の際、保安基準第八条第七項及び細目告示第十条第四項の規定は、適用しない。

10～23　（略）

24　次に掲げる自動車については、保安基準第八条第八項並びに細目告示第十条第六項及び第七項、第八十八条第三項から第五項まで並びに第百六十六条第三項及び第四項の規定は適用しない。

一　（略）

二　令和十年九月一日（輸入された自動車にあっては令和十一年九月一日）以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ～ハ　（略）

25～27　（略）

（新設）

（新設）

二　令和十二年九月一日から令和十四年八月三十一日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ　令和十二年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ　令和十二年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、令和十二年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの

ハ　国土交通大臣が定める自動車

三　令和十四年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

（かじ取装置）

第七条　（略）

2　昭和四十八年十月一日から平成二十一年八月三十一日までに製作された専ら乗用の用に供する自動車（次の各号に掲げる自動車を除く。）のかじ取装置は、保安基準第十一条第二項の規定並びに同項の規定に基づく細目告示第十三条第五項、第九十一条第六項及び第百六十九条第二項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成十七年国土交通省告示第千四百三十七号）による改正前の細目告示第十三条第二項、第九十一条第二項及び第百六十九条第二項で定める基準に適合するものであればよい。

一～七　（略）

3　次の各号に掲げる自動車については、保安基準第十一条第二項並びに同項の規定に基づく細目告示第十三条第五項、第九十一条第六項及び第百六十九条第二項の規定は適用しない。

一～二　（略）

4　（略）

5　電力により作動する原動機を有する自動車以外の自動車（平成二十五年六月二十三日以降に指定を受けた型式指定自動車及び国土交通大臣が指定する自動車を除く。）については、細目告示第十三条第五項及び第九十一条第六項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（平成二十三年国土交通省告示第六百七十号）による改正前の細目告示第十三条第二項及び第九十一条第二項の規定に適合するものであればよい。

6　平成二十八年六月二十二日以前に製作された電力により作動する原動機を有する自動車（平成二十六年六月二十三日以降に指定を受けた型式指定自動車及び国土交通大臣が定める自動車を除く。）については、細目告示第十三条第五項及び第九十一条第六項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（平成二十三年国土交通省告示第六百七十号）による改正前の細目告示第十三条第二項及び第九十一条第二項の規定に適合するものであればよい。

7・8　（略）

9　平成二十九年一月三十一日以前に製作された自動車については、細目告示第十三条第六項、第九十一条第八項及び第百六十九条第三項の規定は、適用しない。

10～13　（略）

（かじ取装置）

第七条　（略）

2　昭和四十八年十月一日から平成二十一年八月三十一日までに製作された専ら乗用の用に供する自動車（次の各号に掲げる自動車を除く。）のかじ取装置は、保安基準第十一条第二項の規定並びに同項の規定に基づく細目告示第十三条第四項、第九十一条第四項及び第百六十九条第二項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成十七年国土交通省告示第千四百三十七号）による改正前の細目告示第十三条第二項、第九十一条第二項及び第百六十九条第二項で定める基準に適合するものであればよい。

一～七　（略）

3　次の各号に掲げる自動車については、保安基準第十一条第二項並びに同項の規定に基づく細目告示第十三条第四項、第九十一条第四項及び第百六十九条第二項の規定は適用しない。

一～二　（略）

4　（略）

5　電力により作動する原動機を有する自動車以外の自動車（平成二十五年六月二十三日以降に指定を受けた型式指定自動車及び国土交通大臣が指定する自動車を除く。）については、細目告示第十三条第四項及び第九十一条第四項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（平成二十三年国土交通省告示第六百七十号）による改正前の細目告示第十三条第二項及び第九十一条第二項の規定に適合するものであればよい。

6　平成二十八年六月二十二日以前に製作された電力により作動する原動機を有する自動車（平成二十六年六月二十三日以降に指定を受けた型式指定自動車及び国土交通大臣が定める自動車を除く。）については、細目告示第十三条第四項及び第九十一条第四項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（平成二十三年国土交通省告示第六百七十号）による改正前の細目告示第十三条第二項及び第九十一条第二項の規定に適合するものであればよい。

7・8　（略）

9　平成二十九年一月三十一日以前に製作された自動車については、細目告示第十三条第五項、第九十一条第六項及び第百六十九条第三項の規定は、適用しない。

10～13　（略）

14　長さ二・五〇メートル、幅一・三〇メートル、高さ二・〇〇メートルを超えない軽自動車であって、最高速度六十キロメートル毎時以下のもののうち、高速自動車国道等（高速自動車国道（高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第四条第一項に規定する道路をいう。）又は自動車専用道路（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の四に規定する自動車専用道路をいう。）をいう。以下同じ。）において運行しないもの（細目告示第二節の規定の適用を受ける自動車を除く。以下同じ。）については、当該自動車のかじ取装置の運転者の保護に係る性能に関し、保安基準第十一条第二項の告示で定める基準は、当分の間、細目告示第十三条第五項の規定にかかわらず、次に掲げる基準とすることができる。

一～二　（略）

15～17　（略）

18　次に掲げる自動車については、細目告示第十三条第二項及び第九十一条第二項中「協定規則第79号の規則5. 及び6.」とあるのは、「協定規則第79号の規則5. (5. 3. 3. 及び5. 3. 4. を除く。)及び6. 並びに協定規則第79号第４改訂版補足第７改訂版の規則5. 3. 3. 及び5. 3. 4.」と読み替えることができる。

一　令和十年八月三十一日以前に製作された自動車

二　令和十年九月一日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ　令和十年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車であって、かじ取装置に係る性能について変更のないもの

ロ　令和十年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、令和十年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車とかじ取装置に係る性能が同一であるもの

ハ　国土交通大臣が定める自動車

19　専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満の自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）及び貨物の運送の用に供する車両総重量が三・五トン以下の自動車（三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）のうち、次に掲げるものについては、細目告示第十三条第四項、第九十一条第四項及び第百六十九条第一項（第一号ワに係る部分に限る。）の規定は適用しない。

一　令和十一年八月三十一日（油圧式のパワ・ステアリング装置を備える自動車にあっては令和十三年八月三十一日、小型自動車（貨物の運送の用に供する車両総重量が二・八トンを超え三・五トン以下のものであってボンネットを有しないもの（車枠と車体が一体の構造のものを除く。）に限る。以下この項及び次項において同じ。）にあっては令和十四年八月三十一日）以前に製作された自動車

二　令和十一年九月一日から令和十三年八月三十一日まで（油圧式のパワ・ステアリング装置を備える自動車にあっては令和十三年九月一日から令和十五年八月三十一日まで、小型自動車にあっては令和十四年九月一日から令和十六年八月三十一日まで）に製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ　令和十一年八月三十一日（油圧式のパワ・ステアリング装置を備える自動車にあっては令和十三年八月三十一日、小型自動車にあっては令和十四年八月三十一日）以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ　令和十一年九月一日（油圧式のパワ・ステアリング装置を備える自動車にあっては令和十三年九月一日、小型自動車にあっては令和十四年九月一日）以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、令和十一年八月三十一日（油圧式のパワ・ステアリング装置を備える自動車にあっては令和十三年八月三十一日、小型自動車にあっては令和十四年八月三十一日）以前に指定を受けた型式指定自動車と緊急車線維持装置に係る性能が同一であるもの

ハ　国土交通大臣が定める自動車

（新設）

14　長さ二・五〇メートル、幅一・三〇メートル、高さ二・〇〇メートルを超えない軽自動車であって、最高速度六十キロメートル毎時以下のもののうち、高速自動車国道等（高速自動車国道（高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第四条第一項に規定する道路をいう。）又は自動車専用道路（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の四に規定する自動車専用道路をいう。）をいう。以下同じ。）において運行しないもの（細目告示第二節の規定の適用を受ける自動車を除く。以下同じ。）については、当該自動車のかじ取装置の運転者の保護に係る性能に関し、保安基準第十一条第二項の告示で定める基準は、当分の間、細目告示第十三条第四項の規定にかかわらず、次に掲げる基準とすることができる。

一～二　（略）

15～17　（略）

（新設）

三　令和十三年八月三十一日（油圧式のパワ・ステアリング装置を備える自動車にあっては令和十五年八月三十一日、小型自動車にあっては令和十六年八月三十一日）以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

20‖　令和十三年九月一日（油圧式のパワ・ステアリング装置を備える自動車にあっては令和十五年九月一日、小型自動車にあっては令和十六年九月一日）以降に製作された自動車（令和十一年九月一日（油圧式のパワ・ステアリング装置を備える自動車にあっては令和十三年九月一日、小型自動車にあっては令和十四年九月一日）以降に新たに指定を受けた型式指定自動車（前項第二号ロの規定の適用を受けた自動車を除く。）及び国土交通大臣が定める自動車を除く。）については、細目告示第十三条第四項及び第九十一条第四項中「協定規則第178号の規則5. 及び6. に適合する緊急車線維持装置」とあるのは「協定規則第79号第４改訂版補足第８改訂版の規則5. 及び6. に適合する同規則の規則2. 3. 4. 2.(c)に定める機能」と、細目告示第九十一条第四項中「この場合において、次に掲げる緊急車線維持装置であってその機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、協定規則第178号の規則5. 及び6. に適合するものとする。」とあるのは「この場合において、次に掲げるかじ取装置であってその機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、協定規則第79号第４改訂版補足第８改訂版の規則5. 及び6. に適合するものとする。」と、細目告示第九十一条第四項第一号から第三号までの規定中「緊急車線維持装置」とあるのは「かじ取装置」と読み替えることができる。　（新設）

21‖　指定自動車等以外の自動車については、当分の間、細目告示第九十一条第四項及び第百六十九条第一項（第一号ワに係る部分に限る。）の規定は、適用しない。　（新設）

22‖　次に掲げる自動車以外の自動車については、細目告示第九十一条第五項及び第百六十九条第一項（第一号カに係る部分に限る。）の規定にかかわらず、当分の間、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和八年国土交通省告示第八号）による改正前の細目告示第百六十九条第一項の規定に適合するものであればよく、細目告示第九十一条第五項の規定は適用しない。

一　令和十四年九月一日（輸入された自動車にあっては令和十五年九月一日）以降に新たに指定を受けた型式指定自動車のうち、指定を受けた時点における細目告示別添百二十四「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」一・に規定する対象装置の性能が令和十四年八月三十一日（輸入された自動車にあっては令和十五年八月三十一日）以前に指定を受けた型式指定自動車と同一でなく、かつ、指定を受けた日から起算して二年を経過したもの（新規登録（軽自動車にあっては新規検査）を初めて受けた日の属する月の前月の末日から起算して十月を経過したものに限る。）

二　国土交通大臣が定める自動車

23‖　令和十五年八月三十一日（輸入された自動車にあっては令和十六年八月三十一日）以前に指定を受けた型式指定自動車及び国土交通大臣が定める自動車については、令和十七年八月三十一日（輸入された自動車にあっては令和十八年八月三十一日）までの間、細目告示第九十一条第五項及び第百六十九条第一項（第一号カに係る部分に限る。）の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和八年国土交通省告示第八号）による改正前の細目告示第百六十九条第一項の規定に適合するものであればよく、細目告示第九十一条第五項の規定は適用しない。

（新設）

（新設）

（制動装置）

第九条　（略）

2～55　（略）

56　次に掲げる自動車（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であって乗車定員十人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であって車両総重量が三・五トン以下のものに限る。以下この項において同じ。）については、細目告示第十五条第八項及び第九十三条第九項中「協定規則第152号」とあるのは「協定規則第152号初版」と読み替えることができる。

一～三　（略）

57　（略）

58　次に掲げる貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量が二・八トンを超え三・五トン以下の貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）に限る。以下この項において同じ。）については、細目告示第十五条第八項及び第九十三条第九項中「協定規則第152号」とあるのは「協定規則第152号改訂版補足改訂版」と読み替えることができる。

一・二　（略）

59～67　（略）

（高圧ガスを燃料とする自動車の燃料装置）

第十三条　（略）

2～29　（略）

30　次に掲げる圧縮水素ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）については、細目告示第二十条第三項及び第四項、第九十八条第三項及び第四項並びに別添百三十一「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の規定中「協定規則第134号」とあるのは、「協定規則第134号改訂版補足第２改訂版」と読み替えることができる。

一　令和九年八月三十一日以前に製作された自動車

二　令和九年九月一日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ　令和九年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ　令和九年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、令和九年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と燃料タンクの基本構造、材質及び車体への取付方法並びに燃料タンク周辺の燃料漏れ防止に係る基本車体構造が同一であるもの

ハ　国土交通大臣が定める自動車

三　令和九年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

（制動装置）

第九条　（略）

2～55　（略）

56　次に掲げる自動車（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であって乗車定員十人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であって車両総重量が三・五トン以下のものに限る。以下この項において同じ。）については、細目告示第十五条第八項中「協定規則第152号」とあるのは「協定規則第152号初版」と読み替えることができる。

一～三　（略）

57　（略）

58　次に掲げる貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量が二・八トンを超え三・五トン以下の貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）に限る。以下この項において同じ。）については、細目告示第十五条第八項中「協定規則第152号」とあるのは「協定規則第152号改訂版補足改訂版」と読み替えることができる。

一・二　（略）

59～67　（略）

（高圧ガスを燃料とする自動車の燃料装置）

第十三条　（略）

2～29　（略）

（新設）

（運転者席）

第十八条の二　（略）

2～7　（略）

8　次に掲げる自動車については、保安基準第二十一条第二項並びに細目告示第二十七条第二項、第百五条第三項及び第四項並びに第百八十三条第三項及び第四項の規定は適用しなくてもよい。この場合において、専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満のもの（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）及び貨物の運送の用に供する車両総重量三・五トン以下のもの（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）については、細目告示第二十七条第一項第一号中「協定規則第125号」とあるのは、「協定規則第125号第２改訂版補足第３改訂版」と読み替えることができる。

一～三　（略）

（座席）

第十九条　（略）

2～11　（略）

12　次に掲げる自動車については、細目告示第二十六条第一項第二号、第二十八条第六項及び第百六条第六項中「協定規則第17号」とあるのは、「協定規則第17号第11改訂版」と読み替えることができる。

一　令和九年八月三十一日以前に製作された自動車

二　令和九年九月一日から令和十一年八月三十一日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ　令和九年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ　令和九年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、令和九年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と頭部後傾抑止装置の乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの

ハ　国土交通大臣が定める自動車

三　令和十一年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

（座席ベルト等）

第二十条　（略）

2～25　（略）

26　次に掲げる自動車については、細目告示第三十条第一項の規定中「協定規則第173号の規則5.1.2.1.、5.1.6.又は5.1.7.」とあるのは「協定規則第16号第８改訂版補足第４改訂版の規則8.1.2.1.、8.1.6.又は8.1.7.」と、第四項の規定中「協定規則第16号の規則6.、7.及び協定規則第173号の規則5.（補助座席のうち通路に設けられるものにあっては協定規則第16号の規則6.及び7.に限る。）」とあるのは「協定規則第16号第８改訂版補足第４改訂版の規則6.、7.及び8.1.から8.3.6.まで（補助座席のうち通路に設けられるものにあっては6.及び7.に限る。）」と、

（運転者席）

第十八条の二　（略）

2～7　（略）

8　次に掲げる自動車については、保安基準第二十一条第二項並びに細目告示第二十七条第二項、第百五条第三項及び第四項並びに第百八十三条第三項及び第四項の規定は適用しなくてもよい。この場合において、細目告示第三十九条第三項第一号、第百十六条第四項第一号及び第百九十五条第五項第一号中「協定規則第125号」とあるのは「協定規則第125号第２改訂版補足第３改訂版」と読み替えることができる。

一～三　（略）

（座席）

第十九条　（略）

2～11　（略）

（新設）

（座席ベルト等）

第二十条　（略）

2～25　（略）

26　次に掲げる自動車については、細目告示第三十条第一項の規定中「協定規則第173号の規則5.1.2.1.、5.1.6.又は5.1.7.」とあるのは「協定規則第16号第８改訂版補足第４改訂版の規則8.1.2.1.、8.1.6.又は8.1.7.」と、第四項の規定中「協定規則第16号の規則6.、7.及び協定規則第173号の規則5.（補助座席のうち通路に設けられるものにあっては協定規則第16号の規則6.及び7.に限る。）」とあるのは「協定規則第16号第８改訂版補足第４改訂版の規則6.、7.及び8.1.から8.3.6.まで（補助座席のうち通路に設けられるものにあっては6.及び7.に限る。）」

第八項の規定中「協定規則第173号の規則5.」とあるのは「協定規則第16号第８改訂版補足第４改訂版の規則8.1.から8.3.6.まで」と、第十項の規定中「協定規則第174号の規則5.（5.1.3.を除く。）」とあるのは「協定規則第16号第８改訂版補足第４改訂版の規則8.4.（8.4.1.3.を除く。）」と、第十一項の規定中「協定規則第16号」とあるのは「協定規則第16号第８改訂版補足第４改訂版」と、第百八条第六項の規定中「協定規則第16号の規則6.、7.及び協定規則第173号の規則5.（補助座席のうち通路に設けられるものにあっては協定規則第16号の規則6.及び7.に限る。）」とあるのは「協定規則第16号第８改訂版補足第４改訂版の規則6.、7.及び8.1.から8.3.6.まで（補助座席のうち通路に設けられるものにあっては6.及び7.に限る。）」と、第十一項の規定中「協定規則第16号」とあるのは「協定規則第16号第８改訂版補足第４改訂版」と、第百八十六条第十三項の規定中「協定規則第16号」とあるのは「協定規則第16号第８改訂版補足第４改訂版」と読み替えることができる。

一～三　（略）

27・28　（略）

29　次に掲げる自動車については、細目告示第三十条第一項、第四項及び第八項並びに第百八条第六項の規定中「協定規則第173号」とあるのは、「協定規則第173号初版」と読み替えることができる。

一　令和九年八月三十一日以前に製作された自動車

二　令和九年九月一日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ　令和九年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ　令和九年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、令和九年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と後部座席に備える座席ベルトに係る性能が同一であるもの

ハ　国土交通大臣が定める自動車

三　令和九年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

30　次に掲げる自動車については、細目告示第三十条第十項の規定中「協定規則第174号」とあるのは、「協定規則第174号初版」と読み替えることができる。

一　令和九年八月三十一日以前に製作された自動車

二　令和九年九月一日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ　令和九年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ　令和九年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、令和九年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と座席ベルトの非装着時警報装置に係る性能が同一であるもの

ハ　国土交通大臣が定める自動車

三　令和九年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

（頭部後傾抑止装置）

第二十一条　（略）

2～4　（略）

一～三　（略）

27・28　（略）

（新設）

（新設）

（頭部後傾抑止装置）

第二十一条　（略）

2～4　（略）

5　次に掲げる自動車については、保安基準第二十二条の四第二項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（令和八年国土交通省令第一号）による改正前の保安基準第二十二条の四第二項の規定に適合するものであればよい。この場合において、細目告示第三十一条第一項及び第百九条第一項中「協定規則第17号」とあるのは、「協定規則第17号第10改訂版」と読み替えることができる。

一～三　（略）

6　次に掲げる自動車については、細目告示第三十一条第一項及び第百九条第一項中「協定規則第17号」とあるのは、「協定規則第17号第11改訂版補足改訂版」と読み替えることができる。

一　令和九年八月三十一日以前に製作された自動車

二　令和九年九月一日から令和十一年八月三十一日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ　令和九年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ　令和九年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、令和九年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と頭部後傾抑止装置の乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの

ハ　国土交通大臣が定める自動車

三　令和十一年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

（年少者用補助乗車装置等）

第二十二条　（略）

2～14　（略）

15　次に掲げる年少者用補助乗車装置（座席に組み込まれたものに限る。）については、細目告示第三十二条第二項及び第百十条第二項中「協定規則第129号の規則4.、6.及び7.」とあるのは、「協定規則第44号の規則4.、6.から8.まで及び15.」と読み替えることができる。

一　令和八年八月三十一日以前に製作された年少者用補助乗車装置

二　令和八年九月一日以降に製作された年少者用補助乗車装置であって、令和八年八月三十一日以前に法第七十五条の三第一項の規定によりその型式について指定を受けたもの

16・17　（略）

（騒音防止装置）

第二十七条　（略）

2～39　（略）

40　次に掲げる二輪自動車（側車付二輪自動車を除く。）については、細目告示第四十条、第百十八条及び第百九十六条の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和八年国土交通省告示第八号）による改正前の細目告示第四十条、第百十八条及び第百九十六条の規定に適合するものであればよい。この場合において、当該細目告示第四十条、第百十八条及び第百九十六条中「協定規則第41号」とあるのは、「協定規則第41号第５改訂版補則第３改訂版」と読み替えるものとする。

一　令和十一年八月三十一日以前に製作された二輪自動車

二　令和十一年九月一日から令和十二年八月三十一日までに製作された二輪自動車であって、次に掲げるもの

イ　令和十一年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた型式認定自動車

5　次に掲げる自動車については、細目告示第三十一条第一項及び第百九条第一項中「協定規則第17号」とあるのは、「協定規則第17号第10改訂版」と読み替えることができる。

一～三　（略）

（新設）

（年少者用補助乗車装置等）

第二十二条　（略）

2～14　（略）

15　座席に組み込まれた年少者用補助乗車装置については、細目告示第三十二条第二項本文及び第百十条第二項中「協定規則第129号の規則4.、6.及び7.」とあるのは、「協定規則第44号の規則4.、6.から8.まで及び15.」と読み替えることができる。

（新設）

（新設）

16・17　（略）

（騒音防止装置）

第二十七条　（略）

2～39　（略）

（新設）

ロ　令和十一年九月一日から令和十二年八月三十一日までに新たに指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた型式認定自動車であって、令和十一年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた型式認定自動車と騒音防止装置に係る性能が同一であるもの

ハ　国土交通大臣が定める自動車

三　令和十二年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

（消音器）

第七十一条　（略）

2～17　（略）

18　次に掲げる二輪の一般原動機付自転車（総排気量が〇・〇五〇リットルを超えるもの又は最高速度が五十キロメートル毎時を超えるものに限る。）については、細目告示第二百五十二条、第二百六十八条及び第二百八十四条の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和八年国土交通省告示第八号）による改正前の細目告示第二百五十二条、第二百六十八条及び第二百八十四条の規定に適合するものであればよい。この場合において、当該細目告示第二百五十二条、第二百六十八条及び第二百八十四条中「協定規則第41号」とあるのは、「協定規則第41号第５改訂版補則第３改訂版」と読み替えるものとする。

一　令和十一年八月三十一日以前に製作された一般原動機付自転車

二　令和十一年九月一日から令和十二年八月三十一日までに製作された一般原動機付自転車であって、次に掲げるもの

イ　令和十一年八月三十一日以前に施行規則第六十二条の三第一項の規定によりその型式について認定を受けた一般原動機付自転車

ロ　令和十一年九月一日から令和十二年八月三十一日までに新たに認定を受けた一般原動機付自転車であって、令和十一年八月三十一日以前に認定を受けた一般原動機付自転車と騒音防止装置に係る性能が同一であるもの

ハ　施行規則第六十二条の三第一項の規定によりその型式について認定を受けた一般原動機付自転車以外の一般原動機付自転車

（座席ベルト）

第七十四条　（略）

2　（略）

3　令和八年九月一日以降に製作された一般原動機付自転車（二輪のもの及び付随車を除く。）であって、次に掲げるものについては、細目告示第二百五十四条の二第二項中「協定規則第16号」とあるのは、「協定規則第16号第８改訂版補足第４改訂版」と読み替えることができる。

一　令和八年八月三十一日以前に施行規則第六十二条の三第一項の規定によりその型式について認定を受けた一般原動機付自転車

二　令和八年九月一日以降に製作された一般原動機付自転車であって、令和八年八月三十一日以前に施行規則第六十二条の三第一項の規定によりその型式について認定を受けた一般原動機付自転車と座席ベルトに係る性能に変更がないもの

（消音器）

第七十一条　（略）

2～17　（略）

（新設）

（座席ベルト）

第七十四条　（略）

2　（略）

（新設）

（装置型式指定規則第五条第一項及び共通構造部型式指定規則第五条の二の国土交通大臣が告示で定める国を定める告示の一部改正）

第三条　装置型式指定規則第五条第一項及び共通構造部型式指定規則第五条の二の国土交通大臣が告示で定める国を定める告示（平成十三年国土交通省告示第千八十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第一

特定装置の種類 ＼ 国及び規則上の国番号	規則番号	ドイツ連邦共和国	フランス共和国	イタリア共和国	オランダ王国	スウェーデン王国	ベルギー王国	ハンガリー共和国	スペイン王国	セルビア共和国	ラグレンド王国及び北アイルランド連合王国	オーストリア共和国	ルクセンブルク大公国	スロバキア共和国	ノルウェー王国	アイスランド共和国	デンマーク王国	ポルトガル共和国	ポーランド共和国	ロシア連邦	ギリシャ共和国	クロアチア共和国	スロベニア共和国	ベラルーシ共和国	モルドバ共和国	ボスニア・ヘルツェゴビナ	ブルガリア共和国	リトアニア共和国	アゼルバイジャン共和国	北マケドニア共和国	アンドラ公国	欧州連合	オーストラリア連邦	ウクライナ	南アフリカ共和国	ニュージーランド	キプロス共和国	マルタ共和国	大韓民国	マレーシア	タイ王国	アルメニア共和国	モンテネグロ	サンマリノ共和国	チュニジア	ジョージア	ジブラルタル	ナイジェリア連邦共和国	バルバドス	ウガンダ共和国	ウズベキスタン共和国	キルギス共和国												
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	34	35	36	37	39	40	41	42	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	60	62	63	64	65	66	67	68		
第二条第一号の自動車駆動用出力装置	第八十五号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	第百七十七号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
装置型式指定規則第五条第一項及び共通構造部型式指定規則第五条の二の国土交通大臣が告示で定める国を定める告示の一部改正（装置型式指定規則第五条第一項及び共通構造部型式指定規則第五条の二の国土交通大臣が告示で定める国を定める告示（平成十三年国土交通省告示第千八十八号）の一部を次のように改正する。別表第一を次のように改める。別表第一）																																																																
第二条第一号の二の自動車駆動用燃料消費装置	第百五十四号第二改訂版	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
第二条第一号の三の自動車駆動用燃料消費装置及び一酸化炭素等発散防止装置	第百五十四号第二改訂版	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
第二条第一号の四の自動車駆動用燃料消費装置、自動車駆動用電力消費装置及び一酸化炭素等発散防止装置	第百五十四号第二改訂版	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
第二条第一号の五の自動車駆動用燃料消費装置及び一酸化炭素等発散防止装置	第百五十四号第二改訂版	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
第二条第一号の六の自動車駆動用燃料消費装置、一酸化炭素等発散防止装置及び燃料蒸発ガス排出抑止装置	第百五十四号第二改訂版	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
第二条第一号の七の自動車駆動用電力消費装置	第百五十四号第二改訂版	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
第二条第一号の八のペダル踏み間違い発進抑制装置	第百七十五号改訂版	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
第二条第二号の空気入ゴムタイヤ	第七十五号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			

| 第二条第二号の二の空気入ゴムタイヤ | 第三十号第二改訂版 | ○ | ○ | ○

| 第二条第五号の四の衝突被害軽減制動制御装置 | 第百五十二号第二改訂版 | | |

	第十号第七改訂版	第百五十五号	第百五十六号	第百号第五改訂版	第百三十六号改訂版	第百号第五改訂版	第百三十六号改訂版	第百三十七号第四改訂版	第九十四号第五改訂版	第九十五号第六改訂版	第百三十五号第二改訂版	第百五十三号改訂版	第百二十七号第四改訂版	第六十六号第二改訂版	第二十六号第四改訂版
第一条第五号の十四の電波障害防止装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第一条第五号の十五のサイバーセキュリティシステム	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第一条第五号の十六のプログラム等改変システム	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第五号の十七の原動機用蓄電池	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第一条第五号の十八の感電防止装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第一条第五号の十九のフルラップ前面衝突時の燃料漏れ防止装置、感電防止装置及び乗員保護装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第五号の二十のフルラップ前面衝突時の燃料漏れ防止装置及び乗員保護装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第一条第五号の二十一のオフセット前面衝突時の燃料漏れ防止装置、感電防止装置及び乗員保護装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第五号の二十二のオフセット前面衝突時の燃料漏れ防止装置及び乗員保護装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第六号の自動車との側面衝突時の燃料漏れ防止装置、感電防止装置及び乗員保護装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第六号の二の自動車との側面衝突時の燃料漏れ防止装置及び乗員保護装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第一条第六号の三のポールとの側面衝突時の燃料漏れ防止装置、感電防止装置及び乗員保護装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第六号の三の二のポールとの側面衝突時の燃料漏れ防止装置及び乗員保護装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第一条第六号の四の後面衝突時の燃料漏れ防止装置及び感電防止装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第六号の五の後面衝突時の燃料漏れ防止装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第一条第六号の六の歩行者頭部保護装置及び歩行者脚部保護装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第六号の七の車両衝突時の乗員保護装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第七号の外装	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第一条第八号の外装の手術物搬載用部品	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第九号の外装のアンテナ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

| 第二条第十号の突入防止装置 | | |

第二条第十八号の二のディフィートストラテジー防止装置	第百六十八号	○
	第九十八号第二改訂版	○
	第百十二号第二改訂版	○
第二条第十九号の前照灯	第百十三号第三改訂版	○
	第百四十九号改訂版	○
第二条第十九号の二の前照灯	第百二十三号第二改訂版	○
	第百四十九号改訂版	○
第二条第二十号の前照灯洗浄器	第四十五号改訂版	○
第二条第二十一号の前照灯洗浄器及び前照灯洗浄器取付装置		
第二条第二十二号の前部霧灯	第十九号第五改訂版	○
	第百四十九号改訂版	○
第二条第二十二号の二の側方照射灯	第百十九号第二改訂版	○
	第百四十九号改訂版	○
第二条第二十三号の車幅灯	第七号第三改訂版	○
	第五十号改訂版	○
	第百四十八号改訂版	○
第二条第二十四号の尾灯	第七号第三改訂版	○
	第五十号改訂版	○
	第百四十八号改訂版	○
第二条第二十五号の制動灯	第七号第三改訂版	○
	第五十号改訂版	○
	第百四十八号改訂版	○
第二条第二十六号の補助制動灯	第七号第三改訂版	○
	第百四十八号改訂版	○
第二条第二十七号の前部上側端灯	第七号第三改訂版	○
	第百四十八号改訂版	○

第二条第二十八号の後部上側端灯	第百四十八号改訂版	○
	第八十七号改訂版	○
	第百四十八号改訂版	○
第二条第二十八号の二の昼間走行灯	第百四十八号改訂版	○
	第九十一号改訂版	○
	第百四十八号改訂版	○
第二条第二十九号の側方灯	第百四十八号改訂版	○
	第五十号改訂版	○
	第百四十八号改訂版	○
第二条第二十九号の二の番号灯	第四号改訂版	○
	第五十号改訂版	○
	第百四十八号改訂版	○
第二条第三十号の後部霧灯	第三十八号改訂版	○
	第百四十八号改訂版	○
	第七十七号改訂版	○
第二条第三十一号の駐車灯	第百四十八号改訂版	○
	第二十三号改訂版	○
第二条第三十二号の後退灯	第百四十八号改訂版	○
	第二十三号改訂版	○
第二条第三十二号の二の低速走行時側方照射灯	第百四十八号改訂版	○
	第三号第三改訂版	○
第二条第三十三号の前部反射器	第百五十号改訂版	○
	第三号第三改訂版	○
第二条第三十四号の側方反射器	第百五十号改訂版	○
	第三号第三改訂版	○
第二条第三十五号の後部反射器	第百五十号改訂版	○

| 第二条第三十六号の六型後部反射器 | 第百五十号改訂版 | ○ | ○ | ○

| | | |

第四条　装置型式指定規則第五条第一項及び共通構造部型式指定規則第五条の二の国土交通大臣が告示で定める国を定める告示の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第一

| 装置型式指定規則第五条第一項の表各号に掲げる特定装置 | 特定装置の種類 | 規則番号 | 1 ドイツ連邦共和国 | 2 フランス共和国 | 3 イタリア共和国 | 4 オランダ王国 | 5 スウェーデン王国 | 6 ベルギー王国 | 7 ハンガリー | 8 チェコ共和国 | 9 スペイン王国 | 10 セルビア共和国 | 11 グレート・ブリテン及び北アイルランド連合王国 | 12 オーストリア共和国 | 13 ルクセンブルク大公国 | 14 スイス連邦 | 16 ノルウェー王国 | 17 フィンランド共和国 | 18 デンマーク王国 | 19 ルーマニア | 20 ポーランド共和国 | 21 ポルトガル共和国 | 22 ロシア連邦 | 23 ギリシャ共和国 | 24 アイルランド | 25 クロアチア共和国 | 26 スロベニア共和国 | 27 スロバキア共和国 | 28 ベラルーシ共和国 | 29 エストニア共和国 | 30 モルドバ共和国 | 31 ボスニア・ヘルツェゴビナ | 32 ラトビア共和国 | 34 ブルガリア共和国 | 35 カザフスタン共和国 | 36 リトアニア共和国 | 37 トルコ共和国 | 39 アゼルバイジャン共和国 | 40 北マケドニア共和国 | 41 アンドラ公国 | 42 欧州連合 | 45 オーストラリア連邦 | 46 ウクライナ | 47 南アフリカ共和国 | 48 ニュージーランド | 49 キプロス共和国 | 50 マルタ共和国 | 51 大韓民国 | 52 マレーシア | 53 タイ王国 | 54 アルバニア共和国 | 55 アルメニア共和国 | 56 モンテネグロ | 57 サンマリノ共和国 | 58 チュニジア共和国 | 60 ジョージア | 62 エジプト・アラブ共和国 | 63 ナイジェリア連邦共和国 | 64 パキスタン・イスラム共和国 | 65 ウガンダ共和国 | 66 フィリピン共和国 | 67 ベトナム社会主義共和国 | 68 キルギス共和国 |
|---|---|---

	第三十号第二改訂版	第百十七号第四改訂版	第五十四号	第百十七号第四改訂版	第百四十二号改訂版	第六十四号第三改訂版	第百四十一号改訂版	第六十号	第百二十一号改訂版	第七十九号第四改訂版	第百七十一号改訂版	第百七十八号	第十二号第五改訂版	第六十二号改訂版	第百十六号改訂版	第百六十一号	第百十六号改訂版	第百六十二号	第七十八号第六改訂版	第十三H号第二改訂版	第十三号第十五改訂版
第二条第二号の二の空気入ゴムタイヤ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第三号の空気入ゴムタイヤ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第三号の二の空気入ゴムタイヤ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第三号の三の応急用予備走行装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第三号の四のタイヤ空気圧監視装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第三号の五の操作装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第三号の六の操作装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第三号の七のかど取装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第三号の八のかど取装置の緊急再操縦持装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第三号の九のフルラップ前面衝突時の乗員保護装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第三号の十のフルラップ前面衝突時の乗員保護装置及び感電防止装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第四号の施錠装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第四号の二の施錠装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第四号の三のイモビライザ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第四号の四の制動装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第五号の制動装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第五号の二の制動装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第五号の三の制動装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

| 第二条第五号の四の衝突被害軽減制動制御装置 | 第百五十二号第二改訂版 | ○ | ○ | ○

| 第二条第五号の十四の電波障害防止装置 | ○ | ○ | ○

| 第二条第十号の突入防止装置 | 第五十八号第三改訂版 | ○ | ○ | ○

第二条第十八号の二のディフィートストラテジー防止装置	第百六十八号	○
	第九十八号第二改訂版	○
	第百十二号第二改訂版	○
第二条第十九号の前照灯	第百十三号第三改訂版	○
	第百四十九号改訂版	○
第二条第十九号の二の前照灯	第百二十三号第二改訂版	○
	第百四十九号改訂版	○
第二条第二十号の前照灯洗浄器	第四十五号改訂版	○
第二条第二十一号の前照灯洗浄器及び前照灯洗浄器取付装置		○
第二条第二十二号の前部霧灯	第十九号第五改訂版	○
	第百四十九号改訂版	○
第二条第二十二号の二の側方照射灯	第百十九号第二改訂版	○
	第百四十九号改訂版	○
第二条第二十三号の車幅灯	第七号第三改訂版	○
	第五十号改訂版	○
	第百四十八号改訂版	○
第二条第二十四号の尾灯	第七号第三改訂版	○
	第五十号改訂版	○
	第百四十八号改訂版	○
第二条第二十五号の制動灯	第七号第三改訂版	○
	第五十号改訂版	○
	第百四十八号改訂版	○
第二条第二十六号の補助制動灯	第七号第三改訂版	○
	第百四十八号改訂版	○
第二条第二十七号の前部上側端灯	第七号第三改訂版	○
	第百四十八号改訂版	○

第二条第二十八号の後部上側端灯	第百四十八号改訂版	○
	第八十七号改訂版	○
第二条第二十八号の二の昼間走行灯	第百四十八号改訂版	○
	第九十一号改訂版	○
第二条第二十九号の側方灯	第百四十八号改訂版	○
	第四号改訂版	○
第二条第二十九号の二の番号灯	第百四十八号改訂版	○
	第五十号改訂版	○
第二条第三十号の後部霧灯	第百四十八号改訂版	○
	第三十八号改訂版	○
第二条第三十一号の駐車灯	第百四十八号改訂版	○
	第七十七号改訂版	○
第二条第三十二号の後退灯	第百四十八号改訂版	○
	第二十三号改訂版	○
第二条第三十二号の二の低速走行時側方照射灯	第百四十八号改訂版	○
	第二十三号改訂版	○
第二条第三十三号の前部反射器	第百五十号改訂版	○
	第三号第三改訂版	○
第二条第三十四号の側方反射器	第百五十号改訂版	○
	第三号第三改訂版	○
第二条第三十五号の後部反射器	第百五十号改訂版	○
	第三号第三改訂版	○

第二条第二十六号の大型後部反射器	第七十号第二改訂版	○
	第百五十号改訂版	○
第二条第二十六号の二の車幅反射材	第百四号改訂版	○
	第百五十号改訂版	○
第二条第三十七号の警音器の警報音発生装置	第二十八号	○
第二条第三十八号の警音器		
第二条第四十号の停止表示器材	第二十七号第五改訂版	○
	第百五十号改訂版	○
第二条第四十号の二の盗難発生警報装置	第百十六号改訂版	○
	第百六十三号	○
第二条第四十号の三の事後逸脱警報装置	第百二十号改訂版	○
第二条第四十号の四の車両接近通報装置	第百三十八号第二改訂版	○
第二条第四十号の五の事故自動緊急通報装置	第百四十四号改訂版	○
第二条第四十号の六の側方衝突警報装置	第百五十一号	○
第二条第四十号の七の後退時通報装置の通報音発生装置	第百六十五号	○
第二条第四十号の八の後退時通報装置		
第二条第四十一号の方向指示器	第六号第二改訂版	○
	第五十号改訂版	○
	第百四十八号改訂版	○
第二条第四十一号の二の光源	第三十七号第三改訂版	○
	第九十九号	○
	第百二十八号	○
	第四十八号第九改訂版	○
第二条第四十一号の三の灯火装置及び反射器並びに指示装置の取付装置		
第二条第四十一号の四の灯火装置及び反射器並びに指示装置の取付装置	第五十三号第四改訂版	○

	第四十六号第六改訂版	第八十一号	第四十六号第六改訂版	第八十一号	第百六十六号改訂版	第百五十八号	第三十九号第二改訂版	第百六十号第二改訂版	第百六十九号	第百五十七号改訂版
第二条第四十二号の後写鏡等	○	○								
第二条第四十三号の後写鏡等及び後写鏡等取付装置	○	○	○	○						
第二条第四十三号の二の直前直左右確認装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第四十三号の三の直前直左右確認装置の取付装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第四十四号の後退時車両直後確認装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第四十五号の速度計及び走行距離計	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第四十六号の事故情報計測・記録装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第四十七号の事故情報計測・記録装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第四十八号の自動運行装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

備考

○印は、各欄に掲げる国が、装置型式指定規則第五条第一項の表各号に掲げる特定装置の項に掲げる各特定装置について、国土交通大臣が定める国であることを示す。

（道路運送車両法関係手数料規則に基づく自動車、特定共通構造部若しくは特定装置の型式についての指定又は特定改造等の許可の申請に係る手数料の額の算出に関し必要な事項を定める告示の一部改正）

第五条　道路運送車両法関係手数料規則に基づく自動車、特定共通構造部若しくは特定装置の型式についての指定又は特定改造等の許可の申請に係る手数料の額の算出に関し必要な事項を定める告示（平成二十八年国土交通省告示第六百十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
（審査試験項目に規定する試験に代えて行う試験）		（審査試験項目に規定する試験に代えて行う試験）	
第二条　道路運送車両法関係手数料規則別表第一備考第二号（同令第一条第二項及び第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び別表第二備考第二号に掲げる告示で定める試験は、次の表の上欄に掲げる同令別表第一の規定及び同表の中欄に掲げる同令別表第二の規定に掲げる審査試験項目ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる試験とする。		**第二条**　道路運送車両法関係手数料規則別表第一備考第二号（同令第一条第二項及び第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び別表第二備考第二号に掲げる告示で定める試験は、次の表の上欄に掲げる同令別表第一の規定及び同表の中欄に掲げる同令別表第二の規定に掲げる審査試験項目ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる試験とする。	
（略）	（略）	（略）	（略）
第二十九号	第十九号	第二十八号	第十八号
道路運送車両の保安基準及び装置型式指定規則の一部を改正する省令（平成二十五年国土交通省令第七十三号）による改正前の道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号。以下「保安基準」という。）第十二条第二項並びに道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十五年国土交通省告示第八百二十六号）による改正前の細目告示第十五条第六項及び第七項に定める基準に係る試験 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十五年国土交通省告示第八百二十六号）による改正前の細目告示第十五条第二項に定める基準に係る試験 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和五年国土交通省告示第一号）による改正前の細目告示第十五条第七項に定める基準に係る試験		道路運送車両の保安基準及び装置型式指定規則の一部を改正する省令（平成二十五年国土交通省令第七十三号）による改正前の道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号。以下「保安基準」という。）第十二条第二項並びに道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十五年国土交通省告示第八百二十六号）による改正前の細目告示第十五条第六項及び第七項に定める基準に係る試験 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十五年国土交通省告示第八百二十六号）による改正前の細目告示第十五条第二項に定める基準に係る試験 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和五年国土交通省告示第一号）による改正前の細目告示第十五条第七項に定める基準に係る試験	
第三十一号	第二十一号	第三十号	第二十号

第三十五号	第二十五号	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和六年国土交通省告示第二号）による改正前の細目告示第十五条第四項に定める基準に係る試験
第三十八号		道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十七年国土交通省告示第七百二十三号）による改正前の細目告示第十八条第一項に定める基準に係る試験
第四十九号		道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十六年国土交通省告示第百二十六号）による改正前の細目告示第二十条第一項に定める基準に係る試験
第七十八号		道路運送車両の保安基準及び装置型式指定規則の一部を改正する省令（平成二十三年国土交通省令第四十四号）による改正前の保安基準第十八条第五項並びに道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十三年国土交通省告示第五百六十五号）による改正前の細目告示第二十二条及び別添九十九に定める基準に係る試験
第八十六号		細目告示別添二十八「インストルメントパネルの衝撃吸収の技術基準」及び別添八十七「サンバイザの衝撃吸収の技術基準」に定める基準に係る試験
第八十九号		道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和五年国土交通省告示第五百七十二号）による改正前の細目告示第二十七条第二号及び第三号に定める基準に係る試験
第九十六号		道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十九年国土交通省告示第六百四十号）による改正前の細目告示第三十条第十項、第百八条第十二項及び第百八十六条第十二項に定める基準に係る試験
第百四号	第八十五号	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十八年国土交通省告示第六百八十一号）による改正前の細目告示第四十条第一項に定める基準に係る試験
		道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和三年国土交通省告示第千二百九十四号）による改正前の細目告示第四十条第一項第四号に定める基準に係る試験
第百七号	第八十八号	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十二年国土交通省告示第千二百十三号）による改正前の細目告示別添四十四「二輪車モード排出ガスの測定方法」に規定する二輪車モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物の測定に係る試験

第三十四号	第二十四号	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和六年国土交通省告示第二号）による改正前の細目告示第十五条第四項に定める基準に係る試験
第三十七号		道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十七年国土交通省告示第七百二十三号）による改正前の細目告示第十八条第一項に定める基準に係る試験
第四十八号		道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十六年国土交通省告示第百二十六号）による改正前の細目告示第二十条第一項に定める基準に係る試験
第七十七号		道路運送車両の保安基準及び装置型式指定規則の一部を改正する省令（平成二十三年国土交通省令第四十四号）による改正前の保安基準第十八条第五項並びに道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十三年国土交通省告示第五百六十五号）による改正前の細目告示第二十二条及び別添九十九に定める基準に係る試験
第八十五号		細目告示別添二十八「インストルメントパネルの衝撃吸収の技術基準」及び別添八十七「サンバイザの衝撃吸収の技術基準」に定める基準に係る試験
第八十八号		道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和五年国土交通省告示第五百七十二号）による改正前の細目告示第二十七条第二号及び第三号に定める基準に係る試験
第九十五号		道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十九年国土交通省告示第六百四十号）による改正前の細目告示第三十条第十項、第百八条第十二項及び第百八十六条第十二項に定める基準に係る試験
第百三号	第八十四号	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十八年国土交通省告示第六百八十一号）による改正前の細目告示第四十条第一項に定める基準に係る試験
		道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和三年国土交通省告示第千二百九十四号）による改正前の細目告示第四十条第一項第四号に定める基準に係る試験
第百六号	第八十七号	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十二年国土交通省告示第千二百十三号）による改正前の細目告示別添四十四「二輪車モード排出ガスの測定方法」に規定する二輪車モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物の測定に係る試験

第百八号	第八十九号
道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十七年国土交通省告示第八百二十六号）による改正前のＪＥ〇五モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物の測定に係る試験	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十七年国土交通省告示第八百二十六号）による改正前の細目告示第四十一条第二項第四号に定める基準に係る試験
第百十二号	第九十三号
道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（令和元年国土交通省告示第五百八十九号）による改正前の細目告示別添百十五「二輪車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」に定める基準に係る試験	第九十四号
第百十三号	
道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十七年国土交通省告示第七百二十三号）による改正前の細目告示第四十二条第二項、第六項及び第八項に定める基準に係る試験	第九十八号
第百十七号	
道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十八年国土交通省告示第八百二十六号）による改正前の細目告示第六十八条第一項に定める基準に係る試験	第百一号
第百六十一号	
道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和二年国土交通省告示第千五百七十七号）による改正前の細目告示第七十二条の二に定める基準に係る試験	第百四十六号
第百七十三号	

第百七号	第八十八号
道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十七年国土交通省告示第八百二十六号）による改正前のＪＥ〇五モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物の測定に係る試験	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十七年国土交通省告示第八百二十六号）による改正前の細目告示第四十一条第二項第四号に定める基準に係る試験
第百十一号	第九十二号
道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（令和元年国土交通省告示第五百八十九号）による改正前の細目告示別添百十五「二輪車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」に定める基準に係る試験	第九十三号
第百十二号	
道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十七年国土交通省告示第七百二十三号）による改正前の細目告示第四十二条第二項、第六項及び第八項に定める基準に係る試験	第九十七号
第百十六号	
道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十八年国土交通省告示第八百二十六号）による改正前の細目告示第六十八条第一項に定める基準に係る試験	第百号
第百六十号	
道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和二年国土交通省告示第千五百七十七号）による改正前の細目告示第七十二条の二に定める基準に係る試験	第百四十五号
第百七十二号	

第六条　道路運送車両法関係手数料規則に基づく自動車、特定共通構造部若しくは特定装置の型式についての指定又は特定改造等の許可の申請に係る手数料の額の算出に関し必要な事項を定める告示の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	
（審査試験項目に規定する試験に代えて行う試験） **第二条**　道路運送車両法関係手数料規則別表第一備考第二号（同令第一条第二項及び第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び別表第二備考第二号に掲げる告示で定める試験は、次の表の上欄に掲げる同令別表第一の規定及び同表の中欄に掲げる同令別表第二の規定に掲げる審査試験項目ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる試験とする。	
（略）	（略）
第九十七号	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十九年国土交通省告示第六百四十号）による改正前の細目告示第三十条第十項、第百八条第十二項及び第百八十六条第十二項に定める基準に係る試験

改正前	
（審査試験項目に規定する試験に代えて行う試験） **第二条**　道路運送車両法関係手数料規則別表第一備考第二号（同令第一条第二項及び第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び別表第二備考第二号に掲げる告示で定める試験は、次の表の上欄に掲げる同令別表第一の規定及び同表の中欄に掲げる同令別表第二の規定に掲げる審査試験項目ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる試験とする。	
（略）	（略）
第九十六号	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十九年国土交通省告示第六百四十号）による改正前の細目告示第三十条第十項、第百八条第十二項及び第百八十六条第十二項に定める基準に係る試験

第百五号	第八十六号	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十八年国土交通省告示第六百八十一号）による改正前の細目告示第四十条第一項に定める基準に係る試験
		道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和三年国土交通省告示第千二百九十四号）による改正前の細目告示第四十条第一項第四号に定める基準に係る試験
第百八号	第八十九号	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十二年国土交通省告示第千二百十三号）による改正前の細目告示別添四十四「二輪車モード排出ガスの測定方法」に規定する二輪車モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物の測定に係る試験
第百九号	第九十号	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十七年国土交通省告示第八百二十六号）による改正前のＪＥ〇五モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物の測定に係る試験
第百十三号	第九十四号	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十七年国土交通省告示第八百二十六号）による改正前の細目告示第四十一条第二項第四号に定める基準に係る試験
第百十四号	第九十五号	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（令和元年国土交通省告示第五百八十九号）による改正前の細目告示別添百十五「二輪車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」に定める基準に係る試験
第百十八号	第九十九号	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十七年国土交通省告示第七百二十三号）による改正前の細目告示第四十二条第二項、第六項及び第八項に定める基準に係る試験
第百六十二号		道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十八年国土交通省告示第八百二十六号）による改正前の細目告示第六十八条第一項に定める基準に係る試験
第百七十四号	第百四十七号	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和二年国土交通省告示第千五百七十七号）による改正前の細目告示第七十二条の二に定める基準に係る試験

第百四号	第八十五号	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十八年国土交通省告示第六百八十一号）による改正前の細目告示第四十条第一項に定める基準に係る試験
		道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和三年国土交通省告示第千二百九十四号）による改正前の細目告示第四十条第一項第四号に定める基準に係る試験
第百七号	第八十八号	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十二年国土交通省告示第千二百十三号）による改正前の細目告示別添四十四「二輪車モード排出ガスの測定方法」に規定する二輪車モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物の測定に係る試験
第百八号	第八十九号	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十七年国土交通省告示第八百二十六号）による改正前のＪＥ〇五モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物の測定に係る試験
第百十二号	第九十三号	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十七年国土交通省告示第八百二十六号）による改正前の細目告示第四十一条第二項第四号に定める基準に係る試験
第百十三号	第九十四号	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（令和元年国土交通省告示第五百八十九号）による改正前の細目告示別添百十五「二輪車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」に定める基準に係る試験
第百十七号	第九十八号	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十七年国土交通省告示第七百二十三号）による改正前の細目告示第四十二条第二項、第六項及び第八項に定める基準に係る試験
第百六十一号		道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十八年国土交通省告示第八百二十六号）による改正前の細目告示第六十八条第一項に定める基準に係る試験
第百七十三号	第百四十六号	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和二年国土交通省告示第千五百七十七号）による改正前の細目告示第七十二条の二に定める基準に係る試験

附　則

この告示は、令和八年一月十一日から施行する。ただし、第一条中道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第二条第二項の表の改正規定（同項の表協定規則第百二十五号の項の次に一項を加える部分に限る。）並びに同告示第二十八条第六項及び第百六条第六項の改正規定並びに第四条及び第六条の規定は、令和八年三月三十一日から施行する。

○環境省告示第二号

騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）第十六条第一項の規定に基づき、自動車騒音の大きさの許容限度（昭和五十年九月環境庁告示第五十三号）の一部を次のように改正し、令和八年一月十一日から適用する。

令和八年一月九日

環境大臣　石原　宏高

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
一・二　（略）	一・二　（略）
三　小型自動車及び軽自動車（いずれも二輪自動車（側車付二輪自動車を除く。）に限る。）並びに原動機付自転車（第一種原動機付自転車（規則第一条第二項に規定する第一種原動機付自転車をいう。以下同じ。）であつて、三輪以上のもの及び最高速度が五十キロメートル毎時以下のものを除く。）であつて、現に運行の用に供しているもの（新規検査、予備検査（法第十六条第一項の抹消登録を受けた後及び法第六十九条第四項の規定により自動車検査証が返納された後に受けたものを除く。）又は規則第六十二条の三第五項の検査の時に協定規則第四十一号第四改訂版附則3、第五改訂版附則3又は第六改訂版附則3に規定する試験法により近接排気騒音の測定を行つたもの（後付消音器の技術基準の騒音防止性能試験を協定規則第四十一号第四改訂版附則3、第五改訂版附則3又は第六改訂版附則3に規定する試験法以外で受けたものであつて、当該新規検査、予備検査又は規則第六十二条の三第五項の検査時の近接排気騒音の値が別表第二の近接排気騒音の値と同等以下の値のものを除く。）に限る。）の走行時の騒音　当該新規検査、予備検査又は規則第六十二条の三第五項の検査を受けた時に、当該試験法により測定された近接排気騒音の値と同等の値（ただし、後付消音器の技術基準の騒音防止性能試験を協定規則第四十一号第四改訂版附則3、第五改訂版附則3又は第六改訂版附則3に規定する試験法で受けたものについては、当該試験法により測定された近接排気騒音の値と同等の値）	三　小型自動車及び軽自動車（いずれも二輪自動車（側車付二輪自動車を除く。）に限る。）並びに原動機付自転車（第一種原動機付自転車（規則第一条第二項に規定する第一種原動機付自転車をいう。以下同じ。）であつて、三輪以上のもの及び最高速度が五十キロメートル毎時以下のものを除く。）であつて、現に運行の用に供しているもの（新規検査、予備検査（法第十六条第一項の抹消登録を受けた後及び法第六十九条第四項の規定により自動車検査証が返納された後に受けたものを除く。）又は規則第六十二条の三第五項の検査の時に協定規則第四十一号第四改訂版附則3又は第五改訂版附則3に規定する試験法により近接排気騒音の測定を行つたもの（後付消音器の技術基準の騒音防止性能試験を協定規則第四十一号第四改訂版附則3又は第五改訂版附則3に規定する試験法以外で受けたものであつて、当該新規検査、予備検査又は規則第六十二条の三第五項の検査時の近接排気騒音の値が別表第二の近接排気騒音の値と同等以下の値のものを除く。）に限る。）の走行時の騒音　当該新規検査、予備検査又は規則第六十二条の三第五項の検査を受けた時に、当該試験法により測定された近接排気騒音の値と同等の値（ただし、後付消音器の技術基準の騒音防止性能試験を協定規則第四十一号第四改訂版附則3又は第五改訂版附則3に規定する試験法で受けたものについては、当該試験法により測定された近接排気騒音の値と同等の値）
四～六　（略）	四～六　（略）
別表第一　（略）	**別表第一**　（略）
備考	備考
一・二　（略）	一・二　（略）
三　加速走行騒音とは、普通自動車、小型自動車及び二輪自動車を除く。）にあつては、協定規則第五十一号第三改訂版附則3で規定する走行中の自動車騒音を同附則3の試験方法により測定した騒音。小型自動車及び軽自動車（いずれも二輪自動車（側車付二輪自動車を除く。）に限る。）並びに原動機付自転車（第一種原動機付自転車であつて、三輪以上のもの及び最高速度が五十キロメートル毎時以下のものを除く。）にあつては、協定規則第四十一号第六改訂版附則3で規定する走行中の自動車騒音を同附則3の試験方法により測定した騒音。その他の車両にあつては、日本産業規格Ｄ八三〇一に定める路面を原動機の最高出力時の回転数の七十五パーセントの回転数で走行した場合の速度（その速度が五十キロメートル毎時を超える自動車（軽自動車（側車付二輪自動車に限る。）を除く。）にあつては五十キロメートル毎時、その速度が四十キロメートル毎時を超える軽自動車（側車付二輪自動車に限る。）にあつては四十キロ	三　加速走行騒音とは、普通自動車、小型自動車及び二輪自動車を除く。）にあつては、協定規則第五十一号第三改訂版附則3で規定する走行中の自動車騒音を同附則3の試験方法により測定した騒音。小型自動車及び軽自動車（いずれも二輪自動車（側車付二輪自動車を除く。）に限る。）並びに原動機付自転車（第一種原動機付自転車であつて、三輪以上のもの及び最高速度が五十キロメートル毎時以下のものを除く。）にあつては、協定規則第四十一号第五改訂版附則3で規定する走行中の自動車騒音を同附則3の試験方法により測定した騒音。その他の車両にあつては、日本産業規格Ｄ八三〇一に定める路面を原動機の最高出力時の回転数の七十五パーセントの回転数で走行した場合の速度（その速度が五十キロメートル毎時を超える自動車（軽自動車（側車付二輪自動車に限る。）を除く。）にあつては五十キロメートル毎時、その速度が四十キロメートル毎時を超える軽自動車（側車付二輪自動車に限る。）にあつては四十キロ

メートル毎時、その速度が二十五キロメートル毎時を超える第一種原動機付自転車にあつては二十五キロメートル毎時）で進行して、二十メートルの区間を加速ペダルを一杯に踏み込み、又は絞り弁を全開にして加速した状態で走行する場合に、その中間地点において走行方向に直角に車両中心線から左側へ七・五メートル離れた位置で地上一・二メートルの高さにおいて測定した騒音をいう。この場合において、けん引自動車にあつては、被けん引自動車を連結した状態で走行する場合に測定した騒音も含む。

四～十一　（略）

十二　技術的最大許容質量が三・五トン以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（いずれも専ら乗用の用に供する自動車並びに三輪自動車及び二輪自動車を除く。）のうち、指定自動車等（道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第二条第一項第一号の指定自動車等をいう。以下同じ。）であり、内燃機関を有するもの（総排気量六百六十ｃｃ以下であり、技術的最大許容質量を用いて計算したＰＭＲが三十五以下のもの、最大積載量八百五十キログラム以上であり、技術的最大許容質量を用いて計算したＰＭＲが四十以下のもの又は技術的最大許容質量が二・五トンを超え、技術的最大許容質量を用いて計算したＰＭＲが四十以下、かつ、Ｒポイントの高さが八百五十ミリメートルを超えるものを除く。）並びに専ら乗用の用に供する乗車定員九人以下の普通自動車、小型自動車及び二輪自動車（いずれも三輪自動車及び二輪自動車を除く。）のうち、指定自動車等であつて内燃機関を有するもの（技術的最大許容質量が三・五トン以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（いずれも専ら乗用の用に供する自動車並びに三輪自動車及び二輪自動車を除く。）を、専ら乗用の用に供する乗車定員九人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（いずれも三輪自動車及び二輪自動車を除く。）に変更する場合であつて、技術的最大許容質量が二・五トンを超え、技術的最大許容質量を用いて計算したＰＭＲが四十以下、かつ、Ｒポイントの高さが八百五十ミリメートルを超えるものを除く。）の車両に適用する許容限度は、別表第一の該当する許容限度とし、協定規則第五十一号第三改訂版附則７で規定する試験法により測定された騒音にあつては、同附則７に規定された騒音の値も許容限度とする。

十三　ＰＭＲが五十を超える小型自動車及び軽自動車（いずれも二輪自動車（側車付二輪自動車を除く。）に限る。）のうち、指定自動車等であるもの並びにＰＭＲが五十を超える原動機付自転車（第一種原動機付自転車であつて、三輪以上のもの及び最高速度が五十キロメートル毎時以下のものを除く。）のうち、型式認定原動機付自転車（道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第二条第一項第二号の型式認定原動付自転車をいう。）であるものの車両に適用する許容限度は、別表第一の該当する許容限度とし、協定規則第四十一号第六改訂版附則７で規定する試験法により測定された騒音にあつては、同附則７に規定された騒音の値も許容限度とする。

（新規）

メートル毎時、その速度が二十五キロメートル毎時を超える第一種原動機付自転車にあつては二十五キロメートル毎時）で進行して、二十メートルの区間を加速ペダルを一杯に踏み込み、又は絞り弁を全開にして加速した状態で走行する場合に、その中間地点において走行方向に直角に車両中心線から左側へ七・五メートル離れた位置で地上一・二メートルの高さにおいて測定した騒音をいう。この場合において、けん引自動車にあつては、被けん引自動車を連結した状態で走行する場合に測定した騒音も含む。

四～十一　（略）

（新規）

十四　ＰＭＲが二十五を超える小型自動車及び軽自動車（いずれも二輪自動車（側車付二輪自動車を除く。）に限る。）並びにＰＭＲが二十五を超える原動機付自転車（第一種原動機付自転車であつて、三輪以上のもの及び最高速度が五十キロメートル毎時以下のものを除く。）に適用する許容限度は、別表第一の該当する許容限度とし、協定規則第四十一号第六改訂版附則３の試験法により測定された全開加速走行騒音にあつては、別表第一の該当する許容限度の値に五デシベルを加えた値も許容限度とする。

（新規）

別表第二・別表第三　（略）

別表第四　（略）

備考

一　タイヤ車外騒音とは、協定規則第百十七号第四改訂版附則３に規定する試験方法により測定した騒音をいう。

二～六　（略）

七　シビアスノータイヤとは、そのトレッドパターン、トレッドコンパウンド又はトレッド構造が、過酷な降雪条件下で使用するように特別に設計されたスノータイヤであつて、協定規則第百十七号第四改訂版６．５．の要件を満たすものをいう。

八～十一　（略）

別表第二・別表第三　（略）

別表第四　（略）

備考

一　タイヤ車外騒音とは、協定規則第百十七号第二改訂版附則３に規定する試験方法により測定した騒音をいう。

二～六　（略）

七　シビアスノータイヤとは、そのトレッドパターン、トレッドコンパウンド又はトレッド構造が、過酷な降雪条件下で使用するように特別に設計されたスノータイヤであつて、協定規則第百十七号第二改訂版６．４．の要件を満たすものをいう。

八～十一　（略）

その他告示

○文部科学省告示第一号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第一項の規定に基づき、次の表に掲げる有形文化財を重要文化財に指定したので、同法第二十八条第一項の規定に基づき告示する。

令和八年一月九日

文部科学大臣　松本　洋平

名称	員数	構造及び形式	所有者	所有者住所	所在地
旧今井貯木場施設	三所				
貯木池		石造、面積四、八九二・〇九平方メートル、突堤六基及び木落壁付	豊田市	愛知県豊田市西町三丁目六〇番地	愛知県豊田市百々町一丁目
樋門	一基	石造樋門、延長六・九メートル、袖壁付	今井英喜	愛知県豊田市百々町一丁目七一番地	
レール道堤		石造、延長五三・〇メートル	今井洋二	愛知県豊田市百々町一丁目七三番地	
製板場基礎		石造、折曲り延長五八・三メートル			
		附・関係文書　五六点	国（国土交通省）	東京都千代田区霞が関二丁目一番二号	
		山林、道路、河川、雑種地、宅地、畑、溝渠　七、三一四・四八平方メートル			
		八番一の一部、一〇番、一〇番先、一一番、一二番、一三番、一四番、一四番先、一六番、一七番、一八番の一部、一九番の一部、二七番、二八番、二九番、三〇番、三一番一、三二番一、三三番一、三三番二の一部、三三番四、三四番の一部、三五番一の一部、三五番二、三六番一の一部、三六番二、四二番一、一六三番の一部、一六四番の一部、一六六番の一部、一六八番、一六九番、一七〇番の一部、一七一番の一部、一七二番の一部、一七三番の一部、一七五番の一部、一七六番の一部、一七七番の一部			
		右地域内の石垣、石造階段、石畳を含む			

○農林水産省告示第三十号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第十二条第二項（同法第三十三条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和七年十一月二十一日付けをもつて次のように肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項（同法第三十三条の二第六項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき告示する。

令和八年一月九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

1　登録番号、肥料の種類及び名称並びに生産業者、輸入業者又は登録外国生産業者及び国内管理人の名称及び住所

有効期間が令和10年11月24日となつたもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第67033号	化成肥料	エーコープ苦土入り複合硫加燐安S325	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目８番10号
生第69874号	化成肥料	くみあい苦土入り複合硫加燐安548	ホクレン肥料株式会社	北海道札幌市中央区北４条西１丁目１番地
生第85630号	混合りん酸肥料	くみあいマンガンほう素燐肥26号	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目８番10号
生第85635号	化成肥料	㈱セキ有機入り複合肥料350号	株式会社ISEKI Japan	東京都荒川区西日暮里五丁目３番14号
生第85637号	化成肥料	㈱セキ有機入り複合肥料706号	株式会社ISEKI Japan	東京都荒川区西日暮里五丁目３番14号
生第85648号	液状肥料	有機入り液肥524	株式会社アイム	埼玉県北葛飾郡杉戸町大島291番地
生第85660号	汚泥肥料	柏刈グリーン	株式会社アール・ケー・イー	新潟県柏崎市荒浜一丁目３番17号
生第85662号	汚泥肥料	緑の恵	邑南町	島根県邑智郡邑南町矢上6000番地
生第91491号	化成肥料	新硝酸態チッソ入り化成800	多木化学株式会社	兵庫県加古川市別府町緑町２番地
生第91492号	化成肥料	新硝酸態チッソ入り化成013	多木化学株式会社	兵庫県加古川市別府町緑町２番地
生第91509号	液状肥料	特濃糖力アップ	株式会社大地のいのち	長崎県西海市西彼町中山郷1968番地２
生第91510号	配合肥料	くみあい尿素苦土炭カル入り粒状複合565―Ca	ホクレン肥料株式会社	北海道札幌市中央区北４条西１丁目１番地
生第91511号	配合肥料	養液栽培用肥料ほう素マンガン入り（鉄・銅・亜鉛・モリブデン添加）	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目８番10号
生第91515号	家庭園芸用複合肥料	KE―１号	キング園芸株式会社	東京都中央区東日本橋二丁目６番12号
生第93607号	化成肥料	有機入りたっぷりじゃがいも・根菜専用肥料	昭見産業株式会社	千葉県千葉市若葉区都賀五丁目３番１号
生第93610号	化成肥料	有機入り化成H―１―１号	大東肥料株式会社	熊本県八代市鏡町鏡1159番地３
生第93620号	汚泥肥料	湯沢下水汚泥肥料（小安型）	湯沢市	秋田県湯沢市佐竹町１番１号
生第102915号	化成肥料	多木有機入り化成573	多木化学株式会社	兵庫県加古川市別府町緑町２番地
生第103010号	化成肥料	たばこFF尿素有機入り化成625	福栄肥料株式会社	兵庫県尼崎市昭和南通３丁目26番地
生第103019号	化成肥料	有機入り粒状複合みかん専用肥料866号TH	株式会社プラントフードコーポレーション	大阪府吹田市西御旅町７番16号
生第103020号	化成肥料	有機入り粒状複合果樹専用肥料876号TH	株式会社プラントフードコーポレーション	大阪府吹田市西御旅町７番16号
生第103022号	汚泥肥料	湧水の恵	株式会社三州衛生公社	鹿児島県姶良郡湧水町恒次字浜場８番地10
生第103027号	汚泥肥料	かんとりースーパー大村	共和化工株式会社	東京都品川区西五反田七丁目25番19号
生第103031号	家庭園芸用複合肥料	RS液肥１号	レインボー薬品株式会社	東京都台東区上野一丁目19番10号
生第103037号	家庭園芸用複合肥料	複合液肥GA１号	アリスタ　ライフサイエンス株式会社	東京都中央区日本橋一丁目４番１号
生第103038号	液状肥料	複合液肥GA２号	アリスタ　ライフサイエンス株式会社	東京都中央区日本橋一丁目４番１号
生第103044号	化成肥料	有機入り化成048特号	有限会社キャピタル・イチ・マル・ロク	新潟県新潟市中央区関屋下川原町一丁目３番地15
生第105645号	化成肥料	有機入りペレット特１号	株式会社古田産業	高知県高知市五台山3983番地５
生第105646号	化成肥料	ゆずの里種ペレット特１号	株式会社古田産業	高知県高知市五台山3983番地５
生第105652号	汚泥肥料	かんとりースーパー金武	金武町	沖縄県国頭郡金武町字金武１番地
生第105654号	液状肥料	リン酸カリ肥料植酸着色一発剤	日本液体肥料株式会社	埼玉県さいたま市北区別所町37番地の12
生第107677号	混合りん酸肥料	粒状鉄・マンガン入りようりんケイカル肥料	ラクトップ有限会社	大阪府大阪市西区西本町一丁目６番２号
生第107686号	配合肥料	RIC８―10―８	ロイヤル　インダストリーズ株式会社	東京都狛江市和泉本町１丁目15番19号
輸第7158号	液状肥料	有機入りブラン２号	株式会社ブラン	千葉県東金市土農田９番地４
輸第9650号	配合肥料	メガソル１号	株式会社ノーユー社	高知県高知市新田町14番14号
輸第9651号	配合肥料	メガソル２号	株式会社ノーユー社	高知県高知市新田町14番14号
輸第9652号	配合肥料	メガソル３号	株式会社ノーユー社	高知県高知市新田町14番14号
輸第9653号	配合肥料	ロサソル５号	株式会社ノーユー社	高知県高知市新田町14番14号
輸第12697号	配合肥料	有機入り配合肥料８―８―８	株式会社コメリ	新潟県新潟市南区清水4501番地１
輸第105660号	化成肥料	苦土ほう素入り化成肥料NS002	シーアイマテックス株式会社	東京都港区芝三丁目８番２号

外第103011号	副産肥料	YH骨りん酸	青島宇慧緑色工貿有限公司	中華人民共和国(山東)自由貿易試験区青島片区前湾保税港区莫斯科路38号(A)
			グリーンコスモス株式会社（国内管理人）	北海道苫小牧市新開町三丁目13番２号

有効期間が令和10年11月25日となったもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第82058号	化成肥料	神協複合３号	神協産業株式会社	山口県熊毛郡田布施町大字波野962番地の１
生第82069号	液状肥料	硝安有機入り液肥特673	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目８番10号
生第82085号	汚泥肥料	有明１号	有明広域行政事務組合	熊本県玉名市岱明町野口2129番地
生第88357号	化成肥料	くみあいほう素入り複合硝加燐安NS262	ホクレン肥料株式会社	北海道札幌市中央区北４条西１丁目１番地
生第88363号	化成肥料	マザー有機入り化成055	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目８番10号
生第88368号	化成肥料	新味アップ	株式会社ワコー農材	大阪府大阪市中央区備後町四丁目３番４号
生第88372号	液状肥料	有機入り５－５－３	長崎油飼工業株式会社	長崎県諫早市下大渡野町2041番地１
生第88373号	配合肥料	くみあい苦土マンガンほう素入り複合硝加燐安N028号	ホクレン肥料株式会社	北海道札幌市中央区北４条西１丁目１番地
生第88374号	配合肥料	くみあい苦土マンガンほう素入り複合硝加燐安NS228号	ホクレン肥料株式会社	北海道札幌市中央区北４条西１丁目１番地
生第88385号	汚泥肥料	乾燥汚泥肥料	ホクレン農業協同組合連合会	北海道札幌市中央区北四条西一丁目３番地
生第88387号	汚泥肥料	ライムパワー	石狩川流域下水道組合	北海道空知郡奈井江町字茶志内10番地

有効期間が令和10年11月26日となったもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第72336号	化成肥料	くみあい苦土入り複合燐加安002	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目８番10号

有効期間が令和13年11月24日となったもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第37523号	加工りん酸肥料	くみあいほう素マンガン入り苦土重焼燐	小野田化学工業株式会社	東京都港区海岸一丁目15番１号
生第37595号	化成肥料	くみあいCDU複合燐加安S555	ジェイカムアグリ株式会社	東京都千代田区神田須田町二丁目６番６号
生第44656号	化成肥料	くみあい化成７号	朝日アグリア株式会社	埼玉県児玉郡神川町渡瀬222番地
生第44670号	配合肥料	複合育苗ペット１号	サンアグロ株式会社	東京都中央区日本橋小網町17番10
生第44690号	化成肥料	複合肥料ミノリK	米山化学工業株式会社	大阪府大阪市北区西天満５丁目２番18号
生第67016号	化成肥料	丸ツバメ複合燐加安新063	サンアグロ株式会社	東京都中央区日本橋小網町17番10
生第69896号	化成肥料	くみあいCDU複合燐加安S600	ジェイカムアグリ株式会社	東京都千代田区神田須田町二丁目６番６号
生第74257号	化成肥料	高度化成42号	瀬戸内ケミカル有限会社	岡山県笠岡市神島外浦3675番地の１
生第74258号	化成肥料	高度化成45号	瀬戸内ケミカル有限会社	岡山県笠岡市神島外浦3675番地の１
生第91481号	混合りん酸肥料	ハート粒状混合りん酸特号	株式会社研農	高知県高知市百石町二丁目25番20号
生第91482号	混合りん酸肥料	ハート粒状混合りん酸１号	株式会社研農	高知県高知市百石町二丁目25番20号
生第91494号	被覆複合肥料	ハイコントロールマイクロ280―70	ジェイカムアグリ株式会社	東京都千代田区神田須田町二丁目６番６号
生第91495号	被覆複合肥料	くみあい微量要素入り被覆燐硝安加里エコロングトータル391―70	ジェイカムアグリ株式会社	東京都千代田区神田須田町二丁目６番６号
生第91496号	被覆複合肥料	ハイコントロールトータル391―70E	ジェイカムアグリ株式会社	東京都千代田区神田須田町二丁目６番６号
生第91497号	被覆複合肥料	くみあい微量要素入り被覆燐硝安加里エコロングトータル391―100	ジェイカムアグリ株式会社	東京都千代田区神田須田町二丁目６番６号
生第91498号	被覆複合肥料	ハイコントロールトータル391―100E	ジェイカムアグリ株式会社	東京都千代田区神田須田町二丁目６番６号
生第91499号	被覆複合肥料	くみあい被覆燐硝安加里413―220	ジェイカムアグリ株式会社	東京都千代田区神田須田町二丁目６番６号
生第91500号	被覆複合肥料	くみあい微量要素入り被覆燐硝安加里エコロングトータル391―40	ジェイカムアグリ株式会社	東京都千代田区神田須田町二丁目６番６号
生第91501号	被覆複合肥料	くみあい被覆燐硝安加里413―70	ジェイカムアグリ株式会社	東京都千代田区神田須田町二丁目６番６号
生第91502号	被覆複合肥料	ハイコントロールトータル391―180E	ジェイカムアグリ株式会社	東京都千代田区神田須田町二丁目６番６号
生第91503号	被覆複合肥料	ハイコントロールトータル391―140E	ジェイカムアグリ株式会社	東京都千代田区神田須田町二丁目６番６号
生第91504号	被覆複合肥料	くみあい微量要素入り被覆燐硝安加里エコロングトータル391―180	ジェイカムアグリ株式会社	東京都千代田区神田須田町二丁目６番６号
生第91505号	被覆複合肥料	くみあい微量要素入り被覆燐硝安加里エコロングトータル391―140	ジェイカムアグリ株式会社	東京都千代田区神田須田町二丁目６番６号
生第93608号	化成肥料	有機入り化成838	多木化学株式会社	兵庫県加古川市別府町緑町２番地
生第93611号	成形複合肥料	粒状固形肥料B022	日本肥糧株式会社	群馬県藤岡市岡之郷字戸崎559番３
生第93621号	化成肥料	苦土尿素有機入り化成肥料264号	九鬼肥料工業株式会社	三重県四日市市西末広町４番17号
生第93625号	化成肥料	多木化成542	多木化学株式会社	兵庫県加古川市別府町緑町２番地

生第93626号	化成肥料	苦土有機入り化成264号	未来科学株式会社	大阪府大阪市中央区備後町四丁目３番４号
生第93628号	化成肥料	化成H―１―１号	大東肥料株式会社	熊本県八代市鏡町鏡1159番地３
生第103018号	化成肥料	有機入り粒状馬鈴薯100TH	三興株式会社	大阪府吹田市西御旅町７番16号
生第103021号	化成肥料	有機入り粒状複合ねぎ玉ネギ専用肥料1077号TH	株式会社プラントフードコーポレーション	大阪府吹田市西御旅町７番16号
生第105643号	化成肥料	春夏秋冬特１号	株式会社古田産業	高知県高知市五台山3983番地５
生第105644号	化成肥料	エコ・スマイル有機入り種化成特１号	株式会社古田産業	高知県高知市五台山3983番地５
生第105648号	化成肥料	粒状複合肥料0516号	清和肥料工業株式会社	大阪府大阪市中央区備後町四丁目３番４号
生第105655号	加工ほう素肥料	1011ほう素苦土２号	小野田化学工業株式会社	東京都港区海岸一丁目15番１号
生第105657号	化成肥料	有機入り化成625	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目８番10号
生第105658号	化成肥料	くみあい苦土ほう素尿素入り高度化成肥料682号	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目８番10号
生第105659号	化成肥料	苦土、マンガン、ほう素、塩安入り複合燐加安A906号	朝日アグリア株式会社	埼玉県児玉郡神川町渡瀬222番地
輸第7157号	化成肥料	りん酸一カリウム	正和ピーケー株式会社	東京都台東区東上野四丁目２番３号
輸第12693号	混合有機質肥料	混合有機質肥料４―５―１	株式会社コメリ	新潟県新潟市南区清水4501番地１
輸第12694号	混合有機質肥料	混合有機質肥料４―５―１	バイオアグロ株式会社	東京都世田谷区喜多見七丁目２番14号
輸第105661号	化成肥料	苦土亜鉛入り化成肥料S800C	シーアイマテックス株式会社	東京都港区芝三丁目８番２号
輸第105662号	化成肥料	苦土銅入り化成肥料M800	シーアイマテックス株式会社	東京都港区芝三丁目８番２号

有効期間が令和13年11月25日となったもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第9748号	化成肥料	くみあい化成日の本２号	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目８番10号
生第82045号	被覆窒素肥料	被覆尿素W38.5―１号	住友化学株式会社	東京都中央区日本橋二丁目７番１号
生第88375号	配合肥料	コープショート一発25	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目８番10号
生第88376号	配合肥料	コープショート一発27	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目８番10号
輸第7968号	魚かす粉末	5.8―16.0フィッシュボーン	株式会社中村商会	東京都中央区日本橋本石町三丁目１番７号
輸第7969号	魚かす粉末	4.8―21.0フィッシュボーン	株式会社中村商会	東京都中央区日本橋本石町三丁目１番７号
輸第7970号	魚かす粉末	フィシュミール	トミクラ産業株式会社	兵庫県姫路市花田町高木209番地の１
輸第7972号	化成肥料	SK高度化成42	株式会社正栄商会	東京都江東区亀戸六丁目55番20号
輸第11122号	硝酸石灰	硝酸石灰	株式会社ファイマテック	東京都千代田区神田淡路町二丁目23番１号
輸第11123号	硝酸石灰	硝酸カルシウム　４水塩	イノチオアグリ株式会社	愛知県豊橋市向草間町字北新切95番地
輸第11126号	硝酸苦土肥料	硝酸マグネシウム	イノチオアグリ株式会社	愛知県豊橋市向草間町字北新切95番地
輸第11127号	熔成りん肥	19.5熔成りん肥４号	全国農業協同組合連合会	東京都千代田区大手町一丁目３番１号
輸第11130号	硝酸加里	硝酸カリウム	イノチオアグリ株式会社	愛知県豊橋市向草間町字北新切95番地
輸第11131号	りん酸アンモニア	第一リン酸アンモニウム	イノチオアグリ株式会社	愛知県豊橋市向草間町字北新切95番地
輸第11132号	りん酸加里	第一リン酸カリウム	イノチオアグリ株式会社	愛知県豊橋市向草間町字北新切95番地
輸第11135号	硫酸苦土肥料	硫酸マグネシウム	イノチオアグリ株式会社	愛知県豊橋市向草間町字北新切95番地

有効期間が令和13年11月26日となったもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第72341号	化成肥料	グリーンエース有機入り化成特380	旭東肥料工業株式会社	愛知県蒲郡市浜町47番地
生第72344号	化成肥料	有機入り化成肥料555号	九鬼肥料工業株式会社	三重県四日市市西末広町４番17号
生第76469号	化成肥料	ひかり苦土入り燐加複合	NCTアグリ株式会社	東京都千代田区外神田一丁目18番13号
生第76470号	化成肥料	新東高度化成444	新東化学工業株式会社	千葉県市原市八幡海岸通11番１
輸第6492号	化成肥料	りん安Z―1151別２号	全国農業協同組合連合会	東京都千代田区大手町一丁目３番１号
輸第6494号	化成肥料	ロイヤルりん加里51―34	ロイヤル　インダストリーズ株式会社	東京都狛江市和泉本町１丁目15番19号
輸第6495号	化成肥料	ロイヤルりん安12―61	ロイヤル　インダストリーズ株式会社	東京都狛江市和泉本町１丁目15番19号

有効期間が令和13年11月30日となったもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第4503号	化成肥料	くみあい化成日の本３号	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目８番10号

２　保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。）

○農林水産省告示第三十一号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第十三条第一項（同法第三十三条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、次のように登録外国生産業者の住所の変更に係る届出があったので、同法第十六条第二項（同法第三十三条の二第六項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき告示する。

令和八年一月九日　農林水産大臣　鈴木　憲和

1　登録外国生産業者の住所の変更

登録番号　外第107911号

変更前　ブラジル連邦共和国サンパウロ州サンパウロ市パウリスタ通り1754

変更後　ブラジル連邦共和国サンパウロ州サンパウロ市アウトーラ・ルーチ・カルドゾ通り8501

○農林水産省告示第三十二号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第十四条の規定に基づき、次の肥料の登録は失効したので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。

令和八年一月九日　農林水産大臣　鈴木　憲和

1　登録番号、肥料の種類及び名称並びに生産業者の名称及び住所

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第70509号	化成肥料	多木有機入り複合肥料888	多木化学株式会社	兵庫県加古川市別府町緑町２番地
生第91546号	化成肥料	くみあいPKエースジュニア	南九州化学工業株式会社	宮崎県児湯郡高鍋町大字蚊口浦5029番地

2　保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。）

○国土交通省告示第九号

踏切道改良促進法（昭和三十六年法律第百九十五号）第三条第一項の規定により、踏切道改良基準に適合する改良の方法により改良することが必要と認められる踏切道として、令和七年十二月二十三日付けをもって次のとおり指定したので、同条第七項の規定により告示する。

令和八年一月九日　国土交通大臣　金子　恭之

踏切道改良促進法に基づく法指定箇所

No.	踏切道		鉄道		道路			該当する指定に係る基準第二条（踏切道改良促進法施行規則）	
	名称	位置	事業者	線名	管理者	種別	路線名		
1	喜代治	岩手県紫波郡紫波町	東日本旅客鉄道㈱	東北線	紫波町	町道	中桜田頭３号線	第12号	—
2	学校前	宮城県名取市	東日本旅客鉄道㈱	東北線	名取市	市道	館腰小学校前線	第12号	—
3	十文字西	山形県山形市	東日本旅客鉄道㈱	仙山線	山形市	市道	風間十文字線	第９号	—
4	宗道	茨城県下妻市	関東鉄道㈱	常総線	下妻市	市道	7256	第６号	—
5	原宿	茨城県常総市	関東鉄道㈱	常総線	常総市	市道	東223	第６号	—
6	抽ヶ台	茨城県常陸大宮市	東日本旅客鉄道㈱	水郡線	常陸大宮市	市道	２－５号線	第12号	—
7	日光線第248号	栃木県栃木市	東武鉄道㈱	日光線	栃木市	市道	1047号線	第４号	—
8	上毛線第60号	群馬県前橋市	上毛電気鉄道㈱	上毛線	前橋市	市道	21―5194号線	第６号	—
9	汚水処理場	群馬県高崎市	上信電鉄㈱	上信線	高崎市	市道	Ｉ287号線	第６号	—
10	宝性寺	群馬県高崎市	上信電鉄㈱	上信線	高崎市	市道	Ｉ502号線	第６号	—
11	武井	群馬県高崎市	上信電鉄㈱	上信線	高崎市	市道	吉井―4127号線	第６号	—
12	吉井東構内	群馬県高崎市	上信電鉄㈱	上信線	高崎市	市道	吉井―5284号線	第６号	—
13	広沢道	群馬県みどり市	東日本旅客鉄道㈱	両毛線	みどり市	市道	１級３号線	第12号	—
14	野田線第５号	埼玉県さいたま市大宮区	東武鉄道㈱	野田線	さいたま市	市道	10348号線	第12号	—
15	飯能第２号	埼玉県飯能市	西武鉄道㈱	池袋線	飯能市	市道	１－１－１号線	第10号	—
16	野田線第148号	千葉県野田市	東武鉄道㈱	野田線	野田市	市道	22348号線	第９号	—
17	柳町	千葉県袖ケ浦市	東日本旅客鉄道㈱	内房線	袖ケ浦市	市道	奈良輪高須新田線	第５号	—

18	高田馬場第５号	東京都新宿区	西武鉄道㈱	新宿線	新宿区	区道	23―221	第10号	―
19	東松原４号	東京都世田谷区	京王電鉄㈱	井の頭線	世田谷区	区道	21―Ｂ005号線	第10号	―
20	東松原５号	東京都世田谷区	京王電鉄㈱	井の頭線	世田谷区	区道	21―Ｃ402号線	第10号	―
21	九品仏２号	東京都世田谷区	東急電鉄㈱	大井町線	世田谷区	区道	33―Ｃ177号線	第12号	―
22	九品仏３号	東京都世田谷区	東急電鉄㈱	大井町線	世田谷区	区道	33―Ｂ002号線	第12号	―
23	九品仏４号	東京都世田谷区	東急電鉄㈱	大井町線	世田谷区	区道	33―Ｃ203号線	第12号	―
24	保谷第８号	東京都西東京市	西武鉄道㈱	池袋線	西東京市	市道	207号線	第10号	―
25	生見尾（電）	神奈川県横浜市鶴見区	東日本旅客鉄道㈱	東海道線	横浜市	市道	生麦第108号線	第２号	第３号
26	生見尾（旅）	神奈川県横浜市鶴見区	東日本旅客鉄道㈱	東海道線	横浜市	市道	生麦第108号線	第12号	―
27	小原	神奈川県相模原市中央区	東日本旅客鉄道㈱	横浜線	相模原市	市道	宮上横山	第１号	―
28	上田出	石川県羽咋郡宝達志水町	西日本旅客鉄道㈱	七尾線	宝達志水町	町道	堂田上田線	第12号	―
29	少年院	岐阜県各務原市	東海旅客鉄道㈱	高山線	各務原市	市道	各412号線	第12号	―
30	箱根裏街道	静岡県沼津市	東海旅客鉄道㈱	東海道線	沼津市	市道	02067号線	第９号	―
31	新木曽川８号	愛知県一宮市	名古屋鉄道㈱	名古屋本線	一宮市	市道	0173号線	第７号	―
32	姫街道、稲荷口９号	愛知県豊川市	東海旅客鉄道㈱ 名古屋鉄道㈱	飯田線 豊川線	愛知県	県道	国府馬場線	第１号	―
33	一ツ木６号	愛知県刈谷市	名古屋鉄道㈱	名古屋本線	刈谷市	市道	１―696号線	第７号	―
34	三河知立６号	愛知県知立市	名古屋鉄道㈱	三河線	知立市	市道	牛田町山屋敷１号線	第12号	―
35	富貴１号	愛知県知多郡武豊町	名古屋鉄道㈱	河和線	愛知県	県道	大谷冨貴線	第12号	―
36	益生第２号、西方	三重県桑名市	近畿日本鉄道㈱ 東海旅客鉄道㈱	名古屋線 関西線	桑名市	市道	小野山千代田線	第10号	―
37	本町下手	滋賀県大津市	京阪電気鉄道㈱	石山坂本線	大津市	市道	幹1044号線	第10号	―
38	膳所駅前	滋賀県大津市	京阪電気鉄道㈱	石山坂本線	大津市	市道	幹1044号線	第10号	―
39	文化館前	滋賀県大津市	京阪電気鉄道㈱	石山坂本線	大津市	市道	幹1042号線	第10号	―
40	大門	滋賀県大津市	京阪電気鉄道㈱	石山坂本線	滋賀県	県道	伊香立浜大津線	第10号	―
41	北野田３号	大阪府堺市東区	南海電気鉄道㈱	高野線	堺市	府道	大阪狭山線	第10号	第12号

42	金岡南二	大阪府堺市堺区	西日本旅客鉄道㈱	阪和線	堺市	市道	中三国ヶ丘中長尾１号線	第12号	—
43	上野芝北二	大阪府堺市堺区	西日本旅客鉄道㈱	阪和線	堺市	府道	堺かつらぎ線	第12号	—
44	浅香山３号	大阪府堺市堺区	南海電気鉄道㈱	高野線	堺市	府道	大堀堺線	第12号	—
45	堺東１号	大阪府堺市堺区	南海電気鉄道㈱	高野線	堺市	市道	堺東駅三国ヶ丘線	第12号	—
46	堺東３号	大阪府堺市堺区	南海電気鉄道㈱	高野線	堺市	市道	三国ヶ丘御幸通榎元町１号線	第12号	—
47	我孫子道３号	大阪府堺市堺区	阪堺電気軌道㈱	阪堺線（軌）	堺市	市道	鉄砲遠里小野１号線	第12号	—
48	御陵前２号	大阪府堺市堺区	阪堺電気軌道㈱	阪堺線（軌）	堺市	市道	西湊東湊１号線	第12号	—
49	萩原天神10号	大阪府堺市東区	南海電気鉄道㈱	高野線	堺市	府道	泉大津美原線（現）	第12号	—
50	鳳北一	大阪府堺市西区	西日本旅客鉄道㈱	阪和線	堺市	市道	石津上線	第12号	—
51	石津１号	大阪府堺市西区	阪堺電気軌道㈱	阪堺線（軌）	堺市	市道	石津川停車場石津線	第12号	—
52	石津３号	大阪府堺市西区	阪堺電気軌道㈱	阪堺線（軌）	堺市	市道	浜寺石津船尾１号線	第12号	—
53	中百舌鳥１号	大阪府堺市北区	南海電気鉄道㈱	高野線	堺市	市道	中百舌鳥百舌鳥梅１号線	第12号	—
54	中宮２号	大阪府枚方市	京阪電気鉄道㈱	交野線	枚方市	市道	禁野春日線	第10号	—
55	星ヶ丘１号	大阪府枚方市	京阪電気鉄道㈱	交野線	枚方市	市道	（市）管理道路	第10号	—
56	星ヶ丘２号	大阪府枚方市	京阪電気鉄道㈱	交野線	枚方市	市道	村野第24号線	第10号	—
57	星ヶ丘３号	大阪府枚方市	京阪電気鉄道㈱	交野線	大阪府	府道	枚方大和郡山線	第10号	—
58	村野２号	大阪府枚方市	京阪電気鉄道㈱	交野線	枚方市	市道	村野西第１号線	第10号	—
59	河内長野２号	大阪府河内長野市	南海電気鉄道㈱	高野線	河内長野市	市道	原町喜多線	第10号	—
60	高鷲第１号	大阪府羽曳野市	近畿日本鉄道㈱	南大阪線	羽曳野市	市道	島泉50号線	第10号	—
61	高鷲第２号	大阪府羽曳野市	近畿日本鉄道㈱	南大阪線	羽曳野市	市道	御陵道１号線	第10号	—
62	村野６号	大阪府交野市	京阪電気鉄道㈱	交野線	交野市	市道	郡津４号線	第10号	—
63	郡津下手	大阪府交野市	京阪電気鉄道㈱	交野線	大阪府	府道	枚方交野寝屋川線	第10号	—
64	郡津６号	大阪府交野市	京阪電気鉄道㈱	交野線	交野市	市道	私部春日線	第10号	—

65	交野２号	大阪府交野市	京阪電気鉄道㈱	交野線	交野市	市道	私部青山線	第10号	—
66	交野３号	大阪府交野市	京阪電気鉄道㈱	交野線	交野市	市道	私部13号線	第10号	—
67	高野街道	大阪府交野市	京阪電気鉄道㈱	交野線	交野市	市道	私部倉治線	第10号	—
68	河内森	大阪府交野市	京阪電気鉄道㈱	交野線	交野市	市道	森私市線（堤塘敷）	第10号	—
69	河内森２号	大阪府交野市	京阪電気鉄道㈱	交野線	交野市	市道	私市９号線	第10号	—
70	尾崎４号	大阪府阪南市	南海電気鉄道㈱	南海本線	阪南市	市道	西鳥取14号線	第10号	—
71	吉見ノ里３号	大阪府泉南郡田尻町	南海電気鉄道㈱	南海本線	田尻町	町道	高野村の前線	第10号	—
72	六甲道	兵庫県神戸市灘区	阪急電鉄㈱	神戸線	神戸市	市道	神戸六甲線	第10号	—
73	有馬口第１	兵庫県神戸市北区	神戸電鉄㈱	有馬線	神戸市	市道	有野町合併第244号線	第７号	—
74	脇寺	兵庫県神戸市北区	神戸電鉄㈱	三田線	神戸市	市道	城山線	第７号	—
75	北垣内	兵庫県神戸市西区	神戸電鉄㈱	粟生線	神戸市	市道	押部谷村37号線	第７号	—
76	塚口東第一	兵庫県尼崎市	阪急電鉄㈱	神戸線	尼崎市	市道	構８号の１耕２区画線	第10号	—
77	大廻り西第１	兵庫県三木市	神戸電鉄㈱	粟生線	三木市	市道	緑が丘駅前線	第７号	—
78	住吉甲	兵庫県三木市	神戸電鉄㈱	粟生線	三木市	市道	東吉田広野線	第７号	—
79	七廻り	兵庫県三木市	神戸電鉄㈱	粟生線	兵庫県	県道	志染土山線	第７号	—
80	道の上	兵庫県三木市	神戸電鉄㈱	粟生線	三木市	市道	平田西線	第７号	—
81	土井垣内	兵庫県小野市	神戸電鉄㈱	粟生線	小野市	市道	4307号線	第７号	—
82	諏訪原	兵庫県三田市	神戸電鉄㈱	三田線	三田市	市道	寺ノ坪榎下線	第７号	—
83	築山第７号	奈良県大和高田市	近畿日本鉄道㈱	大阪線	奈良県	県道	河合大和高田線	第10号	—
84	真菅第３号	奈良県橿原市	近畿日本鉄道㈱	大阪線	橿原市	市道	北妙法寺町１号線	第10号	—
85	新ノ口第３号	奈良県橿原市	近畿日本鉄道㈱	橿原線	橿原市	市道	上品寺町・八木町線	第12号	—
86	大福	奈良県桜井市	西日本旅客鉄道㈱	桜井線	桜井市	市道	橘街道２号線	第12号	—
87	関屋第５号	奈良県香芝市	近畿日本鉄道㈱	大阪線	香芝市	市道	４―42号線	第12号	—

88	ファミリー公園前第３号	奈良県磯城郡川西町	橿原線	奈良県	県道	天理王寺線	第12号	—	
89	八幡前３号	和歌山県和歌山市	南海電気鉄道㈱	加太線	和歌山市	市道	西脇36号線	第７号	—
90	八幡前４号	和歌山県和歌山市	南海電気鉄道㈱	加太線	和歌山市	市道	西脇35号線	第７号	—
91	下	香川県高松市	四国旅客鉄道㈱	予讃線	高松市	市道	下向田２号線	第10号	—
92	病院	香川県観音寺市	四国旅客鉄道㈱	予讃線	観音寺市	市道	七間橋牟田川線	第10号	—
93	東土居	香川県東かがわ市	四国旅客鉄道㈱	高徳線	東かがわ市	市道	喜定丹生停車場線	第10号	—
94	皿池	香川県三豊市	四国旅客鉄道㈱	予讃線	三豊市	市道	皿池線	第10号	—
95	琴平第２	香川県仲多度郡琴平町	四国旅客鉄道㈱	土讃線	香川県	県道	原田琴平線	第10号	—
96	大谷第１	愛媛県松山市	四国旅客鉄道㈱	予讃線	松山市	市道	堀江41号線	第10号	—
97	綿市	愛媛県四国中央市	四国旅客鉄道㈱	予讃線	四国中央市	市道	五反地中上線	第10号	—
98	藤石堂	愛媛県四国中央市	四国旅客鉄道㈱	予讃線	四国中央市	市道	中村大道線	第10号	—
99	日出来	佐賀県唐津市	九州旅客鉄道㈱	唐津線	唐津市	市道	山本宮ノ前線	第12号	—
100	小江第一	長崎県諫早市	（一社）佐賀・長崎鉄道管理センター	長崎線	諫早市	市道	下与久保線	第12号	—
101	友田川	熊本県玉名市	九州旅客鉄道㈱	鹿児島線	玉名市	市道	六栄線	第12号	—
102	新町	熊本県菊池郡菊陽町	九州旅客鉄道㈱	豊肥線	菊陽町	町道	横道合志線	第12号	—

○国土交通省告示第十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年一月九日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

シリツキ川

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を昭和二十三年建設省告示第八十号で指定した細野谷川に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

兵庫県西宮市塩瀬町名塩

字シリツキ　四九〇一番　一号から十一号まで

三　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

緑兵右谷川

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

兵庫県姫路市夢前町前之庄

字恵ヶ谷　八七一番一　一号から二十七号まで

四　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

小島神社川

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域

兵庫県豊岡市小島

字家ノ上　二四五番　一号

二四五番一　二号及び三号

二四三番　四号

二四〇番　五号

二一九番　六号

二一五番　七号から九号まで

四　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

樫谷川

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和十四年内務省告示第三百五十八号で指定した土地の区域を除く。）

兵庫県豊岡市但東町佐々木

字樫谷　九八〇番　一号及び二号

六四番三　三号

九八二番　四号

六三番一　五号

六三番二　六号

六一番　七号

九九一番　八号

五九番　九号及び十号

九九三番二　十一号

○国土交通省告示第十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年一月九日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

黒谷川

二　砂防法第二条の土地の表示

熊本県上益城郡御船町大字滝尾の区域内の土地のうち、次の一点から三十四点までを順次結んだ線及び一点と三十四点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	32° 42′ 38.1323″	130° 50′ 08.9555″

2	32° 42′ 38.1134″	130° 50′ 08.4819″
3	32° 42′ 37.7205″	130° 50′ 08.2462″
4	32° 42′ 37.0402″	130° 50′ 08.6408″
5	32° 42′ 36.4153″	130° 50′ 08.3256″
6	32° 42′ 36.5460″	130° 50′ 07.3310″
7	32° 42′ 38.8289″	130° 50′ 07.1105″
8	32° 42′ 38.9695″	130° 50′ 06.2010″
9	32° 42′ 39.9092″	130° 50′ 03.5599″
10	32° 42′ 40.4457″	130° 50′ 03.0417″
11	32° 42′ 40.9905″	130° 50′ 02.9430″
12	32° 42′ 42.1397″	130° 50′ 01.4085″
13	32° 42′ 42.3976″	130° 50′ 01.6834″
14	32° 42′ 42.6865″	130° 50′ 02.6849″
15	32° 42′ 43.4739″	130° 50′ 02.3084″
16	32° 42′ 45.1925″	130° 50′ 02.4210″
17	32° 42′ 45.5118″	130° 50′ 02.2334″
18	32° 42′ 45.5949″	130° 50′ 02.9876″
19	32° 42′ 46.9707″	130° 50′ 04.6258″
20	32° 42′ 48.1574″	130° 50′ 04.6416″
21	32° 42′ 48.8528″	130° 50′ 05.3972″
22	32° 42′ 48.7164″	130° 50′ 05.8066″
23	32° 42′ 48.1262″	130° 50′ 05.4157″
24	32° 42′ 47.4262″	130° 50′ 05.6145″
25	32° 42′ 46.2702″	130° 50′ 05.2810″
26	32° 42′ 44.8222″	130° 50′ 03.2876″
27	32° 42′ 43.2145″	130° 50′ 03.8601″
28	32° 42′ 42.0159″	130° 50′ 04.7656″
29	32° 42′ 42.1507″	130° 50′ 05.7919″
30	32° 42′ 42.1015″	130° 50′ 06.3453″
31	32° 42′ 40.5086″	130° 50′ 07.4620″
32	32° 42′ 39.6740″	130° 50′ 07.4816″
33	32° 42′ 38.3446″	130° 50′ 07.7469″
34	32° 42′ 38.3367″	130° 50′ 08.8568″

○国土交通省告示第十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年一月九日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

牧の内川二

二　砂防法第二条の土地の表示

熊本県水俣市牧ノ内の区域内の土地のうち、次の一点から三点までを順次結んだ線及び一点と三点を平成三十年国土交通省告示第六百七十七号で指定した同号二に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	32° 12′ 58.6243″	130° 24′ 49.4816″
2	32° 12′ 57.6843″	130° 24′ 47.9088″
3	32° 13′ 01.2706″	130° 24′ 46.1182″

○国土交通省告示第十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年一月九日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

下白木上川

二　砂防法第二条の土地の表示

熊本県葦北郡芦北町大字白木の区域内の土地のうち、次の一点から二十八点までを順次結んだ線及び一点と二十八点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	32° 17′ 31.5445″	130° 33′ 55.5175″
2	32° 17′ 31.5901″	130° 33′ 56.1594″
3	32° 17′ 31.5627″	130° 33′ 57.2648″
4	32° 17′ 31.3809″	130° 33′ 58.5898″
5	32° 17′ 31.6646″	130° 33′ 58.6590″
6	32° 17′ 33.0474″	130° 33′ 57.2111″
7	32° 17′ 33.2537″	130° 33′ 56.0717″
8	32° 17′ 33.3479″	130° 33′ 56.0245″
9	32° 17′ 33.4054″	130° 33′ 56.0035″
10	32° 17′ 33.4494″	130° 33′ 55.9947″
11	32° 17′ 33.5733″	130° 33′ 55.9914″
12	32° 17′ 33.7366″	130° 33′ 55.9615″
13	32° 17′ 33.8308″	130° 33′ 55.9273″
14	32° 17′ 34.2172″	130° 33′ 55.7875″
15	32° 17′ 34.2485″	130° 33′ 55.7755″
16	32° 17′ 34.5044″	130° 33′ 55.6742″
17	32° 17′ 34.6429″	130° 33′ 55.5928″
18	32° 17′ 34.7778″	130° 33′ 55.8806″
19	32° 17′ 34.6996″	130° 33′ 55.8427″
20	32° 17′ 34.5875″	130° 33′ 55.8251″
21	32° 17′ 34.1225″	130° 33′ 55.9951″
22	32° 17′ 33.5143″	130° 33′ 56.2175″
23	32° 17′ 33.4331″	130° 33′ 57.9504″
24	32° 17′ 32.7124″	130° 34′ 00.9967″
25	32° 17′ 29.8854″	130° 34′ 03.7755″
26	32° 17′ 29.3525″	130° 34′ 02.9142″
27	32° 17′ 29.5645″	130° 33′ 58.7691″
28	32° 17′ 31.3892″	130° 33′ 55.4379″

○国土交通省告示第十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、令和七年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

令和八年一月九日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

河原田川一

二　砂防法第二条の土地の表示

石川県輪島市熊野町の区域内の土地のうち、次の一点から七点までを順次結んだ線及び一点と七点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	37° 20′ 22.9606″	136° 53′ 54.0969″
2	37° 20′ 27.0140″	136° 54′ 03.7529″
3	37° 20′ 21.5787″	136° 54′ 12.2887″
4	37° 20′ 17.1260″	136° 54′ 03.4439″
5	37° 20′ 16.0819″	136° 54′ 02.8259″
6	37° 20′ 20.6490″	136° 53′ 56.1281″
7	37° 20′ 19.6848″	136° 53′ 53.5275″

○国土交通省告示第十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年一月九日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

河原田川二

二　砂防法第二条の土地の表示

石川県輪島市熊野町、同市西脇町の区域内の土地のうち、次の一点から八点までを順次結んだ線及び一点と八点を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成十一年建設省告示第百九十七号で指定した土地の区域を除く。）

点	北緯	東経
1	37°20′28.9793″	136°53′45.2907″
2	37°20′25.6936″	136°53′46.4880″
3	37°20′16.6966″	136°53′51.0863″
4	37°20′15.2190″	136°53′51.1397″
5	37°20′13.1646″	136°53′46.2563″
6	37°20′15.5906″	136°53′41.8145″
7	37°20′21.7015″	136°53′41.8918″
8	37°20′28.9179″	136°53′42.8960″

○国土交通省告示第十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第六条第一項の規定により、次の土地において、令和七年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第四条第一項の規定に基づき、告示する。

令和八年一月九日

国土交通大臣　金子　恭之

一　河原田川二

石川県輪島市熊野町、同市西脇町の区域内の土地のうち、次の一点から八点までを順次結んだ線及び一点と八点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	37°20′28.9793″	136°53′45.2907″
2	37°20′25.6936″	136°53′46.4880″
3	37°20′16.6966″	136°53′51.0863″
4	37°20′15.2190″	136°53′51.1397″
5	37°20′13.1646″	136°53′46.2563″
6	37°20′15.5906″	136°53′41.8145″
7	37°20′21.7015″	136°53′41.8918″
8	37°20′28.9179″	136°53′42.8960″

○国土交通省告示第十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年一月九日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

高倉川

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和十五年内務省告示第五百六十三号で指定した土地の区域を除く。）

新潟県糸魚川市大字下倉

字池田　七二七番一　一号

七三〇番一　二号

七一〇番二　三号

七〇九番一　四号

七五二番八　五号

七三七番二　六号

七二八番二　十六号

字枯木平　一三七六番一五　七号

一三七六番八　八号から十号まで

一三九九番一　十一号及び十二号

一四〇〇番　十三号

一四〇一番一　十四号及び十五号

○国土交通省告示第十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年一月九日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

陶渓流

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

山口県山口市陶

字越峠　一一一六番一　一号から四号まで

一一一四番　五号

一一一三番　六号

字鍛冶屋　四〇八〇番第一　七号及び八号

○国土交通省告示第十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年一月九日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

勝浜沢

二　砂防法第二条の土地の表示

群馬県利根郡みなかみ町下牧の区域内の土地のうち、次の一点から十一点までを順次結んだ線及び一点と十一点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	36°42′51.9541″	138°59′23.3957″
2	36°42′51.8130″	138°59′24.8607″
3	36°42′52.0740″	138°59′28.7844″
4	36°42′52.3123″	138°59′32.3692″
5	36°42′51.5053″	138°59′32.3727″
6	36°42′51.3412″	138°59′30.2993″
7	36°42′50.4438″	138°59′27.0898″
8	36°42′50.2728″	138°59′24.8002″
9	36°42′50.0024″	138°59′23.6955″
10	36°42′50.0505″	138°59′21.4752″
11	36°42′50.1887″	138°59′20.7845″

○国土交通省告示第二十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年一月九日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

佐須瀬在家川

二　砂防法第二条の土地の表示

長崎県対馬市厳原町佐須瀬の区域内の土地のうち、次の一点から二十七点までを順次結んだ線及び一点と二十七点を平成二十九年国土交通省告示第六百六十六号で指定した同号一に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	34°09′05.0596″	129°11′02.1341″
2	34°09′04.1594″	129°11′01.7934″
3	34°09′03.2358″	129°11′00.7978″
4	34°09′02.1408″	129°10′59.4424″
5	34°09′02.2060″	129°10′59.3190″
6	34°09′03.4510″	129°11′00.2954″
7	34°09′04.2060″	129°10′59.9857″
8	34°09′05.2766″	129°10′59.9344″

9	34°09′04.7273″	129°10′58.9465″
10	34°09′04.7571″	129°10′56.3681″
11	34°09′02.7661″	129°10′51.3561″
12	34°09′01.9565″	129°10′47.5228″
13	34°09′01.9902″	129°10′46.1734″
14	34°09′02.0635″	129°10′45.5029″
15	34°09′01.9930″	129°10′45.0012″
16	34°09′01.5357″	129°10′43.8186″
17	34°09′02.2169″	129°10′43.5391″
18	34°09′02.2730″	129°10′42.0319″
19	34°09′02.5487″	129°10′41.7042″
20	34°09′02.9989″	129°10′42.0763″
21	34°09′03.4635″	129°10′45.7405″
22	34°09′02.3965″	129°10′46.9541″
23	34°09′02.9516″	129°10′50.4438″
24	34°09′04.9582″	129°10′54.0973″
25	34°09′06.1955″	129°10′57.3185″
26	34°09′05.5115″	129°10′58.6283″
27	34°09′05.9687″	129°10′59.5784″

○国土交通省告示第二十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年一月九日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

寺崎川

二　砂防法第二条の土地の表示

宮崎県東諸県郡国富町大字嵐田及び同町大字田尻の区域内の土地のうち、次の一点から十七点までを順次結んだ線、十七点と十八点を町道嵐田田尻線の道路敷に沿って結んだ線、十八点から二十三点までを順次結んだ線及び一点と二十三点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	31°58′29.3727″	131°18′23.7779″
2	31°58′29.5427″	131°18′22.8507″
3	31°58′29.5560″	131°18′22.7784″
4	31°58′29.5749″	131°18′22.6175″
5	31°58′29.4970″	131°18′21.7691″
6	31°58′29.0017″	131°18′21.7815″
7	31°58′28.7326″	131°18′20.7676″
8	31°58′29.1501″	131°18′20.4668″
9	31°58′28.7925″	131°18′19.6837″
10	31°58′28.2764″	131°18′16.9159″
11	31°58′27.9916″	131°18′16.2580″
12	31°58′28.3041″	131°18′15.8769″
13	31°58′29.3907″	131°18′17.3625″
14	31°58′29.3243″	131°18′18.2366″
15	31°58′30.3113″	131°18′20.0010″
16	31°58′31.2965″	131°18′20.2769″
17	31°58′31.1575″	131°18′20.4338″
18	31°58′30.6877″	131°18′21.4893″
19	31°58′30.4518″	131°18′21.9031″
20	31°58′30.1613″	131°18′23.2821″
21	31°58′29.9707″	131°18′23.9155″
22	31°58′29.7108″	131°18′23.7732″
23	31°58′29.6500″	131°18′23.8785″

○国土交通省告示第二十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、令和九年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

令和八年一月九日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

上ノ沢

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から七十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と七十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域

山形県西村山郡西川町大字大井沢

字ウラヤノ沢　二六九五番一

四八五番

二六九三番　一号から六号まで

地先水路敷　十三号から二十四号まで、三十二号、三十三号、三十五号から五十六号まで及び六十七号から七十四号まで

二六九三番　五十九号から六十一号まで

二六九二番　六十二号から六十五号まで

二六九一番　六十六号

三〇〇〇番一二　七号から十号まで

三〇〇〇番一一　十一号、十二号、二十五号から三十一号まで及び三十四号

三〇〇〇番一三　五十七号

○国土交通省告示第二十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、令和十一年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

令和八年一月九日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

七ツ滝沢

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から三十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域

山形県鶴岡市田麦俣

字六十里山国有林

七〇林班　へ小班　一号から八号まで及び三十二号

か[1]小班　九号から十二号まで

か小班　十三号から二十三号まで及び二十八号から三十一号まで

字六十里山　一四四番　二十四号から二十七号まで

○国土交通省告示第二十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、令和八年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

令和八年一月九日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

浄水場沢

二　砂防法第二条の土地の表示

栃木県日光市清滝安良沢町、同市久次良町字荒沢国有林の区域内の土地のうち、次の一点から四十七点までを順次結んだ線及び一点と四十七点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	36°44′55.5009″	139°33′58.0738″
2	36°44′55.5327″	139°33′58.0189″

3	36°44′56.1224″	139°33′57.9002″
4	36°44′56.0563″	139°33′57.4508″
5	36°44′57.2691″	139°33′57.2186″
6	36°44′57.8962″	139°33′56.9746″
7	36°44′58.1578″	139°33′56.9588″
8	36°44′58.2219″	139°33′56.7516″
9	36°44′58.5891″	139°33′57.4373″
10	36°44′59.0804″	139°33′58.0665″
11	36°44′59.8752″	139°33′58.1783″
12	36°45′00.1670″	139°33′58.2410″
13	36°45′00.5057″	139°33′57.9394″
14	36°45′00.9724″	139°33′57.8697″
15	36°45′01.3993″	139°33′58.5798″
16	36°45′02.0917″	139°33′58.5846″
17	36°45′02.6992″	139°33′58.5309″
18	36°45′03.8007″	139°33′58.4013″
19	36°45′04.5384″	139°33′58.2367″
20	36°45′05.3820″	139°33′57.9866″
21	36°45′05.8439″	139°33′57.4750″
22	36°45′05.8640″	139°33′56.3158″
23	36°45′06.2261″	139°33′56.2053″
24	36°45′06.8249″	139°33′56.4580″
25	36°45′07.8580″	139°33′56.9266″
26	36°45′08.2600″	139°33′57.9452″
27	36°45′07.7718″	139°33′58.2694″
28	36°45′07.5191″	139°33′59.2807″
29	36°45′06.8122″	139°34′00.6104″
30	36°45′06.4812″	139°34′00.7135″
31	36°45′06.1917″	139°33′59.6534″
32	36°45′05.7044″	139°33′59.5256″
33	36°45′04.4438″	139°33′59.0264″
34	36°45′03.5962″	139°33′59.2185″
35	36°45′02.6462″	139°33′59.5052″
36	36°45′01.2273″	139°33′59.5456″
37	36°45′00.3405″	139°33′59.5111″
38	36°44′59.8070″	139°33′59.6021″
39	36°44′59.1748″	139°33′59.0826″
40	36°44′58.2578″	139°33′58.5895″
41	36°44′58.0359″	139°33′58.1499″
42	36°44′57.9194″	139°33′58.1119″
43	36°44′57.7777″	139°33′57.9247″
44	36°44′57.7570″	139°33′57.9399″
45	36°44′57.5136″	139°33′57.9879″
46	36°44′56.6096″	139°33′58.1653″
47	36°44′55.5390″	139°33′58.3755″

○国土交通省告示第二十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、令和八年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

令和八年一月九日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

芦沢

二　砂防法第二条の土地の表示

栃木県日光市芦沢字アカジミ、字ウトンジリ及び字次郎岳国有林の区域内の土地のうち、次の一点から五十八点までを順次結んだ線及び一次の一点と五十八点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	36°59′20.2622″	139°39′48.9054″
2	36°59′20.2392″	139°39′46.9862″
3	36°59′20.3998″	139°39′46.5580″
4	36°59′20.6423″	139°39′46.2102″
5	36°59′20.6454″	139°39′46.1596″
6	36°59′20.6796″	139°39′45.3058″
7	36°59′20.5153″	139°39′44.3238″
8	36°59′20.5285″	139°39′42.4776″
9	36°59′21.3366″	139°39′40.6231″
10	36°59′21.7258″	139°39′39.4373″
11	36°59′21.9803″	139°39′38.6938″
12	36°59′21.8819″	139°39′37.9252″
13	36°59′21.4384″	139°39′36.8273″
14	36°59′21.8257″	139°39′36.3262″
15	36°59′20.9178″	139°39′35.5182″
16	36°59′20.4482″	139°39′34.1345″
17	36°59′19.9172″	139°39′33.4668″
18	36°59′19.3313″	139°39′33.0884″
19	36°59′18.9517″	139°39′33.0262″
20	36°59′18.2219″	139°39′32.7007″
21	36°59′17.5944″	139°39′31.7167″
22	36°59′17.8388″	139°39′31.3311″
23	36°59′18.7244″	139°39′32.3974″
24	36°59′19.1009″	139°39′32.5148″
25	36°59′19.5605″	139°39′32.3434″
26	36°59′20.2602″	139°39′32.7753″
27	36°59′20.6592″	139°39′33.3249″
28	36°59′21.2421″	139°39′34.2735″
29	36°59′21.3380″	139°39′34.8526″
30	36°59′22.4939″	139°39′35.6683″
31	36°59′22.9813″	139°39′36.4098″
32	36°59′23.0014″	139°39′36.7161″
33	36°59′22.6345″	139°39′37.1710″
34	36°59′22.9489″	139°39′37.8832″
35	36°59′22.8614″	139°39′39.3342″
36	36°59′22.6355″	139°39′40.9433″
37	36°59′22.2106″	139°39′41.8299″
38	36°59′22.3728″	139°39′42.6539″
39	36°59′22.1600″	139°39′43.4796″
40	36°59′22.5279″	139°39′43.7416″
41	36°59′22.6871″	139°39′44.4043″
42	36°59′22.7907″	139°39′44.9297″
43	36°59′22.7631″	139°39′45.1800″
44	36°59′22.7460″	139°39′45.3401″
45	36°59′22.7338″	139°39′45.3772″
46	36°59′22.7262″	139°39′45.3848″
47	36°59′22.7434″	139°39′45.4907″
48	36°59′22.5875″	139°39′45.8212″
49	36°59′22.5311″	139°39′46.1609″
50	36°59′22.4806″	139°39′46.7733″

51	36° 59′ 22.4558″	139° 39′ 46.9967″
52	36° 59′ 22.3608″	139° 39′ 47.4394″
53	36° 59′ 22.3825″	139° 39′ 47.6095″
54	36° 59′ 22.3241″	139° 39′ 47.7798″
55	36° 59′ 22.2871″	139° 39′ 47.8713″
56	36° 59′ 22.1949″	139° 39′ 48.0526″
57	36° 59′ 21.8076″	139° 39′ 48.3874″
58	36° 59′ 21.3852″	139° 39′ 48.7526″

○国土交通省告示第二十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年一月九日

国土交通大臣　金子　恭之

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

天地川支川一―五

(二)　砂防法第二条の土地の表示

広島県安芸郡坂町及び同町小屋浦の区域内の土地のうち、次の一点から十四点までを順次結んだ線、十四点と十五点を令和四年国土交通省告示第七百九十三号で指定した同号七に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、十五点から二十点までを順次結んだ線及び一点と二十点を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和二十二年内務省告示第二百九十六号で指定した土地の区域を除く。）

点	北緯	東経
1	34° 18′ 25.7195″	132° 30′ 40.0575″
2	34° 18′ 25.6824″	132° 30′ 39.9968″
3	34° 18′ 25.9765″	132° 30′ 39.9890″
4	34° 18′ 26.4991″	132° 30′ 40.2026″
5	34° 18′ 26.5224″	132° 30′ 40.1628″
6	34° 18′ 26.5902″	132° 30′ 39.9503″
7	34° 18′ 26.8518″	132° 30′ 39.7967″
8	34° 18′ 27.1921″	132° 30′ 39.9326″
9	34° 18′ 27.1881″	132° 30′ 40.1239″
10	34° 18′ 27.3116″	132° 30′ 40.2921″
11	34° 18′ 27.3649″	132° 30′ 40.3311″
12	34° 18′ 27.5759″	132° 30′ 40.2215″
13	34° 18′ 27.6058″	132° 30′ 40.2658″
14	34° 18′ 27.6265″	132° 30′ 40.3111″
15	34° 18′ 27.2045″	132° 30′ 41.2033″
16	34° 18′ 26.4049″	132° 30′ 40.9492″
17	34° 18′ 25.7628″	132° 30′ 40.2874″
18	34° 18′ 25.6602″	132° 30′ 40.2481″
19	34° 18′ 25.6270″	132° 30′ 40.1676″
20	34° 18′ 25.6547″	132° 30′ 40.0921″

二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

千代谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

広島県庄原市西城町平子の区域内の土地のうち、次の一点から十七点までを順次結んだ線及び一点と十七点を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十二年建設省告示第千一号で指定した千代谷川に掲げる土地の区域を除く。）

点	北緯	東経
1	34° 54′ 26.2200″	133° 05′ 51.2600″
2	34° 54′ 25.4352″	133° 05′ 52.6392″
3	34° 54′ 24.2371″	133° 05′ 53.2081″
4	34° 54′ 23.0634″	133° 05′ 53.6675″
5	34° 54′ 22.5068″	133° 05′ 54.5756″
6	34° 54′ 22.2095″	133° 05′ 56.0601″
7	34° 54′ 21.3690″	133° 05′ 58.0113″
8	34° 54′ 21.1348″	133° 05′ 59.2031″
9	34° 54′ 19.9954″	133° 06′ 00.8495″
10	34° 54′ 18.8800″	133° 06′ 02.9800″
11	34° 54′ 20.3400″	133° 05′ 52.6300″
12	34° 54′ 20.2672″	133° 05′ 51.0775″
13	34° 54′ 16.5260″	133° 05′ 49.8493″
14	34° 54′ 16.8093″	133° 05′ 47.3713″
15	34° 54′ 19.8072″	133° 05′ 47.5512″
16	34° 54′ 21.6519″	133° 05′ 47.0253″
17	34° 54′ 23.9000″	133° 05′ 49.5200″

三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

西ノ谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

広島県安芸郡海田町東海田の区域内の土地のうち、次の一点から八点までを順次結んだ線及び一点と八点を令和五年国土交通省告示第千九十五号で指定した同号一に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	34° 20′ 59.7276″	132° 33′ 15.9595″
2	34° 20′ 59.0944″	132° 33′ 18.2126″
3	34° 20′ 57.0827″	132° 33′ 18.7297″
4	34° 20′ 56.7640″	132° 33′ 21.6648″
5	34° 20′ 56.6320″	132° 33′ 21.6834″
6	34° 20′ 56.2836″	132° 33′ 18.8375″
7	34° 20′ 58.3002″	132° 33′ 15.9012″
8	34° 20′ 58.8844″	132° 33′ 15.6274″

○国土交通省告示第二十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年一月九日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

東山本川

二　砂防法第二条の土地の表示

イ　広島県広島市安佐南区山本町の区域内の土地のうち、次の一点から四点までを順次結んだ線、四点と五点を令和四年国土交通省告示第千二百二十六号で指定した同号一に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、五点から九点までを順次結んだ線及び一点と九点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	34° 27′ 01.2858″	132° 26′ 38.1168″
2	34° 27′ 01.7238″	132° 26′ 37.7861″
3	34° 27′ 02.2007″	132° 26′ 35.7706″
4	34° 27′ 04.1272″	132° 26′ 35.0535″
5	34° 27′ 05.5190″	132° 26′ 36.9930″
6	34° 27′ 03.3206″	132° 26′ 38.8382″
7	34° 27′ 02.9896″	132° 26′ 38.0632″
8	34° 27′ 02.2646″	132° 26′ 38.9286″
9	34° 27′ 01.2114″	132° 26′ 38.4763″

ロ　広島県広島市安佐南区山本町の区域内の土地のうち、次の十点から十二点までを順次結んだ線及び十点と十二点を令和四年国土交通省告示第千二百二十六号で指定した同号一に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
10	34°27′03.8974″	132°26′32.1594″
11	34°27′03.5658″	132°26′31.7283″
12	34°27′03.8521″	132°26′31.5615″

○国土交通省告示第二十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年一月九日

国土交通大臣　金子　恭之

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

鹿島川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和三十五年建設省告示第千六十五号で指定した鹿島川に掲げる土地の区域を除く。）

福井県南条郡南越前町大桐

七二字戸谷口	八番	一号	
六九字牛尾谷口	六番	三号	
七〇字牛尾谷	五番	二号	
七三字戸谷	九番地先	十号	
九七字嵩谷	一番四七番地先	十一号	
九八字中戸谷	一番五一	七号から九号まで	
一〇三字堂谷口	一番二	四号	

福井県南条郡南越前町山中

二字浄連出	一番	五号及び六号

二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

七重谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和三十五年建設省告示第千六十五号で指定した七重谷川に掲げる土地の区域を除く。）

福井県南条郡南越前町大桐

一〇八字向川原	三一番	一号
	三〇番	二号
	一九番	三号
三字膳所後所	五番	六号
四字口道字二保	二番一	四号
一〇六字北七重谷	五番三	七号及び八号
	五番一〇三	五号

官庁報告

文　教

日本学士院会員候補者の推薦について

日本学士院は、日本学士院会員選定規則第２条の規定により、令和７年12月12日開催の第1194回総会において、下記により日本学士院会員の補充を行うことを決定しました。会員候補者を推薦される場合には、「日本学士院会員選定規則（抄）」を参照の上、期間内に本院に御提出ください。

令和８年１月９日　　日本学士院長　野依　良治

記

１．各部、各分科において補充すべき会員の数

第１部（人文科学部門）

第１分科（文学・史学・哲学）	３名以内
第２分科（法律学・政治学）	２名以内
第３分科（経済学・商学）	２名以内

第２部（自然科学部門）

第４分科（理学）	２名以内
第５分科（工学）	１名以内
第６分科（農学）	３名以内
第７分科（医学・薬学・歯学）	２名以内
計	15名以内

２．書類の提出期間　令和８年１月13日から２月28日まで（消印有効）

３．必要書類

⑴　推薦書（別紙様式）

⑵　履歴（学歴、職歴、賞罰等について概要を記載する。）

⑶　主要な学術上の業績（その大要を記載する。）

⑷　主要な著書及び論文の目録（簡単な解説を附する。）

４．書類の提出方法

⑴　オンラインフォーム

以下のＵＲＬを御確認ください。

https://www.japan-acad.go.jp/japanese/news/2026/010901.html

⑵　郵送

下記宛に御提出ください。

〒110―0007　東京都台東区上野公園７―32　日本学士院

※Ａ４判、正副２通、１通はコピー可

別記様式

日本学士院会員候補者推薦書

１．被推薦者氏　　名

１．本　　籍　都道府県名のみ記す。

１．住　　所　〒

１．生年月日

１．現職（若しくは最終の職）

１．専攻学科目

１．所属すべき分科の指定

上記○○○○氏を学術上功績顕著な科学者と認め日本学士院会員候補者に推薦します。

年　　月　　日

（推薦者が学術団体である場合）

推　　薦　　者

学術団体名及び所在地

代表者

氏　名　（団体における地位、役名等頭書）

住　所

日本学士院長　殿

（推薦者が日本学士院会員である場合）

推　　薦　　者
日本学士院会員（第○部第○分科所属）
氏　名
住　所

日本学士院長　殿

（推薦者が日本学術会議会員である場合）

推　　薦　　者
日本学術会議会員（第○部所属）
氏　名
住　所

日本学士院長　殿

日本学士院会員選定規則（抄）

（候補者の推薦）

第３条　日本学士院会員候補者の推薦をなし得る者は次のとおりとする。

⑴　学術機関（大学の各学部及び研究所を含む。）及び学会（学術機関及び学会を以下「学術団体」という。）

⑵　日本学士院会員

⑶　日本学術会議会員

２　前項の推薦資格者は、各学術団体又は各個人ごとに候補者１名を推薦することができる。

３　日本学士院会員と日本学術会議会員との２つの資格を有する者が候補者を推薦する場合には、日本学士院会員の資格をもってこれを行うものとする。

４　日本学士院会員は、その所属する分科の候補者に限り推薦することができる。

５　日本学術会議会員は、その所属する部に相当する分科の候補者に限り推薦することができる。

６　推薦者は、次の事項を記載した推薦書を、日本学士院長に提出しなければならない。

⑴　被推薦者の氏名、本籍（都道府県名のみ記す。）及び住所

⑵　所属すべき分科

⑶　推薦者の氏名（学術団体の場合にはその代表者とし、その代表者の団体における地位、役名等を記載する。）

⑷　履歴（概要でよい。）

⑸　主要な学術上の業績（その大要を記載する。）

⑹　主要な著書及び論文の目録（簡単な解説を附する。）

７　推薦書は、別記の書式による。

８　推薦には本人の承諾を必要としない。但し、本人はこれを辞退することができる。

９　推薦書は、あらかじめ公示された期間内に、日本学士院事務室あてに提出しなければならない。

10　送付による推薦書が期間経過後に到達したときは、郵便の消印等により、期間内の発信を確認し得る場合に限り、期間内に提出されたものとみなす。

11　推薦書が期間経過後に提出された場合には、これを受理しない。推薦書がいちじるしく要件を欠くときも同様である。

12　提出した推薦書に不備があるときは、推薦者はこれを補正しなければならない。

13　選考委員会が、補正を条件として推薦書を受理した場合において、委員会の定める期間内に補正しないときは、その受理を無効とする。

（被推薦者）

第４条　推薦される候補者は、学術上功績顕著な科学者でなければならない。その資格の判定は選考委員会の審査による。

公　告

諸　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止

破産手続廃止及び免責許可決定

免責許可決定

小規模個人再生による再生計画認可

都市計画事業公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定に基づき、次のとおり公告します。

令和８年１月９日

首都高速道路株式会社

代表取締役社長　寺山　　徹

１　都市計画事業の種類及び名称　東京都市計画道路事業都市高速道路第１号線

２　施行者の名称　首都高速道路株式会社

３　事務所の所在地　東京都千代田区霞が関一丁目４番１号

４　事業地の所在

収用の部分　大田区大森南五丁目、東糀谷六丁目、羽田空港一丁目及び羽田旭町各地内

使用の部分　大田区大森南五丁目及び羽田空港一丁目各地内

会社その他の公告

解散公告

当社は、令和七年十二月三日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月九日

北海道北斗市谷好一丁目一五一番

奥尻鉱業株式会社

代表清算人　大川　滋之

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日に解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月九日

札幌市中央区北一条西三丁目二番地

株式会社Ｊファーム苫小牧

代表清算人　石島　武

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月九日

宮城県亘理郡亘理町吉田字作田八〇番地

株式会社フェスタ企画

代表清算人　小野　賢二

解散公告

当社は、令和七年十二月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月九日

埼玉県三郷市新三郷ららシティ一丁目九番一号

三和冷熱工業株式会社

代表清算人　須藤ゆき子

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月九日

埼玉県越谷市大字大道二四七番地二

有限会社染谷空調サービス

清算人　染谷　博

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月九日

埼玉県越谷市レイクタウン七丁目一九番地一

合同会社ＭＡＴ

清算人　玉井　健生

解散公告

当社は、令和七年十二月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月九日

東京都港区元赤坂一丁目一番七号

合同会社Ｇｅｎ１

清算人　野坂　照光

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月九日

東京都港区元赤坂一丁目一番七号

一般社団法人Ｇｅｎ１

代表清算人　野坂　照光

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により同日解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月九日

東京都練馬区関町南二丁目一五番四号

伸栄電気株式会社

代表清算人　本間　未榮

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月九日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

一般社団法人オルタナ２３

代表清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月九日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内　合同会社オルタナ２３

清算人　内山隆太郎

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月九日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内　一般社団法人オルブン

代表清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月九日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内　合同会社オルタナ２３

清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月九日

東京都千代田区丸の内一丁目一番一号東京共同会計事務所内　合同会社オルタナ１１

清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日に解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月九日

東京都千代田区丸の内一丁目一番一号

株式会社ＬｗＮ

代表清算人　石本　忠次

解散公告

当社は、社員総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月九日

東京都中央区銀座一丁目六番一一号土志田ビルディング三Ｆ

箱根プロパティーズ特定目的会社

代表清算人　中村　武

解散公告

当社は、令和七年十月二日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月九日

東京都江東区東砂八丁目一九番四号ルネ南砂町リバーフィール二一八

ＰＲＥＳＥＮＣＥ合同会社

清算人　御前　尊

解散公告

当社は、令和七年十二月十二日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月九日

東京都港区虎ノ門四丁目一番一三号プライムテラス神谷町五階

北海道洋上風力開発合同会社

清算人　ゴードン・ジョン・ホワイト

清算人　中森　康之

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日に解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月九日

東京都板橋区赤塚六丁目一三番一〇号

有限会社大成洋装

清算人　高坂　章

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月九日

東京都大田区東雪谷五丁目二〇番六号

有限会社任雁音楽室

清算人　任　雁

解散公告

当社は、株主総会の決議により令和七年十二月一日に解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月九日

東京都渋谷区桜丘町一六番一三号

株式会社ＤＥＳＯＵＬ

代表清算人　ズゥ・イミン

解散公告

当社は、令和七年十二月十八日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月九日

東京都千代田区九段南三丁目七番七号成和綜合会計事務所内　合同会社日神１０

清算人　荒川　真司

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月九日

東京都渋谷区恵比寿西二丁目四番八号ウィンド恵比寿ビル八Ｆ　株式会社ｓｔａｋｅ

代表清算人　渡邉裕次郎

解散公告

当法人は、令和七年十二月十九日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月九日

東京都千代田区九段南三丁目七番七号成和綜合会計事務所内　一般社団法人藤沢開発

代表清算人　荒川　真司

解散公告

当社は、令和七年十二月十日、総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月九日

東京都北区田端新町一丁目七―一四ビズフィールド西日暮里三〇二

合同会社ニャニャショップ

代表清算人　李　碧茵

解散公告

当社は、令和七年十二月十八日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月九日

東京都台東区台東一丁目一二番二号二〇四号室

Ｄｒｅａｍ　Ｃｈａｎｎｅｌ合同会社

代表清算人　楊　思潔

解散公告

当社は、社員総会の決議により令和七年十二月三十一日付で解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月九日

東京都港区六本木一丁目六番一号泉ガーデンタワー　ＡＣＰレジデンス特定目的会社

代表清算人　中村　武

解散公告

当法人は、社員総会の決議により令和七年十二月三十一日付で解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月九日

東京都港区六本木一丁目六番一号泉ガーデンタワー　ＡＣＰ１一般社団法人

代表清算人　中村　武

解散公告

当社は、総社員の同意により令和七年十二月三十一日付で解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月九日

東京都港区六本木一丁目六番一号泉ガーデンタワー　ＡＣＰ１合同会社

清算人　中村　武

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月九日

東京都墨田区東駒形一丁目六番一一号

株式会社トクシン建設

代表清算人　齋藤　眞一

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月九日

東京都江戸川区東小岩三丁目一一番一六号

株式会社睦塗装

代表清算人　日暮　幸夫

解散公告

当社は、令和七年十一月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月九日

東京都港区東麻布一丁目二三番五号ＰＭＣビル二Ｆ　ポクセル・ジャパン株式会社

代表清算人　マーシャル　メーシニャック

解散公告

当社は、令和七年十二月十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月九日

東京都豊島区東池袋一丁目二五番八号

東京海上日動あんしんサポート株式会社

代表清算人　福田　信勝

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月九日

東京都杉並区高井戸東三丁目九番一〇―三四七号　BioLogiQ Japan合同㐂社

清算人　三浦　重信

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月九日

東京都新宿区四谷四丁目一三番地七

株式会社経済産業新報社

代表清算人　高橋　成知

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月九日

東京都千代田区神田錦町三丁目七番地二

Ｅａｓｔｅｒｎ　Ｗｉｎｄ　ＪＰ合同会社

清算人　イースターン・ウィンド・エスジー・ピーティーイー・エルティーディー

職務執行者　フローデ・ストロモ

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月九日

東京都港区赤坂四丁目一三番五号赤坂オフィスハイツ　株式会社Ｗｉｌｄ

代表清算人　宮田　大志

解散公告

当社は、令和七年十二月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月九日

東京都中央区日本橋三丁目四番一号

株式会社プロップストレッチ

代表清算人　大木　貞宏

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月九日

東京都千代田区内幸町二丁目一番六号

合同会社ＫＲＦ１０８

清算人　一般社団法人ＫＲＦ１０８

職務執行者　中津　正憲

解散公告

当社は、令和七年十二月四日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月九日

東京都目黒区中町二丁目四八番七―二一二号

合同会社夢千華

代表清算人　古川千恵子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月九日

東京都葛飾区堀切二丁目五四番一五号

株式会社岬造園

代表清算人　小鹿　昭

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月九日

東京都港区北青山三丁目五番一四号青山鈴木硝子ビル六階　デセデジャパン株式会社

代表清算人　ドゥットヴィラー・コンラート

解散公告

当社は、令和七年十二月十日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月九日

東京都台東区上野三丁目一四番二号Ueno-yours-2nd四〇三号　株式会社ゼンジェス

代表清算人　李　眞　熙

解散公告

当社は、令和七年十二月十七日開催の株主総会の決議により、同月二十日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月九日

神奈川県茅ヶ崎市赤松町五番二一号

フジアルテック株式会社

代表清算人　奥野真由美

解散公告

当社は、令和七年十二月九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月九日

横浜市磯子区西町五番二〇号

八興開発株式会社

代表清算人　永井　康雄

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月九日

神奈川県川崎市高津区下作延六丁目二一番一号

やくも株式会社

代表清算人　徳永　愛子

解散公告

当法人は、令和七年十一月三十日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月九日

神奈川県横浜市青葉区鉄町二一〇二―五　Ｂ二〇一

合同会社りんご

清算人　大高　勇気

解散公告

当法人は、令和七年十二月十日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月九日

富山市稲荷元町二丁目一一番の一号

一般社団法人とやまライフデザイン研究所

代表清算人　島田　彰一

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月九日

長野県岡谷市東銀座一丁目一一番五号

有限会社増澤石油

清算人　増沢　達也

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月九日

静岡県田方郡函南町平井一七五三番地の八　一七

株式会社ピープロ

代表清算人　大城真由子

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月九日

静岡県浜松市中央区中央一丁目三番六号浜松イーストセブン二〇四号　有限会社鈴陽

清算人　須甲　正乃

解散公告

当社は、株主総会の決議により令和七年十一月三十日に解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月九日

愛知県一宮市末広二丁目二七番六号

晋復自動車有限会社

清算人　服部　浩子

解散公告

当社は、令和七年十二月十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月九日

愛知県名古屋市瑞穂区須田町二番五六号

ＮＧＫ　Ｎｅｗ　Ｂｕｓｉｎｅｓｓ株式会社

代表清算人　武田　龍悟

解散公告

当社は、令和七年十二月八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月九日

大阪府泉南市樽井七丁目二八番二六号

株式会社ストラテジック

代表清算人　土佐　陸斗

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月九日

大阪府堺市中区伏尾二九三三番地一

株式会社ウォーク

代表清算人　川嶋　進

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月九日

大阪府大阪市北区天満二丁目一―一二天満橋ＳＥビル四Ｆ

株式会社スタートリリオンジャパン

代表清算人　高　陳　燕

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月九日

大阪府高槻市栄町二丁目一四番一五号

株式会社友**真**

代表清算人　三木　**真**人

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月九日

大阪府吹田市広芝町一六番一九号江坂広芝ビル五〇二号

株式会社ＳＵＮ・ＥＺ　ＦＬＥＸ　ＪＡＰＡＮ

代表清算人　呉　**炬**周

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月九日

大阪市中央区南船場三丁目二番二八号ＮＩＰＰＯタイヨービル五一一号

株式会社ＢＯＮＤ

代表清算人　髙杉　武史

解散公告

当社は、令和八年一月八日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月九日

大阪市中央区高麗橋四丁目三番七号淀屋橋総合会計内　合同会社中之島リーシング

代表清算人　安田祐一郎

解散公告

当社は、令和七年十二月二十二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月九日

大阪府大阪市北区梅田一丁目三番一号大阪駅前第一ビル八階　ジャフテック株式会社

代表清算人　中津　隆

解散公告

当組合は、令和七年十二月十日開催の臨時組合総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月九日

大阪府八尾市南本町七丁目六番六号

ＨＡＰＰＹ協同組合

代表清算人　西田　優美

解散公告

当社は、令和七年十二月十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月九日

大阪市中央区高津一丁目四番六―八〇二号

株式会社ＰＢＣエンターテインメント

代表清算人　坂本　寛起

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月九日

大阪府寝屋川市池田一丁目三一番一号

株式会社ＭＫＩ

代表清算人　森﨑　清美

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月九日

兵庫県宝塚市栄町二丁目一一番七号宝塚ティム四〇二号

有限会社オーシャン

清算人　平川　ユミ

解散公告

当法人は、令和七年十一月十五日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月九日

兵庫県神戸市中央区山本通五丁目三番地の六

特定非営利活動法人ＧＲＯＷＩＮＧ　ＵＰ

清算人　藤原　優

解散公告

当法人は、令和七年十二月一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月九日

奈良県奈良市都祁友田町九三七番地

ＮＰＯ法人大和高原やまべの開拓魂を知ってください　清算人　長嶺　誠

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月九日

和歌山県橋本市高野口町名倉二八〇番地

有限会社ミルク

清算人　守内　裕美

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月九日

岡山県倉敷市粒江二一二七番地四

パアル株式会社

代表清算人　大西　由香

解散公告

当社は、令和七年十二月十二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月九日

広島県呉市光町一五番六号

株式会社クレスイ食品

代表清算人　大島　淳稔

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月九日

山口県防府市大字下右田七四八番

石田木工有限会社

清算人　石田　和則

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月九日

福岡市中央区唐人町三丁目七番三号

有限会社ピドギア

清算人　林　友一

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月九日

福岡県太宰府市高雄一丁目三六六八番地五

オトナリホーム株式会社

代表清算人　乙成　雅英

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月九日

福岡市南区長丘一丁目一五番一六号

有限会社江崎会計センター

清算人　江嵜真知子

第18期決算公告

令和８年１月９日

埼玉県所沢市小手指町一丁目１番地４

Ｐ・Ｒ保険パートナーズ株式会社

代表取締役　安永　久人

貸借対照表の要旨

（令和７年９月30日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	397
	固定資産	7
	合計	405
負債及び純資産の部	流動負債	26
	株主資本	379
	資本金	30
	利益剰余金	349
	その他利益剰余金	349
	（うち当期純利益）	(20)
	合計	405

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月九日

福岡市博多区博多駅南一丁目七番二八号
株式会社アート・コーポレーション
代表清算人　井元　美穂

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月九日

北九州市小倉北区魚町二丁目三番一六号
有限会社シャルム洋装店
清算人　都留　実

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月九日

北九州市戸畑区西大谷二丁目一〇番三六号
有限会社桜井設備
清算人　櫻井　惠子

解散公告

当社は、令和七年十二月十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月九日

北九州市八幡西区金剛一丁目六番二二号
有限会社鳥越ジムメンテナンス企画
清算人　鳥越　定

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月九日

熊本県玉名市岩崎字高津原三六八番地二
株式会社ＳＢ
代表清算人　吉永　博之

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月九日

熊本県玉名市山田一六三三番地一
株式会社前畑工業
代表清算人　前畑　剛

解散公告

当社は、令和七年十二月十八日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月九日

沖縄県国頭郡今帰仁村字今泊一六四番地
合同会社なみき
清算人　比嘉美津江

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年十二月十八日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月九日

秋田県能代市字下瀬三〇番地四
医療法人芙蓉会
清算人　関口　一彦

解散公告（第一回）

当組合は、令和七年十二月十三日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月九日

群馬県高崎市箕郷町矢原九〇〇番地三
農事組合法人卜神稚蚕共同飼育組合
清算人　石川　敬一

解散公告（第一回）

当組合は、令和七年十二月十九日大阪府知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月九日

大阪府豊中市新千里東町三丁目三番一二〇―一〇六号
新千里東町近隣センター地区市街地再開発組合
代表清算人　丹羽　通修

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年七月十日開催の社員総会の決議並びに大阪府知事の認可により、令和七年十二月十九日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月九日

大阪府池田市室町五番五号
医療法人岡﨑内科
清算人　岡﨑　欣一

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年七月一日開催の社員総会の決議並びに大阪府知事の認可により、令和七年十二月十九日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月九日

大阪府寝屋川市松屋町一〇番二六号
医療法人ひえじま医院
清算人　日衞嶋禎介

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年七月十八日開催の社員総会の決議並びに大阪府知事の認可により、令和七年十二月十九日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月九日

大阪府交野市藤が尾四丁目一六番一〇号
医療法人はと産婦人科
清算人　波戸　良光

解散公告（第一回）

当組合は、令和七年十二月十四日開催の定時組合総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月九日

福岡県八女市黒木町笠原七四五八番地四
農事組合法人八女茶工房笠原
清算人　浅田　義博

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年五月二十四日開催の責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年一月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月九日

三重県四日市市平尾町一一九番地　平安寺
清算人　津田　光彰

第４期決算公告　令和８年１月９日

東京都港区港南２―15―１品川インターシティＡ棟22階ＳＰＲＯＵＮＤ内
株式会社ＩｎｓｉｇｈｔＸ
代表取締役　中沢　弘樹

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	37,018
	固定資産	40,297
	繰延資産	210
	資産合計	**77,525**
負債及び純資産の部	流動負債	13,890
	固定負債	79,654
	株主資本	△116,019
	資本金	2,000
	利益剰余金	△118,019
	その他利益剰余金	△118,019
	（うち当期純損失）	(49,821)
	新株予約権	100,000
	負債・純資産合計	**77,525**

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年六月八日開催の臨時社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年一月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月九日

山口県周南市慶万町一番一九号
医療法人社団千治松呼吸器循環器内科
清算人　千治松洋一

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年八月一日開催の社員総会の決議並びに神奈川県知事の認可により、令和七年十一月二十八日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年一月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月九日

神奈川県伊勢原市伊勢原三丁目一一番七号
医療法人社団大野歯科医院
清算人　大野　友秀

解散公告（第三回）

当組合は、令和七年十二月一日岐阜県知事の認可により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年一月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月九日

岐阜県本巣市佐原二四九番地
佐原生産森林組合
清算人　浅野　秀治

解散公告（第三回）

当法人は、令和六年九月六日責任役員会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年一月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月九日

名古屋市名東区照が丘一〇三番地の一
（清算人住所　名古屋市名東区朝日が丘四〇番地レジデンスアルファ二B号）
宗教法人法乗院
清算人　三輪　菊江

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年五月三十一日開催の社員総会の決議並びに松山市長の認可により、令和七年十二月一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年一月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月九日

愛媛県松山市竹原四丁目二番六二号
医療法人ツバキ歯科
清算人　猪野恵一郎

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年十一月二十六日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年一月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月九日

愛媛県大洲市新谷町甲九六番地松葉屋ビル二F
医療法人浩寿会
清算人　中村佳寿美

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年八月一日開催の臨時社員総会の決議並びに福岡県知事の認可により、令和七年十二月十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年一月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月九日

福岡市早良区荒江三丁目一五番二一号
医療法人上月内科医院
清算人　太田　友樹

解散公告（第三回）

当組合は、令和七年十二月二十五日読谷村長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年一月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月九日

沖縄県中頭郡読谷村字楚辺二〇二五番地三
読谷村大木南土地区画整理組合
清算人代表　長濱　宗則

債務引受に係るお知らせ

東日本高速道路株式会社社債の債権者各位

東日本高速道路株式会社第75回、第77回及び第98回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付）につきましては、令和七年十二月二十六日付で、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が債務引受を行い、東日本高速道路株式会社と連帯して弁済の責めを負うことになり、社債管理者は、右記社債にかかる管理委託契約の関連条項を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承認したことを確認いたしましたのでお知らせいたします。

令和八年一月九日

神奈川県横浜市西区高島一丁目一番二号
独立行政法人日本高速道路保有・
債務返済機構
理事長　高松　勝

東京都千代田区霞が関三丁目三番二号
東日本高速道路株式会社
代表取締役社長　由木　文彦

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第７条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

令和８年１月９日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①大日恒産株式会社　②東京都知事(9)51955　③代表取締役　杉田博　④東京都千代田区神田須田町２―17―４山梅ビル302号室　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都千代田区神田須田町２―17―４山梅ビル302号室　大日恒産株式会社　代表取締役　杉田真一

①株式会社トリニティ・イデア　②東京都知事(3)92797　③代表清算人　長坂英樹　④東京都千代田区麹町三丁目12番５号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都港区芝浦四丁目５番４号　トーセイ株式会社　代表取締役　山口誠一郎

①関電ファシリティーズ株式会社　②国土交通大臣(10)3390　③代表取締役　近藤忠司　④主たる事務所　大阪府大阪市中央区城見二丁目１番61号　廃止した従たる事務所　東京都中央区京橋１丁目11番１号関電不動産八重洲ビル３階　⑤500万円　⑥近畿地方整備局長　⑦大阪府大阪市中央区城見二丁目１番61号　関電ファシリティーズ株式会社　代表取締役　近藤忠司

第７期決算公告　令和７年12月18日
神奈川県藤沢市藤沢89番地の１
メイキビル601
株式会社不動産プラットフォーム研究所
代表取締役　藤吉　真史
貸借対照表の要旨
（令和７年９月30日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	382,865,953
	固定資産	14,921,436
	合計	397,787,389
負債及び純資産の部	流動負債	331,059,323
	固定負債	9,100,000
	株主資本	57,628,066
	資本金	30,000,000
	利益剰余金	46,300,353
	その他利益剰余金	46,300,353
	（うち当期純利益）	(2,576,337)
	自己株式	△18,672,287
	合計	397,787,389

第１期決算公告　令和７年12月17日
東京都大田区平和島六丁目１番１号
Starlight Engine株式会社
代表取締役　世古　圭
貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	16,624
	資産合計	16,624
負債及び純資産の部	流動負債	1,131
	株主資本	15,492
	資本金	10,000
	資本剰余金	10,000
	資本準備金	10,000
	利益剰余金	△4,507
	その他利益剰余金	△4,507
	（うち当期純損失）	(4,507)
	負債・純資産合計	16,624

第16期決算公告　令和８年１月９日
東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目27番５号
リンクスクエア新宿16階
ホテルベッズ・ジャパン株式会社
代表取締役　枡本　達雄
貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	137,975
	固定資産	8,593
	資産合計	146,568
負債及び純資産の部	流動負債	52,474
	負債合計	52,474
	株主資本	94,093
	資本金	500
	利益剰余金	93,593
	その他利益剰余金	93,593
	（うち当期純利益）	(19,063)
	純資産合計	94,093
	負債・純資産合計	146,568

第55期決算公告　令和８年１月９日
京都市上京区千本通元誓願寺上る南辻町369番地の３
株式会社ケーケーシー情報システム
代表取締役社長　松下　直弘
貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,558,012
	固定資産	2,729,895
	繰延資産	313
	合計	4,288,220
負債及び純資産の部	流動負債	1,000,170
	固定負債	1,199,336
	株主資本	2,088,714
	資本金	100,000
	資本剰余金	15,000
	利益剰余金	1,973,714
	その他利益剰余金	1,959,190
	（うち当期純利益）	(108,024)
	合計	4,288,220

第14期決算公告
令和８年１月９日
愛知県海部郡飛島村金岡29番地
株式会社アイエス
代表取締役　石島　昭彦
貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	221,293
	固定資産	94,371
	合計	315,664
負債及び純資産の部	流動負債	90,555
	固定負債	187,240
	株主資本	37,869
	資本金	12,000
	利益剰余金	25,869
	その他利益剰余金	25,869
	（うち当期純損失）	(39,478)
	合計	315,664

第86期決算公告
令和７年11月27日
静岡県三島市南二日町８番39号
山本建設株式会社
代表取締役　山本　良一
貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	3,855
	固定資産	1,196
	資産合計	5,052
負債及び純資産の部	流動負債	1,189
	固定負債	256
	株主資本	3,605
	資本金	70
	利益剰余金	3,535
	利益準備金	17
	その他利益剰余金	3,518
	（うち当期純利益）	(181)
	負債・純資産合計	5,052

第５期決算公告　令和８年１月９日
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町８
京都三井ビルディング５階
プライムロード株式会社
代表取締役社長　吉川　友貞
貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	69,424
	固定資産	137,404
	合計	206,828
負債及び純資産の部	流動負債	43,073
	固定負債	48,431
	株主資本	115,323
	資本金	72,075
	資本剰余金	72,075
	資本準備金	72,075
	利益剰余金	△28,826
	その他利益剰余金	△28,826
	（うち当期純損失）	(18,049)
	合計	206,828

第12期決算公告
令和８年１月９日
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町８
京都三井ビルディング５階
株式会社ストーンフリー
代表取締役社長　小林　孝史
貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	64,642
	固定資産	171
	資産合計	64,813
負債及び純資産の部	流動負債	5,203
	固定負債	50,000
	株主資本	9,610
	資本金	52,300
	利益剰余金	△42,689
	その他利益剰余金	△42,689
	（うち当期純利益）	(17,788)
	負債・純資産合計	64,813

第３期決算公告
令和８年１月９日
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町８
京都三井ビルディング５階
株式会社ＡＭＰ．ＫＹＯＴＯ
代表取締役社長　齋藤　公男
貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	68,607
	固定資産	—
	合計	68,607
負債及び純資産の部	流動負債	70
	固定負債	150,000
	株主資本	△81,462
	資本金	10,000
	利益剰余金	△91,462
	その他利益剰余金	△91,462
	（うち当期純損失）	(2,159)
	合計	68,607

第48期決算公告
令和７年12月15日
鹿児島市田上七丁目４番17号
ミドリ安全鹿児島株式会社
代表取締役　吉原　正勝
貸借対照表の要旨
（令和７年９月20日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	267,220
	固定資産	6,182
	合計	273,403
負債及び純資産の部	流動負債	231,900
	株主資本	41,502
	資本金	10,000
	利益剰余金	31,502
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	29,002
	（うち当期純利益）	(28,993)
	合計	273,403

第16期決算公告
令和８年１月９日
鹿児島市与次郎一丁目10番21号
ミイル株式会社
代表取締役　西原　一将
貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	14,998
	固定資産	49,726
	合計	64,724
負債及び純資産の部	流動負債	6,063
	株主資本	58,661
	資本金	10,000
	資本剰余金	80,401
	資本準備金	80,401
	利益剰余金	△31,739
	その他利益剰余金	△31,739
	（うち当期純利益）	(47,043)
	合計	64,724

第79期決算公告
令和７年12月11日
大阪市西淀川区千舟三丁目３番２号
心斎橋土地建物株式会社
代表取締役社長　米田　和也
貸借対照表の要旨
（令和７年９月30日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,839
	固定資産	300
	合計	2,139
負債及び純資産の部	流動負債	27
	株主資本	2,111
	資本金	10
	利益剰余金	2,101
	利益準備金	2
	その他利益剰余金	2,099
	（うち当期純利益）	(1,483)
	合計	2,139

第24期決算公告

令和８年１月９日
東京都豊島区東池袋一丁目11番６号
株式会社セレン
代表取締役　樫山　浩一

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	731,200
	固定資産	12,804
	合計	744,004
負債及び純資産の部	流動負債	147,526
	賞与引当金	3,228
	固定負債	24,086
	退職給付引当金	24,086
	株主資本	572,391
	資本金	60,000
	利益剰余金	512,391
	利益準備金	11,958
	その他利益剰余金	500,433
	（うち当期純利益）	(34,089)
	合計	744,004

第３期決算公告

令和８年１月９日
東京都板橋区前野町四丁目22番17号
株式会社ビックカメラトータルリフォーム
代表取締役　小峰　浩一

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	78,456
	固定資産	4,599
	合計	83,056
負債及び純資産の部	流動負債	66,431
	株主資本	16,625
	資本金	20,000
	利益剰余金	△3,375
	その他利益剰余金	△3,375
	（うち当期純利益）	(8,373)
	合計	83,056

第12期決算公告

令和８年１月９日
東京都渋谷区恵比寿西二丁目11番12号
株式会社ＷＩＬＢＹ
代表取締役　金子　　渉

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	536,429
	固定資産	62,957
	合計	599,386
負債及び純資産の部	流動負債	75,230
	賞与引当金	20,777
	固定負債	20,000
	株主資本	504,155
	資本金	2,000
	利益剰余金	502,155
	利益準備金	500
	その他利益剰余金	501,655
	（うち当期純損失）	(90,356)
	合計	599,386

第７期決算公告

令和７年12月18日
東京都千代田区岩本町三丁目３番３号
スマートヘッジ株式会社
代表取締役　沢田　知規

貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	134,764,572
	固定資産	157,000
	資産合計	134,921,572
負債及び純資産の部	流動負債	1,772,750
	固定負債	64,307,662
	負債合計	66,080,412
	株主資本	68,841,160
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	58,841,160
	その他利益剰余金	58,841,160
	（うち当期純利益）	(26,985,213)
	純資産合計	68,841,160
	負債・純資産合計	134,921,572

第12期決算公告

令和７年12月12日
東京都港区芝浦３丁目６番14号３階
株式会社リブ
代表取締役　松本　洋介

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	435,265
	固定資産	272,741
	資産合計	708,007
負債及び純資産の部	流動負債	348,463
	固定負債	253,119
	株主資本	104,933
	資本金	90,000
	資本剰余金	600,512
	資本準備金	600,512
	利益剰余金	△585,579
	その他利益剰余金	△585,579
	（うち当期純利益）	(13,648)
	新株予約権	1,491
	負債・純資産合計	708,007

第８期決算公告

令和８年１月９日
東京都豊島区高田三丁目23番23号
株式会社ビックカメラ楽天
代表取締役　畑中　英治

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	3,052,335
	固定資産	2,869
	合計	3,055,204
負債及び純資産の部	流動負債	2,281,499
	賞与引当金	3,366
	株主資本	773,705
	資本金	100,000
	資本剰余金	650,000
	資本準備金	375,000
	その他資本剰余金	275,000
	利益剰余金	23,705
	その他利益剰余金	23,705
	（うち当期純利益）	(81,037)
	合計	3,055,204

第７期決算公告

令和８年１月９日
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町８
京都三井ビルディング５階
株式会社クロスリアリティ
代表取締役社長　齋藤　公男

貸借対照表の要旨　（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	62,422	流動負債	5,928
固定資産	6,928	（うち賞与引当金）	(1,566)
		固定負債	113,507
		株主資本	△50,084
		資本金	150,000
		資本剰余金	150,000
		資本準備金	150,000
		利益剰余金	△350,084
		その他利益剰余金	△350,084
		（うち当期純利益）	(13,820)
資産合計	69,351	負債・純資産合計	69,351

債務引受に係るお知らせ

西日本高速道路株式会社社債の債権者各位

西日本高速道路株式会社社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付）につきましては、令和七年十二月二十六日付で、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が債務引受を行い、西日本高速道路株式会社と連帯して弁済の責めを負うことになり、社債管理者は、右記社債にかかる管理委託契約の関連条項を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承認したことを確認いたしましたのでお知らせいたします。

令和八年一月九日

神奈川県横浜市西区高島一丁目一番二号
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
理事長　高松　勝

大阪府大阪市北区堂島一丁目六番二〇号
西日本高速道路株式会社
代表取締役社長　芝村　善治

合併公告

左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、両法人の最終会計年度に係る貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年一月九日

福岡県久留米市田主丸町菅原八〇〇番地一
（甲）社会福祉法人みどりの福祉会
理事長　赤星　桂子

福岡県久留米市高良内町二五七八番地
（乙）社会福祉法人高良内福祉会
理事長　中川　秀夫

甲の貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	52,729
	固定資産	507,023
	基本財産	369,935
	その他の固定資産	137,088
	合計	559,753
負債及び純資産の部	流動負債	8,848
	固定負債	82,404
	基本金	10,000
	国庫補助金等特別積立金	166,318
	その他の積立金	66,000
	次期繰越活動増減差額	226,183
	（うち当期活動増減差額）	(39,715)
	合計	559,753

乙の貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	38,257
	固定資産	165,179
	基本財産	56,667
	その他の固定資産	108,512
	合計	203,437
負債及び純資産の部	流動負債	12,263
	固定負債	0
	基本金	29,364
	国庫補助金等特別積立金	21,342
	その他の積立金	85,300
	次期繰越活動増減差額	55,167
	（うち当期活動増減差額）	(7,315)
	合計	203,437

第 38 期 決 算 公 告

令和８年１月９日

広島県呉市倉橋町747番地の５
倉橋島海産株式会社
代表取締役　西原　一将

貸借対照表の要旨　（令和７年２月28日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	614,079	流動負債	1,115,580
固定資産	355,210	賞与引当金	2,259
		固定負債	2,652
		退職給付引当金	2,652
		株主資本	△149,295
		資本金	30,000
		利益剰余金	△179,295
		その他利益剰余金	△179,295
		（うち当期純利益）	(24,782)
		評価・換算差額等	352
		その他有価証券評価差額金	352
資産合計	969,289	負債・純資産合計	969,289

第 24 期 決 算 公 告

令和８年１月９日　兵庫県芦屋市打出小槌町８番15号２階
株式会社アイ・キューブ
代表取締役　西原　一将

貸借対照表の要旨　（令和７年２月28日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	45,005	流動負債	19,417
固定資産	164,599	賞与引当金	3,483
		固定負債	149,590
		退職給付引当金	601
		役員退職慰労引当金	35,000
		株主資本	39,994
		資本金	11,000
		利益剰余金	28,994
		その他利益剰余金	28,994
		（うち当期純利益）	(21,515)
		評価・換算差額等	603
		その他有価証券評価差額金	603
資産合計	209,604	負債・純資産合計	209,604

第 34 期 決 算 公 告

令和８年１月９日　東京都豊島区東池袋一丁目11番６号
株式会社生毛工房
代表取締役　滝口　昌雄

貸借対照表の要旨　（令和７年８月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	993,960	流動負債	305,529
固定資産	24,265	賞与引当金	26,925
		固定負債	130,734
		退職給付引当金	130,734
		株主資本	581,962
		資本金	10,000
		資本剰余金	190,000
		資本準備金	1,000
		その他資本剰余金	189,000
		利益剰余金	381,962
		利益準備金	2,400
		その他利益剰余金	379,562
		（うち当期純利益）	(166,757)
資産合計	1,018,225	負債・純資産合計	1,018,225

第 37 期 決 算 公 告

令和８年１月９日　埼玉県戸田市美女木五丁目19番地８
株式会社ビックロジサービス
代表取締役　吉岡　英樹

貸借対照表の要旨　（令和７年８月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,018,131	流動負債	1,919,052
固定資産	4,000,811	賞与引当金	203,313
		固定負債	2,266,684
		退職給付引当金	35,579
		株主資本	1,833,205
		資本金	40,000
		資本剰余金	20,000
		その他資本剰余金	20,000
		利益剰余金	1,773,205
		利益準備金	100
		その他利益剰余金	1,773,105
		（うち当期純利益）	(108,929)
資産合計	6,018,942	負債・純資産合計	6,018,942

第 3 期 決 算 公 告

令和８年１月９日　東京都豊島区高田三丁目23番23号
株式会社ビックデジタルファーム
代表取締役　齊藤　徳

貸借対照表の要旨　（令和７年８月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	377,970	流動負債	240,723
固定資産	24,956	賞与引当金	57,071
		固定負債	47,346
		退職給付引当金	47,346
		株主資本	114,858
		資本金	50,000
		資本剰余金	50,000
		資本準備金	50,000
		利益剰余金	14,858
		その他利益剰余金	14,858
		（うち当期純利益）	(42,150)
資産合計	402,926	負債・純資産合計	402,926

第 24 期 決 算 公 告

令和８年１月９日　東京都豊島区高田三丁目23番22号
株式会社ビック酒販
代表取締役　小堺　絢介

貸借対照表の要旨　（令和７年８月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,101,616	流動負債	1,320,817
固定資産	284,669	賞与引当金	68,011
		固定負債	305,820
		退職給付引当金	305,820
		株主資本	759,648
		資本金	50,000
		資本剰余金	75,576
		資本準備金	75,576
		利益剰余金	634,073
		その他利益剰余金	634,073
		（うち当期純利益）	(217,139)
資産合計	2,386,286	負債・純資産合計	2,386,286

第 26 期決算公告

令和８年１月９日
東京都千代田区麹町四丁目５番地20
ＫＳビル４階、７階、８階
ザイコンジャパン株式会社
代表取締役　星名　勧

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	197,042,811
	固定資産	33,972,555
	資産合計	231,015,366
負債及び純資産の部	流動負債	57,293,625
	有給休暇引当金	1,135,238
	固定負債	421,571,800
	退職給付引当金	69,747,478
	株主資本	△247,850,059
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	△257,850,059
	その他利益剰余金	△257,850,059
	（うち当期純利益）	(4,347,533)
	負債・純資産合計	231,015,366

第１期決算公告

令和８年１月９日
札幌市西区琴似二条四丁目１番24号
ヤマチビル２階

株式会社九十九
代表取締役　大隅　美歩

貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	9,467
	繰延資産	369
	合計	9,837
負債純資産の部	流動負債	61
	株主資本	9,776
	資本金	10,000
	利益剰余金	△224
	その他利益剰余金	△224
	合計	9,837

(注)　当期純損失　224千円

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九百八十万円減少し二十万円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、令和七年十一月二十七日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年一月九日

札幌市西区琴似二条四丁目一番二四号
ヤマチビル二階　株式会社九十九
代表取締役　大隅　美歩

第１期決算公告

令和８年１月９日

東京都港区港南一丁目２番70号
品川シーズンテラス
ＡＲＴＳ―４株式会社
代表取締役　水谷　光太

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	100,000
	合計	100,000
負債及び純資産の部	流動負債	5,800
	株主資本	94,200
	資本金	50,000
	資本剰余金	50,000
	資本準備金	50,000
	利益剰余金	△5,800
	その他利益剰余金	△5,800
	（うち当期純損失）	(5,800)
	合計	100,000

第72期決算公告

令和８年１月９日

青森県黒石市大字前町43番地
株式会社マルニ商店
代表取締役　鳴海　優子

貸借対照表の要旨
（令和７年５月20日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	102,287
	固定資産	1,847
	合計	104,134
負債及び純資産の部	流動負債	63,195
	株主資本	40,939
	資本金	15,000
	利益剰余金	25,939
	（うち当期純利益）	(△737)
	合計	104,134

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の事業年度に関する貸借対照表は、左記のとおりです。

令和八年一月九日

青森県黒石市大字前町四三番地
株式会社マルニ商店
代表取締役　鳴海　優子

第62期決算公告　令和７年12月12日

東京都中央区日本橋馬喰町２―７―８
株式会社岡村
代表取締役　磯部　直美

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,914,662
	固定資産	953,775
	合計	2,868,437
負債及び純資産の部	流動負債	856,620
	固定負債	747,877
	株主資本	1,263,940
	資本金	30,000
	利益剰余金	1,233,940
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	1,226,440
	（うち当期純利益）	(115,207)
	合計	2,868,437

第16期決算公告　令和８年１月９日

東京都新宿区西新宿１―25―１
新宿センタービル33階
株式会社ＲＭパートナーズ
代表取締役　正井　巨一

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	11,580,543
	固定資産	329,476
	資産合計	11,910,020
負債及び純資産の部	流動負債	508,941
	固定負債	10,183,837
	株主資本	1,217,240
	資本金	100,000
	利益剰余金	1,117,240
	その他利益剰余金	1,117,240
	（うち当期純利益）	(696,327)
	負債・純資産合計	11,910,020

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億円、資本準備金の額を一億円増額し、同時に資本金の額を一億円、資本準備金の額を一億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年一月九日

東京都新宿区西新宿一―二五―一新宿センタービル三三階
株式会社ＲＭパートナーズ
代表取締役　正井　巨一

第43期決算公告　令和７年12月12日

東京都中央区日本橋馬喰町２―７―８
東幸通商株式会社
代表取締役　磯部　直美

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,199,515
	固定資産	89,483
	合計	2,288,998
負債及び純資産の部	流動負債	661,540
	固定負債	―
	株主資本	1,627,458
	資本金	20,000
	利益剰余金	1,607,458
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	1,602,458
	（うち当期純利益）	(89,417)
	合計	2,288,998

第４期決算公告

令和８年１月９日

大阪府吹田市山田丘２番８号
株式会社ＥＸ―Ｆｕｓｉｏｎ
代表取締役　松尾　一輝

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,559,171
	固定資産	24,932
	合計	1,584,103
負債及び純資産の部	流動負債	72,697
	固定負債	47,008
	株主資本	1,464,398
	資本金	100,000
	資本剰余金	2,951,345
	資本準備金	2,951,345
	利益剰余金	△1,586,947
	その他利益剰余金	△1,586,947
	（うち当期純損失）	(834,510)
	合計	1,584,103

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十三億三千九百七万六千八百四十八円減少し、減少する資本金の全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年一月九日

大阪府吹田市山田丘二番八号
株式会社ＥＸ―Ｆｕｓｉｏｎ
代表取締役　松尾　一輝

第57期決算公告　令和７年12月12日

東京都中央区日本橋馬喰町２―７―８
株式会社岡村総業
代表取締役　磯部　直美

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	822,414
	固定資産	969,780
	合計	1,792,194
負債及び純資産の部	流動負債	452,962
	固定負債	303,276
	株主資本	1,035,956
	資本金	50,000
	利益剰余金	985,956
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	973,456
	（うち当期純利益）	(76,429)
	合計	1,792,194

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千万円減少し、一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年一月九日

愛媛県今治市恵美須町二丁目四番地六号
小松海運株式会社
代表取締役　別宮　泰名

第62期決算公告　令和８年１月９日

愛媛県今治市恵美須町二丁目４番地６号
小松海運株式会社
代表取締役　別宮　泰名

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	625,359
	固定資産	8,327,857
	合計	8,953,216
負純資産及び部	流動負債	276,650
	固定負債	10,832,179
	株主資本	△2,155,613
	資本金	30,000
	利益剰余金	△2,185,613
	その他利益剰余金	△2,185,613
	（うち当期純損失）	(265,236)
	合計	8,953,216

第９期決算公告　令和８年１月９日

宮城県栗原市若柳字大林新寺浦１番地
株式会社ハイレックス宮城
代表取締役　岡田　政志

貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	749,296
	固定資産	799,870
	合計	1,549,166
負純資産及び部	流動負債	987,491
	固定負債	719,577
	株主資本	△157,902
	資本金	499,000
	資本剰余金	499,000
	資本準備金	499,000
	利益剰余金	△1,155,902
	その他利益剰余金	△1,155,902
	（うち当期純損失）	(13,543)
	合計	1,549,166

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千五百万円減少し、五百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年一月九日

愛媛県四国中央市三島宮川四丁目一〇番五〇号
株式会社井原組
代表取締役　井原　育子

第50期決算公告　令和８年１月９日

愛媛県四国中央市三島宮川四丁目10番50号
株式会社井原組
代表取締役　井原　育子

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	44,582
	固定資産	18,929
	合計	63,512
負純資産及び部	流動負債	194
	固定負債	77,548
	株主資本	△14,231
	資本金	20,000
	利益剰余金	△34,231
	利益準備金	500
	その他利益剰余金	△34,731
	（うち当期純損失）	(17,151)
	合計	63,512

第26期決算公告

令和７年12月12日
東京都千代田区有楽町二丁目２番１号
株式会社スプー
代表取締役社長　林　博久

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	20,485
	固定資産	54
	資産合計	20,539
負純資産及び部	流動負債	11,682
	負債合計	11,682
	株主資本	8,857
	資本金	10,000
	利益剰余金	△ 1,142
	その他利益剰余金	△ 1,142
	（うち当期純利益）	(8,028)
	純資産合計	8,857
	負債・純資産合計	20,539

第５期決算公告　令和８年１月９日

東京都渋谷区代々木四丁目62番７号
パークハウス代々木参宮橋103
株式会社Ｃｉｔａｄｅｌ　Ａｌ
代表取締役　小林　裕宜

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	718
	固定資産	60
	合計	778
負純資産及び部	流動負債	132
	（賞与引当金）	(7)
	固定負債	2
	株主資本	643
	資本金	100
	資本準備金	457
	利益剰余金	85
	その他利益剰余金	85
	（うち当期純利益）	(73)
	合計	778

第　22　期　決　算　公　告

令和８年１月９日　東京都港区虎ノ門二丁目６番１号
Ｌｕｍｉｎａ特定目的会社
取締役　山﨑　亮雄

貸借対照表の要旨
（令和７年９月20日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
特定資産	10,166	流動負債	74
流動資産	198	固定負債	10,065
固定資産	9,968	負債合計	10,140
有形固定資産	9,960	社員資本	204
投資その他の資産	7	特定資本金	338
その他の資産	178	優先資本金	396
流動資産	109	剰余金	△529
繰延資産	68	当期未処理損失	529
		純資産合計	204
資産合計	10,344	負債・純資産合計	10,344

損益計算書の要旨
（自　令和６年９月21日　至　令和７年９月20日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	558
営業費用	714
営業損失	155
営業外収益	9
経常損失	146
税引前当期純損失	146
法人税、住民税及び事業税	0
当期純損失	146

第１期決算公告　令和８年１月９日

東京都港区元麻布三丁目１番６号
Axpo Solutions Japan株式会社
代表取締役　ホーコン・ローネ

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	38,064
	固定資産	10,528
	合計	48,592
負純資産及び部	流動負債	11,446
	（賞与引当金）	(2,003)
	固定負債	70,000
	株主資本	△32,853
	資本金	1,500
	資本剰余金	1,500
	資本準備金	1,500
	利益剰余金	△35,853
	その他利益剰余金	△35,853
	（うち当期純損失）	(35,853)
	合計	48,592

第　１　期　決　算　公　告

2026年１月９日

東京都新宿区下宮比町１番４号
特定目的会社ニセコリゾートホテル
取締役　石田　泉

貸借対照表の要旨
（2025年９月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
特定資産の部	4,335,263	流動負債	34,704
固定資産	4,335,263	負債の部合計	34,704
その他の資産の部	395,356	社員資本	4,695,914
流動資産	395,356	特定資本金	100
		優先資本金	4,700,000
		剰余金	△4,185
		当期未処理損失	4,185
		純資産の部合計	4,695,914
資産合計	4,730,619	負債・純資産合計	4,730,619

損益計算書の要旨
（自　2025年６月10日　至　2025年９月30日）
（単位：千円）

科目	金額
営業費用	3,947
営業損失	3,947
経常損失	3,947
税引前当期純損失	3,947
法人税、住民税及び事業税	237
当期純損失	4,185
当期未処理損失	4,185

第２期決算公告

令和８年１月９日
東京都港区元麻布三丁目１番６号
Axpo Japan株式会社
代表取締役　ホーコン・ローネ

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	330,010
	固定資産	34,709
	合計	364,720
負債及び純資産の部	流動負債	353
	株主資本	364,366
	資本金	1,000
	資本剰余金	382,064
	資本準備金	382,064
	利益剰余金	△18,698
	その他利益剰余金	△18,698
	（うち当期純損失）	(18,634)
	合計	364,720

第23期決算公告

令和８年１月９日
東京都豊島区南大塚三丁目10番10号
株式会社アイ・コーリング
代表取締役　洲崎　智広

貸借対照表の要旨
（令和７年２月28日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	6,172
	固定資産	19
	合計	6,191
負債及び純資産の部	流動負債	798
	株主資本	5,393
	資本金	15,000
	利益剰余金	△9,607
	その他利益剰余金	△9,607
	（うち当期純損失）	(1,157)
	合計	6,191

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五〇〇万円減少し、一〇〇〇万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年一月九日
東京都豊島区南大塚三丁目一〇番一〇号
株式会社アイ・コーリング
代表取締役　洲崎　智広

第46期決算公告

令和８年１月９日
名古屋市中川区小本本町一丁目21番地
株式会社ナガラ
代表取締役会長　早瀬　實
代表取締役社長　武原　謙二

貸借対照表の要旨
（令和７年９月20日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,193,144	流動負債	1,305,006
固定資産	1,580,074	固定負債	1,397,881
繰延資産	26,083	株主資本	96,414
		資本金	200,000
		資本剰余金	300,000
		利益剰余金	△403,585
		利益準備金	3,307
		その他利益剰余金	△406,893
		（うち当期純利益）	(12,454)
資産合計	2,799,302	負債・純資産合計	2,799,302

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億五千万円減少し、五千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年一月九日
名古屋市中川区小本本町一丁目二一番地
株式会社ナガラ
代表取締役会長　早瀬　實
代表取締役社長　武原　謙二

第22期決算公告

令和８年１月９日
大阪市住之江区新北島二丁目８番７号
株式会社アサカ食品
代表取締役　樋口佳津子

貸借対照表の要旨
（令和７年２月28日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	32,645
	固定資産	21,781
	合計	54,427
負債及び純資産の部	流動負債	12,965
	固定負債	181,295
	株主資本	△ 139,833
	資本金	10,000
	利益剰余金	△ 149,833
	その他利益剰余金	△ 149,833
	（うち当期純損失）	(11,879)
	合計	54,427

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の全ての事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和八年二月二十八日であり、甲及び乙の株主総会の承認決議は令和八年二月二十七日に予定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）左記のとおりです。

令和八年一月九日
大阪市住之江区新北島二丁目八番七号
（甲）株式会社がっつりフーズ
代表取締役　樋口佳津子
大阪市住之江区新北島二丁目八番七号
（乙）株式会社アサカ食品
代表取締役　樋口佳津子

第10期決算公告

令和８年１月９日　　東京都千代田区紀尾井町３－８
第２紀尾井町ビル903
トキワコンサルティング株式会社
代表取締役　篠村　保之

貸借対照表の要旨　（令和７年８月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	814,861	流動負債	934,853
固定資産	102,933	固定負債	14,306
繰延資産	32,732	負債合計	949,159
		株主資本	1,368
		資本金	95,000
		資本剰余金	85,000
		資本準備金	85,000
		利益剰余金	△178,631
		その他利益剰余金	△178,631
		（うち当期純損失）	(49,449)
		純資産合計	1,368
資産合計	950,527	負債・純資産合計	950,527

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は、左記の通りです。

令和八年一月九日
東京都千代田区紀尾井町三－八第二紀尾井町ビル九〇三
トキワコンサルティング株式会社
代表取締役　篠村　保之

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一七四、〇七六、七五〇円減少し、その全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載日の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年一月九日

東京都千代田区神田東松下町四一番地一
アスリートメッド株式会社
代表取締役　石嶋　正幸

第４期決算公告　令和８年１月９日
東京都千代田区神田東松下町41番地１
アスリートメッド株式会社
貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	286,722,033
	固定資産	409,329,593
	繰延資産	3,000,000
	資産合計	699,051,626
負純資産の債及び部	流動負債	170,979,807
	賞与引当金	917,666
	固定負債	66,573,918
	株主資本	461,497,901
	資本金	224,076,750
	資本剰余金	223,076,750
	資本準備金	223,076,750
	利益剰余金	14,344,401
	その他利益剰余金	14,344,401
	（うち当期純利益）	(128,267)
	負債・純資産合計	699,051,626

第４期決算公告　令和８年１月９日
大阪市西区新町三丁目６番10号
INSOU　Japan　Story株式会社
代表取締役　永田　賢弘
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	424,436
	固定資産	221,899
	合計	646,335
負純資産の債及び部	流動負債	271,808
	固定負債	151
	株主資本	374,376
	資本金	50,000
	資本剰余金	258,135
	その他資本剰余金	258,135
	利益剰余金	66,241
	その他利益剰余金	66,241
	（うち当期純利益）	(104,947)
	合計	646,335

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億円、資本準備金の額を九千万円減少し、それぞれ一千万円、八千五百万円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、令和七年十一月二十七日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年一月九日

神奈川県横浜市中区扇町三丁目八番四号
株式会社横浜エクセレンス
代表取締役　桜井　直哉

第９期決算公告　令和８年１月９日
神奈川県横浜市中区扇町三丁目８番４号
株式会社横浜エクセレンス
代表取締役　桜井　直哉
貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	257,694
	固定資産	8,349
	繰延資産	2,512
	資産合計	268,555
負純資産の債及び部	流動負債	143,172
	固定負債	30,956
	株主資本	94,427
	資本金	110,000
	資本剰余金	175,000
	資本準備金	175,000
	利益剰余金	△190,573
	その他利益剰余金	△190,573
	（うち当期純損失）	(192,372)
	負債・純資産合計	268,555

第 23 期 決 算 公 告

令和７年11月27日
兵庫県神戸市中央区江戸町98―１
株式会社インキューブ
代表取締役　大坪　修一
貸借対照表の要旨
（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	23,482
	固定資産	1,003
	合計	24,485
負純資産の債及び部	流動負債	6,812
	固定負債	25,457
	株主資本	△7,784
	資本金	10,000
	利益剰余金	△17,784
	その他利益剰余金	△17,784
	（うち当期純利益）	(1,526)
	合計	24,485

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。効力発生日は令和八年四月一日であり、両社の株主総会の承認決議は甲については令和八年一月八日に終了しております。乙については令和七年十二月三十日に終了、この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和八年一月九日

山形県米沢市中田町一九四四番地の一
（甲）テン・ソフトウェア株式会社
代表取締役　鈴木　純一
山形県米沢市中田町一九四四番地の一
（乙）株式会社一文字屋
代表取締役　鈴木　純一

第 36 期 決 算 公 告

令和８年１月９日
山形県米沢市中田町1944番地の１
テン・ソフトウェア株式会社
代表取締役　鈴木　純一
貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	227,434
	固定資産	17,368
	合計	244,802
負純資産の債及び部	流動負債	79,115
	株主資本	165,687
	資本金	10,000
	利益剰余金	162,887
	利益準備金	150
	その他利益剰余金	162,737
	（うち当期純利益）	(10,731)
	自己株式	△7,200
	合計	244,802

第 13 期 決 算 公 告

令和８年１月９日
山形県米沢市中田町1944番地の１
株式会社一文字屋
代表取締役　鈴木　純一
貸借対照表の要旨
（令和７年７月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	25,726
	固定資産	1,035
	合計	26,761
負純資産の債及び部	流動負債	10,278
	株主資本	16,483
	資本金	5,000
	利益剰余金	11,483
	その他利益剰余金	11,483
	（うち当期純利益）	(122)
	合計	26,761

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日です。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年一月九日

東京都江東区牡丹一丁目一五番五号
（甲）株式会社沖縄輸送サービス
代表取締役　高宮城実人
福岡市東区みなと香椎三丁目六番三号
（乙）株式会社九州輸送サービス
代表取締役　宇都宮　剛

決算公告　令和８年１月９日
東京都江東区牡丹一丁目15番５号
株式会社沖縄輸送サービス
代表取締役　高宮城実人
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,998,361
	固定資産	949,814
	資産合計	3,948,176
負純資産の債及び部	流動負債	1,228,962
	株主資本	2,719,424
	資本金	30,000
	利益剰余金	2,689,424
	別途積立金	30,000
	繰越利益剰余金	2,659,424
	評価差額金	△210
	その他有価証券評価差額金	△210
	（うち当期純利益）	(336,153)
	負債・純資産合計	3,948,176

決算公告　令和８年１月９日
福岡市東区みなと香椎三丁目６番３号
株式会社九州輸送サービス
代表取締役　宇都宮　剛
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,069,606
	固定資産	1,504,877
	資産合計	2,574,484
負純資産の債及び部	流動負債	679,810
	固定負債	1,282,041
	株主資本	612,632
	資本金	30,000
	資本剰余金	4,000
	その他資本剰余金	4,000
	利益剰余金	578,632
	繰越利益剰余金	578,632
	（うち当期純利益）	(38,224)
	負債・純資産合計	2,574,484

合併公告

左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、両法人の最終会計年度に係る貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年一月九日

島根県益田市高津町イ二五五九番地一

（甲）社会福祉法人暁ほほえみ福祉会

理事長　山根　崇徳

島根県益田市大草町一〇八八番地一〇

（乙）社会福祉法人益田東部福祉会

理事長　原田　茂

最終貸借対照表　令和８年１月９日

島根県益田市高津町イ2559番地１

社会福祉法人暁ほほえみ福祉会

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	217,826
	固定資産	1,068,450
	基本財産	870,583
	その他の固定資産	197,866
	合計	1,286,276
負純資産の債及び部	流動負債	97,184
	固定負債	580,245
	基本金	73,052
	国庫補助金等特別積立金	265,074
	その他の積立金	92,559
	次期繰越活動増減差額	178,162
	（うち当期活動増減差額）	(15,323)
	合計	1,286,276

最終貸借対照表　令和８年１月９日

島根県益田市大草町1088番地10

社会福祉法人益田東部福祉会

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	26,524
	固定資産	170,104
	基本財産	90,098
	その他の固定資産	80,006
	合計	196,628
負純資産の債及び部	流動負債	4,507
	固定負債	—
	基本金	25,390
	国庫補助金等特別積立金	71,704
	その他の積立金	72,740
	次期繰越活動増減差額	22,287
	（うち当期活動増減差額）	(△20,095)
	合計	196,628

吸収分割公告

左記会社は吸収分割をして甲は乙の所有する物件（栃木県さくら市喜連川借地）の事業及び株式会社三郷工業の経営権の事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲及び乙の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年一月九日

千葉県柏市豊四季一〇〇四番地

（甲）株式会社セナリオＵ・エコヴィレッジ

代表取締役　島田　秀貴

栃木県矢板市扇町二丁目五番一七号

（乙）株式会社東昭建設

代表取締役　島田　秀貴

第 13 期 決 算 公 告

令和８年１月９日

千葉県柏市豊四季1004番地

株式会社セナリオＵ・エコヴィレッジ

代表取締役　島田　秀貴

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	337,125
	固定資産	547,676
	繰延資産	3,295
	合計	888,096
負純資産の債及び部	流動負債	28,120
	固定負債	361,622
	株主資本	498,354
	資本金	5,000
	利益剰余金	493,354
	（その他利益剰余金）	(493,354)
	（うち当期純利益）	(56,520)
	合計	888,096

第 12 期 決 算 公 告

令和８年１月９日

栃木県矢板市扇町二丁目５番17号

株式会社東昭建設

代表取締役　島田　秀貴

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	571,611
	固定資産	29,024
	合計	600,635
負純資産の債及び部	流動負債	144,903
	固定負債	18,022
	株主資本	437,710
	資本金	98,000
	資本剰余金	100,000
	（その他資本剰余金）	(100,000)
	利益剰余金	239,710
	（その他利益剰余金）	(239,710)
	（うち当期純利益）	(62,780)
	合計	600,635

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年一月九日

東京都渋谷区神宮前六丁目一九番一六号

（甲）サイファー株式会社

代表取締役　藤原　雅生

東京都渋谷区神宮前六丁目一九番一六号

（乙）サイファーグループ株式会社

代表取締役　藤原　雅生

第 27 期 決 算 公 告

令和８年１月９日

東京都渋谷区神宮前六丁目19番16号

サイファー株式会社

代表取締役　藤原　雅生

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	280
	固定資産	345
	合計	626
負純資産の債及び部	流動負債	139
	固定負債	234
	株主資本	251
	資本金	50
	利益剰余金	201
	その他利益剰余金	201
	（うち当期純利益）	(29)
	合計	626

第 1 期 決 算 公 告

令和８年１月９日

東京都渋谷区神宮前六丁目19番16号

サイファーグループ株式会社

代表取締役　藤原　雅生

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	143,452
	固定資産	20,000
	合計	163,452
負純資産の債及び部	流動負債	544
	固定負債	143,000
	株主資本	19,908
	資本金	10,000
	資本剰余金	10,000
	資本準備金	10,000
	利益剰余金	△91
	その他利益剰余金	△91
	（うち当期純損失）	(91)
	合計	163,452

合併公告

左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、両法人の最終会計年度に係る貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年一月九日

大阪府大阪市淀川区木川西四丁目五番四〇号

（甲）社会福祉法人関西中央福祉会

理事長　武久　敬洋

大阪府吹田市千里山竹園一丁目五〇番一八号

（乙）社会福祉法人六心会

理事長　武久　敬洋

甲の貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	831,784
	固定資産	6,330,471
	基本財産	5,805,613
	その他の固定資産	524,858
	合計	7,162,256
負純資産の債及び部	流動負債	1,043,866
	固定負債	2,889,639
	基本金	693,877
	国庫補助金等特別積立金	1,933,295
	その他の積立金	5,450
	次期繰越活動増減差額	596,127
	（うち当期活動増減差額）	(14,141)
	合計	7,162,256

乙の貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	77,643
	固定資産	434,333
	基本財産	431,120
	その他の固定資産	3,212
	合計	511,976
負純資産の債及び部	流動負債	49,331
	固定負債	285,091
	基本金	218,855
	国庫補助金等特別積立金	119,066
	その他の積立金	—
	次期繰越活動増減差額	△160,368
	（うち当期活動増減差額）	(△6,115)
	合計	511,976

第 11 期 決 算 公 告

令和８年１月９日　東京都港区東新橋２丁目３番３号

株式会社メディカルノート

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	755,002	流動負債	258,254
固定資産	366,169	固定負債	431,724
		株主資本	352,123
		資本金	100,000
		資本剰余金	4,380,557
		その他資本剰余金	4,380,557
		利益剰余金	△4,074,484
		その他利益剰余金	△4,074,484
		（うち当期純損失）	（444,881）
		自己株式	△53,950
		評価・換算差額等	△929
		その他有価証券評価差額金	△929
		新株予約権	80,000
資産合計	1,121,172	負債・純資産合計	1,121,172

第 36 期 決 算 公 告

令和７年12月11日　東京都千代田区神田錦町二丁目11番地

コスモス商事株式会社

代表取締役　寺田　武春

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	8,809,842	流動負債	5,221,217
固定資産	36,330	固定負債	4,570
		（うち退職給付引当金）	（4,570）
		株主資本	3,588,773
		資本金	100,000
		利益剰余金	3,488,773
		利益準備金	25,000
		その他利益剰余金	3,463,773
		（うち当期純利益）	（846,751）
		評価・換算差額等	31,611
		繰延ヘッジ損益	31,611
資産合計	8,846,171	負債・純資産合計	8,846,171

第 21 期 決 算 公 告

令和８年１月９日

埼玉県所沢市小手指町一丁目１番地４

株式会社住協ホールディングス

代表取締役　安永　久人

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	39,668	流動負債	39,398
固定資産	33,362	（うち賞与引当金）	（39）
		固定負債	28,094
		（うち退職給付引当金）	（20）
		負債合計	**67,493**
		株主資本	5,538
		資本金	100
		資本剰余金	2,703
		資本準備金	75
		その他資本剰余金	2,628
		利益剰余金	3,211
		利益準備金	9
		その他利益剰余金	3,201
		自己株式	△ 476
		純資産合計	**5,538**
資産合計	**73,031**	**負債・純資産合計**	**73,031**

損益計算書の要旨（自　令和６年10月１日　至　令和７年９月30日）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	1,594	税引前当期純利益	107
売上原価	921	法人税、住民税及び事業税	34
売上総利益	673	法人税等調整額	△ 1
販売費及び一般管理費	540	当期純利益	74
営業利益	132		
営業外収益	0		
営業外費用	25		
経常利益	107		

第 44 期 決 算 公 告

令和８年１月９日

埼玉県狭山市狭山台四丁目27番38号

住協建設株式会社

代表取締役　安永　久人

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	78,994	流動負債	35,001
固定資産	6,237	（うち賞与引当金）	（343）
		（うち工事補償引当金）	（145）
		固定負債	15,483
		（うち退職給付引当金）	（120）
		負債合計	**50,484**
		株主資本	34,495
		資本金	100
		資本剰余金	200
		その他資本剰余金	200
		利益剰余金	34,195
		利益準備金	35
		その他利益剰余金	34,159
		評価・換算差額等	252
		その他有価証券評価差額金	252
		純資産合計	**34,747**
資産合計	**85,231**	**負債・純資産合計**	**85,231**

損益計算書の要旨（自　令和６年10月１日　至　令和７年９月30日）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	66,459	税引前当期純利益	6,534
売上原価	56,850	法人税、住民税及び事業税	2,178
売上総利益	9,609	法人税等調整額	18
販売費及び一般管理費	2,931	当期純利益	4,337
営業利益	6,678		
営業外収益	297		
営業外費用	440		
経常利益	6,534		

第 47 期 決 算 公 告

令和８年１月９日

埼玉県所沢市小手指町一丁目１番地４

株式会社住協

代表取締役　安永　久人

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	56,386	流動負債	22,394
固定資産	8,421	（うち賞与引当金）	（62）
		固定負債	11,016
		（うち退職給付引当金）	（18）
		負債合計	**33,411**
		株主資本	31,354
		資本金	100
		資本剰余金	530
		資本準備金	330
		その他資本剰余金	200
		利益剰余金	30,724
		利益準備金	112
		その他利益剰余金	30,612
		評価・換算差額等	41
		その他有価証券評価差額金	41
		純資産合計	**31,396**
資産合計	**64,808**	**負債・純資産合計**	**64,808**

損益計算書の要旨（自　令和６年10月１日　至　令和７年９月30日）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	38,669	税引前当期純利益	4,872
売上原価	29,331	法人税、住民税及び事業税	1,592
売上総利益	9,338	法人税等調整額	82
販売費及び一般管理費	4,089	当期純利益	3,197
営業利益	5,249		
営業外収益	79		
営業外費用	456		
経常利益	4,872		

決　算　公　告

令和８年１月９日

兵庫県三木市別所町西這田573―62

株式会社灘銘木店

代表取締役　吉本　　満

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	100,703
	固定資産	73,679
	合計	174,383
負純資産の及び部	流動負債	23,024
	固定負債	35,676
	株主資本	115,682
	資本金	14,000
	利益剰余金	102,362
	利益準備金	19,000
	その他利益剰余金	83,362
	（うち当期純利益）	(724)
	自己株式	△680
	合計	174,383

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年二月二十日であり、株主総会の決議は令和七年十二月二十日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年一月九日

兵庫県三木市別所町西這田五七三―六二

株式会社灘銘木店

代表取締役　吉本　　満

第 30 期 決 算 公 告

令和８年１月９日

東京都豊島区東池袋一丁目６番７号

株式会社東京計画

代表取締役　安部　　徹

貸借対照表の要旨

（令和７年８月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	2,616,079
	固定資産	7,866,839
	資産合計	10,482,917
負債及び純資産の部	流動負債	320,250
	賞与引当金	16,021
	固定負債	2,310,119
	退職給付引当金	6,960
	株主資本	6,616,447
	資本金	10,000
	資本剰余金	10,000
	その他資本剰余金	10,000
	利益剰余金	6,596,447
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	6,593,947
	（うち当期純利益）	(221,089)
	評価・換算差額等	1,236,102
	その他有価証券評価差額金	1,236,102
	負債・純資産合計	10,482,917

第 79 期決算公告

令和８年１月９日

愛媛県喜多郡内子町内子2240番地１

森文醸造株式会社

代表取締役　森　　秀夫

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	192,176
	固定資産	47,030
	合計	239,207
負純資産の及び部	流動負債	4,731
	株主資本	234,475
	資本金	27,762
	利益剰余金	206,712
	利益準備金	4,278
	その他利益剰余金	202,434
	（うち当期純利益）	(7,689)
	合計	239,207

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、両社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年一月九日

愛媛県喜多郡内子町内子二二四〇番地一

（甲）森文醸造株式会社

代表取締役　森　　秀夫

愛媛県喜多郡内子町内子三七〇七番地

（乙）有限会社森酢卵研究所

代表取締役　森　　秀夫

第 10 期 決 算 公 告

令和８年１月９日

埼玉県さいたま市浦和区高砂一丁目２番１号エイペックスタワー浦和オフィス西館

ＭＥホールディングス株式会社

代表取締役　小柳　　敏

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	620,357
	固定資産	380,980
	合計	1,001,337
負債及び純資産の部	流動負債	216,504
	固定負債	221,101
	退職給付引当金	2,950
	株主資本	563,731
	資本金	10
	資本剰余金	268,649
	資本準備金	268,649
	利益剰余金	295,071
	その他利益剰余金	295,071
	（うち当期純利益）	(65,534)
	合計	1,001,337

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、令和八年二月二十日までにお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年一月九日

埼玉県さいたま市浦和区高砂一丁目二番一号エイペックスタワー浦和オフィス西館

（甲）ＭＥホールディングス株式会社

代表取締役　小柳　　敏

埼玉県さいたま市浦和区高砂一丁目二番一号エイペックスタワー浦和オフィス西館

（乙）ＭＥマイホーム計画所沢株式会社

代表取締役　横尾　　樹彦

第 5 期 決 算 公 告

令和８年１月９日

埼玉県さいたま市浦和区高砂一丁目２番１号エイペックスタワー浦和オフィス西館

ＭＥマイホーム計画所沢株式会社

代表取締役　横尾　　樹彦

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	55,269
	固定資産	20,923
	合計	76,193
負純資産の及び部	流動負債	109,259
	固定負債	30,398
	退職給付引当金	3,320
	株主資本	△63,464
	資本金	10,000
	利益剰余金	△73,464
	その他利益剰余金	△73,464
	（うち当期純損失）	(50,710)
	合計	76,193

第 38 期 決 算 公 告

令和７年12月19日

東京都千代田区内神田二丁目３番３号

株式会社フーマイスターエレクトロニクス

代表取締役社長　武石　将樹

貸借対照表の要旨

（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	13,800,545
	固定資産	5,805,728
	資産合計	19,606,273
負債及び純資産の部	流動負債	11,329,184
	役員賞与引当金	22,480
	賞与引当金	30,012
	その他	11,276,692
	固定負債	1,914,169
	役員退職慰労引当金	583,841
	退職給付引当金	209,941
	その他	1,120,385
	負債合計	13,243,353
	株主資本	6,156,287
	資本金	480,000
	資本剰余金	2,411,843
	資本準備金	350,450
	その他資本剰余金	2,061,393
	利益剰余金	3,264,444
	利益準備金	50,000
	その他利益剰余金	3,214,444
	（うち当期純利益）	(138,145)
	評価・換算差額等	206,632
	その他有価証券評価差額金	206,632
	純資産合計	6,362,919
	負債・純資産合計	19,606,273